

62

395

早稲田大學三十年度
有職故實

小杉 榎邨

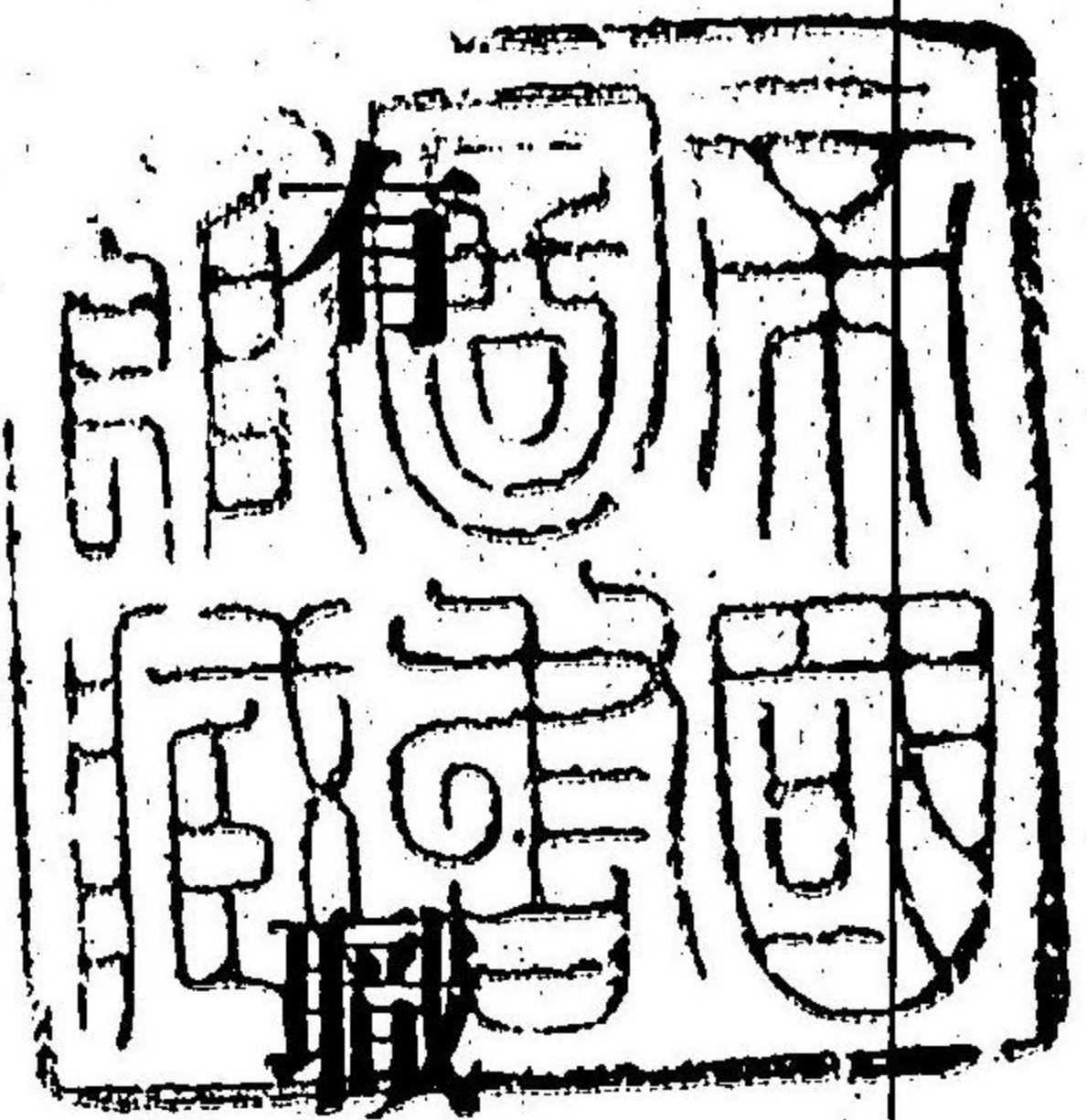
310467-000-0

62-395

有職故實

小杉 榎邨 述

文學博士 小杉楹邨述



故實



早稻田大學出版部藏版

有職故實目次

(一)	有職故實といふ語の解	一
(二)	有職故實學の大體	五
(三)	今の西京の皇居の由來	九
(四)	皇居の地域及び御建築の概畧	二五
(五)	皇居にて行はれし恒例臨時の朝儀分目	三七
(六)	平安朝の大内裏概畧	四五
(七)	大内裏考證及び附圖	五七
(八)	上古の官職概畧	五九
(九)	うちかばね	七三
(十)	衣服 その一	八三
	衣服 その二	一〇一
	衣服 その三	一二三

衣服 その四……………一三八

衣服 その五……………一四二

女子の衣服 その一……………一四九

女子の衣服 その二……………一五九

有職故實

文學博士 小杉 楳 邨 講述

(一) 有職故實といふ語の解

有職と故實とはもと格別なる一學業にして、一つはさにいふべき名稱ならぬことは、本朝は、神代卷諸君も心得らるべきならむを、こゝに其略説せん。まづ有職のかたは、續日本紀(桓武天皇)延暦九年七月、百濟王仁貞以下四人上表の文に、應神天皇命、上毛野、遠祖荒田別使於百濟、聘有職者國王貴須王、恭奉使旨、擇採宗族、遣其孫辰孫王(一名智宗王)隨使入朝。天皇嘉焉、特加寵命、以爲皇太子之師矣。とあるを味ふべし。これ即ち百濟國より、漢學の先達を聘され、皇太子の御師範ともてあつかひ給ひしならずや。又三代實錄(清和天皇)貞觀五年五月の條に、當時有職式部少輔從五位下小野朝臣篁云々ともあり、この篁といふ人は、世間に聞えわたりし和漢の學匠、詩歌書畫などにも、そのかみ比類の人なきまでにもてはやされしならずや。されば此等の一二を以て、愚按するにも、今いふ所のたゞに男女の裝束沿革の一部分、室内莊飾のかたはしなどを論談し、また婚

禮式法の進退、應接のかけひきなどの一部分をしめしものするを、有職家といひ或は故實者と稱呼するが如き、唯一部分、頗る範圍のせまきわざにはわらで、いはゆる字の如く、博聞多識の才學を有もてる大家をさす稱號なり。これ實に然あるべき事論ふまでもあらず。この他中古假字歴史文の類、大鏡に、小野宮實頼公を、大かた何事にもいふそくに、御心うるはしくとあるも物しりの意。また源氏物語に、いふそくの限りといひ、心にききいふそくども、心々にあらそふなどある、みな文學卓絶の識見を有てる人をさせる名なる事は、世間の物しりといはるゝ人の限りをよびとへのさせ給ひ、其すぢの事を行はせ給ふをいひ、又心にきき云々とは、奥ゆかしくよるづにわたり、心得ある學匠どもが、われもくゝと其みづからの識見を競争して、まけじ劣らじとかきくらべのものを審判する意にいへるを以ても明かなり。この名稱なほこの源氏物語の文中、又今少しさかのぼれる宇津保物語その他にもあるべけれど、さのみはとて畧く。

故實のかたにていは、類聚國史(百四)文の部(桓武)延曆十三年、藤原繼綱等が國史編成の上表文に、總而書之以備故實と見え、また同十六年、重ねて國史編成の菅原真道

等の上表文に、臣等搜故實於司在、詢前聞於耆老とも見え、また三代實錄(清和)貞觀十一年十二月、伊勢奉幣の告文に、我朝乃神國止畏、憚來留故實(平澆)多失賜奈などあるをはじめ、格式等の文中にも、所々見え、なほ古語拾遺にも、顧問故實(藤原)靡識根源とあるなど、みな皇國の故き事實に關かることがら、典故を研究したる意義をさせるものなり。さればこの意味を概ぶに、有識とは最も博く、頗るその關係の大なるからに、その有識といふ字義の中に、故實の意も、おのづからこもれるが如く、おぼゆいづれにも故實學といふは、典故の起源由來より、沿革のすゑまでも、こまかに穿鑿すべきものにして、律令格式など制度に涉り、これを熟くわきまふる學術なり。さて有識も、故實も、おほよそ上にほいふが如き意義にして、そのいうそくとは、物しり博學の人をさせるが故にも、と識の字をかきしを、かの百官職掌のことをもせる、官職秘抄、或は職原抄などいふものを講述して、おもに官職の典故沿革をしらぶる學科、さかりに行はるゝ頃にいたりて、職とかくが如くなりしなるべし。蓋しその百官職掌の事より、今いふ裝束の沿革、武器の盛衰用法を勘注し、また婚儀作法の進退、饗膳の獻撤などにも涉りて、これを講ずるも、みな有職とか、故實とかいふもの

の外ならねど、いはゆる本末の別あるを辨ふべし。實に手せまき一種の末藝を主張して、今その有職家とか、故實者などいふは、最も負けなきわざとやいはん。さはいへど、こゝに講義せむとする楳邨は、其むかしの有識者、故實家などいふべき學才は、もとよりあるにあるべくもあらず。然りとて、今いふ有職故實の小笠原伊勢傳などいふものにもあらず。僅々國典の一斑をうかゞふ老生なり。この學科擔負するを以て、聊この定義を解く。

(二) 有職故實學の大體

史を讀むもの、歴世の制度及びその沿革を辨へ知らざれば、盛衰變遷のゆゑを詳かにする事能はず。されば此學科は、主としてむかしの事實のありしやうを節畧して其要領を述べんとす。故に有職といひ、故實といふ語を、今は一つ々きものとし、相通はせてこれを辨す。蓋しこの有職の名稱は、(一)にいふが如く、もと學匠の美稱なるを、たゞちに科業の名目に應用しつるなり。此名即ちすべての學術にとりて、大かたの物しりなるからに、吾朝の典故事實を研究することも、多くこの中にこもれる意味あり。

そも、有職故實と唱ふる學科の大本は、遠く神世の故實、古事記、日本書紀に見えたるありさまより研究して、建國の大體はいふに及ばず、萬世一系の神勅の如き、その大義名分いとも嚴重にして、いさゝか動く事なき君統は、かの繼承したまふ順序あり、臣系また、民族の制を起したまひしをりよりつゞきて、大化改新の制度、大寶の律令を始て、何くれと損益したまひしことのあとを、博く通考してその理由を辨知

するまに、今にてらしあきらむるがいはゆる有職故實といふ一科の根源といはんのみ。

またその制度故實といふものに時代あり、その順序を心得むは、この學科大體の簡要なり、概略を示さば左の如し。もとより強て、この標目に拘泥すべきにあらねど、まづは、

(一) 太古 神世にありしことのあとをひろひてこれをいふ。

(二) 上古 神武天皇ころより、皇極天皇の御宇までをいふ。

(三) 中古 孝徳天皇の大化元年より、文武天皇の大寶年間の律令撰定以後、安徳天皇壽永四年、即ち鎌倉に幕府を創置する以前までをいふ。

後鳥羽天皇の文治二年より、足利氏幕府を建てられたる間までをいふ。

(四) 近古 織田氏、豊臣氏を経て、徳川氏幕府を建てられたる間に渉る事どもをいふ。

(五) 近世 今上天皇の明治元年そのかたをさす。

(六) 近代 今上天皇の明治元年そのかたをさす。

凡そ上の標目は、たゞその時代を區別して、温古知新の摘要に供ふべきつまざるしなれば、或は人々のみづから立てたるむきくにて、かならず差等あるべきは、論ずるまでもあらぬを、今楳邨のつまざるしをこゝにかゝげ置く。

また近代故實を解くに、公家故實といひて、束帯、衣冠の制を研究し、儀式、節會などの事を論じ、武家故實といひて、將軍家より、諸侯がたの家法式禮を始め、甲冑、武器の品定する徒は、みな(一)にいふが如き、一部分の、末技なりといへど、其公家故實は、その昔西京に於て、やむごとなきあたりに入出し、これを伺ひ得しよしなれば、あなかしこ、吾徒の如き、獨學、固陋のものよみにあらず、また武家故實は、今も其家と稱ふる、足利家時代より相傳する所の小笠原氏、或は伊勢氏の末派など、これみなその故事を承け得たるよしにさく、されば其人々の門にいたり、さかまほしく尋ねまほしき事多けれど、いとまなき身は、心は心としていまだ果さず、なほ實技を心がけられん人は、其家々に就てこの上に參照して可なりとす。

この有職故實の學は、むかしの御代々々のことのおとを知りて、今世の政理法制に考へ合すべきための科業なり、然るをたゞ、往昔の歴史の故實を辨へ知れるのみに

ては恰も精神なき木偶の體を具へたるいたづらものならんといふべし。これを今古の法制政理に参照し、さてその發動を得たらんがときは、血脈するどく、氣息たしかなる活人の、すこやかにかけめぐるに比すべからん。されば此かたのむねと研究すべき書目は、律令格式より、政事要略、禁秘御抄、職原抄、或は雅亮裝束抄をはじめ、衣冠裝束書類、また武家の貞永式目をはじめ、て、凡そ政書ともいふべきものなりかし。

(三) 今の西京の皇居の由來

(三)にいふが如く、時代の順序にしたがひて、上古よりやうく、近代にいたる頃はひに係る事實を辨知すべきが差あたる理りなれど、まづ目の前に見えしらがふもの、の實況を能く心にしめ、さて其あり來しやうの沿革くさくをさかのぼり考へむたさむ事、今日にありて却て便益を得べく注意しつるからに、其順序をしばらく前後して、こゝに題するが如く、今の西京の皇居となりし由來をとき出む。

今の皇居となりし初めを尋ねるに、むかしは東洞院土御門殿といひて、正親町よりは南、土御門よりは北、東洞院よりは東、高倉よりは西にあたる所にて、方四十丈の邸なりき。然るに現今の兆域は、數百年の後に豊臣氏これを廣め、徳川氏三百年の間に漸々さらに擴張して、南面にして東西百三十七間半、東面にして南北二百四十六間餘、西面にして南北二百四十六間餘、北面にして東西百三十三間となる。これ只今拜觀する所の間數なり。

さて此地は、山槐肥治承四年の條に、三月四日、今夜新院遜位之後、始有御幸土御門殿

土御門北、東洞院、東大納言と見え、また高倉院殿島御幸紀に、治承四年三月四日夜に
 邦綱加家、先時、高倉院殿也、と見え、また高倉院殿島御幸紀に、治承四年三月四日夜に
 不_レて、土御門高倉邦綱大納言の家_ニに御幸あり、とも見えたるが、即ち此邸にして、閑院
 内裏、閑院内裏の邸より、遷御あり、これよりさき、既に仙院となりしこととあり、
 し縁故ならんか、そも此第宅は、藤原氏敏代御領、其或は源季實の家となり、またかの
 大納言邦綱の家となりし其間に、時々上皇の仙洞にあてられ、この御幸の後、専ら
 朝廷に屬せるもの如く、何くれの記録に見ゆ、されば、承明門院、宣陽門院、陽徳門院
 など、もしばし住せ給ひ、後醍醐帝、潜龍のをり、無品親王にて、この邸好むとありし
 さませ給ひし御事、増鏡に見え、又後宇多帝は、この邸にて降誕あらせられ、伏見帝は
 火災をこの邸に避けたまひ、花園帝は、受禪のため、こゝに遷御せしむたり。又
 本は、増鏡に、東宮光嚴院の陽徳門院の、土御門東洞院殿へ行啓はじめあり、とあるも
 即ちこゝなり。花園帝こゝにて、後醍醐帝へ御位を譲り給ひし御幸は、園大曆に、文保
 三年二月廿四日、抑明後日、爲行讓位節會幸土御門殿、東洞院後御所也廿六日、今日讓位也、本
 〇御門東洞院被行節會、劔璽渡御とあるを思ふべし、然れども、後醍醐帝は、冷泉宮小路
 殿この西小路に、西小路を皇居と定め、東小路たり、帝笠置に蒙座あらせらるゝや、九月廿日、

北條高時、皇太子量仁親王を奉して、東洞院土御門殿に即位の式を行ふ、これより
 一時、北朝の天皇の皇居となる。引續き南北御分争のかたちとなりて、五十餘年に及
 ぶ、其間は全く北朝歴代の皇居なりしに、南朝の元中九年閏十月、即ち北朝の明德四
 年、後龜山帝、神器を後小松帝に譲らせ給ふに及びて、始て正統天皇の宮闕となれり。
 然るに應永八年三月この宮、火災に罹りければ、天皇その難を、足利義滿將軍の室町
 の第に避け給ひ、同年八月にいたりて、内裏造營の事を始め、九年十一月、新造内裏へ
 遷幸あらせらる。これ義滿將軍の造進する所ながら、諸國に段錢といふもの渡課せ
 て經營せしものなり。尋て嘉吉三年九月廿三日の夜、日野有光朝臣、南朝の皇孫を奉
 して内裏を襲ひ、火を縱ちて皇居焼亡に罹る。僅に四足門と東門を遺して、名器を始
 め、文書のだひひ、みな烏有となれり。是に於て、天皇近衛房嗣公右大の第に其難を避
 け給ふ。十月に至りて、内裏造營の爲なりとて、費用課當の事始まれりといへども、職
 く行はれがたし。文安三年七月、東南垣を築き、十二月に至り、御渡殿の柱立ありしも、
 數年を歴て、康正二年四月、紫宸殿柱立あり、同むく七月に至り、新造内裏に遷幸あり
 き、其より後、十年ばかりがほどは、應仁元年にして、正月より戰亂となりしかば、なほ

其難を避け給はんとて、俄に足利氏の室町第に行幸ありしも、幾日ならず還幸あり。又八月廿三日にいたり、俄に行幸ありて、京師は即ち戦ひのちまたとなりて、神社佛閣を始め、巨室甲第みな擧て灰燼となりしかども、この宮闕は幸に其難を免かれぬ。然れども、當時戦亂息む時なく、干戈日々に動き、最も危険に際するを以て、僅に室町幕府に御坐をすゑられて、還幸の期を待せられつゝ、既に十餘年に及ぶ、其間幕府も災する事ありしかば、其時に臨み、足利氏の小川第、また北小路第などに、遷御し給ひて年あり、こゝに北小路の第も災せしかば、僅に一條政資公の第に、其難を避け給ひし事もありき、漸く文明九年にいたり、東西の軍旅散して、京師はむめて兵塵を免れしかば、皇居造營の議始まりて、其十一年三月事始めの式行はる。この歳造營成りて、十二月新造内裏に還幸ありき、かの應仁元年に、軍駕宮闕を出られしより、こゝに及びて凡十二年を経たり。然るに、後法興院殿記近衛に曰く、文明十一年十二月七日今夜天皇遷幸土御門内裏、每事省略也、抑今度内裏修理事、清涼殿、黒戸、對屋、一字、大破之外、并不及御修理、春興殿御門等、如形有假營云々、とあるを按すれば、この時諸營造營をみるは、一時補理にとゞまりしことなるべし、實に應仁の役は古今無比の大

亂にして、京師の糜亂破壊いふべくもあらず、後土御門帝より後奈良帝にいたる、凡そ百年間は皇室式微の極にして、時ありて少しく修補行はるゝといへど、みな一時苟且に止まりて、はなやかなる營繕ある事なかりし也、しかのみならず、永正十七年大風にて、宮中所々破損しければ、更に修理を加へられつゝ、大永元年三月、後柏原帝、この紫宸殿にて即位あり、是れ里内裏の紫宸殿にて即位の禮を行ふことの始めとす。なほ天文四年二月五日夜、大風ふきて、日華門等顛倒しぬ、されば六月三日、日華門造營木造始を行ひ、即位の準備として、内裏を修理せらる。同五年二月廿六日、後奈良帝、この紫宸殿にて即位の禮を行ひ給ふ、そもく、後柏原、後奈良兩帝は、いとかしこくもそれにあつべき、費用なかりし故を以て、踐祚の後、即位の禮久しく行ふ事を得給はざりしを、數年經過して、こゝに僅に其式を擧させ給ふ、同十年に、また大風吹て、宣陽殿廻廊月華門等、みな顛倒しき、然るに、永祿三年正月廿三日、正親町帝即位ありといへども、なほ百方經營と、のひがたく、僅に其式のみを擧げ給ひぬ、實にこの時皇室衰微の極にして、其禮容易に行はれず、况んや皇居の修補の如き、固より及ぶ所にあらず、殆風日をも蔽はざるにいたる、されば立入宗繼といふもの、万里小路惟

房卿に説き、織田氏に密勅を賜ひて、託するに興復の大計を以てせんとす。帝猶かにこれを聽き給ひ、宗繼をして使命を傳へしめ給ふ。實に永祿七年なり。同十一年、織田氏兵を擧て入京し、首として勅旨の三事を奉行す。これ皇居再造の始なりとす。さて三年にして其功を奏すといふ。又洛中をして、内裏築地を築かしむる事もあり。彼の足利氏の末世より、久しく頽廢衰微せし皇居、之に及びて、初て一新の時にあふ。又三條新殿を修理し、之れを祇仁親王に奉り、また轉退の公卿を復して、家祿を給し、また離散せし市人を完聚す。こゝに於て、密勅の三事は、各其緒に就けり。既にして、豊太閤、織田氏にかはり、自らに皇居の造營に關す。此時正親町帝、御年齢いと高し。皇嗣、祇仁親王三十の御齡に過ぐ。豊公その讓位の事あらんために、先仙洞を造營あり。前田素以法印を以て其事を董らしむ。天正十三年二月、新内裏院の御所地築有之。同十二月内裏院、二三日棟上也など、梵舞日記にみゆ。思ひ合せらる。又天正軍記に、院の御所を建、御即位取行はれ、まつ院の御所造營なし奉るとある。此事なり。然るに其翌る十四年七月、祇仁親王、いまだ受禪に及ばせ給はずして、嘉御ありければ、十一月七日、皇孫、周仁親王に讓位あらさむ給ひ、帝の御所同廿五日、織田氏造進せられし紫宸

殿にして、即位の式を擧げ給ふ。初め織田氏の造營するや、猶いまだ完全にいならずれば、豊臣氏さらに造營の功をつぎ、前田玄以法印を以て奉行として、天正十八年十月、新造内裏に遷御あり。同十九年十一月、紫宸殿上棟なり。翌る文祿元年九月、豊臣氏參内して、清涼殿に於て謁見の事あり。此時舊來の地盤を、東北に拓出し、大凡南北百廿一間、東西百十五間半の地盤とす。これより以來は、かの荒廢の宿弊を一新して、まつ以て皇居の躰や、なれりしものといふべし。さて徳川氏大政を執るに及びて、慶長十一年、諸侯に課役して、皇居内外の築地をきづかしめ、結城秀康氏を以てこれを營せしむ。此時外部の築地四百三十四間、内部にあるもの六十間、豊臣秀頼氏以下一同間を分ちてこれを築造す。こゝに至りて皇居の地域は、東より西に互りて、南面の築地百十五間半、北面五、東面百三間、西面百十五間、北に互れる築地は、仙洞の地域に屬すといふ。さてまたこの造營宮殿は、紫宸殿を始め、清涼殿、常御殿、御學問所、配録所、御清所、女御御殿、東西對の屋、其他雜舎にいたるまで、大凡營令拜觀するが如くに全備せり。これ徳川氏皇居造進の始なり。さればこの時にあたりて、豊臣氏造營に係る舊宮殿は、毀撤せられ、紫宸殿は仁和寺、清涼殿は南禪寺に賜はりしといふ。

仙洞御所は、皇居の北にならびて、東西七十九間、南北百二間六尺五寸の地域を以て、これを造營せられ、慶長十六年三月、後陽成帝位を譲らせられて、この仙洞に遷御し給ひ、後水尾帝その四月十二日を以て新宮紫宸殿にて即位し給ふ。まこと此時の皇居たるや、もとは足利氏時代の制になれりしを、さらに擴張せられしものなれば、其規模の如きは、頗る廣くなりしやうなれど、制度における近古苟且の弊をまぬかれず、紫宸殿の東に春興殿あり、西に宣陽殿あり、紫宸清涼の二殿の御間取も古制にあらずして、常御殿は紫宸殿の北にあり、東福門院入内し給ふに及びて、皇居の東北に、その宮殿を營造せられぬ、明正帝の御時、さらに内裏を修造せられ、寛永十九年、上棟の御式を行はれ、二十年にいたりて、御讓位あり、後光明帝は、十一月廿一日を以て、新宮に即位し給ふ。この時の造營は、小堀遠江守政一、その事に任せられたり、然るに同帝の承應二年六月廿三日、京師火ありしが、延て内裏に及び、後水尾法皇、明正上皇、東福門院の宮々、盡く焼亡しぬ、天皇はその火を、一條關白教輔公の第に避け給ひて、こゝを假皇居とし給ふ。されば幕府所司代板倉周防守重宗に命じ、永井信濃守尙長を總奉行として、皇居を始め、諸殿舎造營の着手あり、同年三月事始の

式を行ふ、豈圖らんや、九月廿日、天皇假皇居にして崩御し給ふ、同年十一月十日、皇弟眞仁親王を新宮に御さしめ、廿八日踐祚ありて、明年正月廿三日、即位の御式を行はせらる。これ即ち後西院天皇の御事なり、然るに同帝の萬治四年正月十五日、皇居及びまた三院もみな焼亡の難に罹る、こゝに於て天皇は、近衛關白基熙公の第に避け給ひて、こゝを假皇居とし給ふ、幕府所司代收野備前守親成に命じ、其事を董し、諸侯伯に課せて、役を助けしめて、皇居を造營す。其年の十一月上棟式を行ひ、翌る寛文三年正月御讓位ありて、四月廿七日、靈元帝新宮に即位の式を舉げ給ふ。然るに同帝の寛文十三年五月八日夜、鷹司家火を失して、皇居及び仙洞後西院、東院明正、女院東福門院の三宮また悉く炎上す。天皇また近衛基熙公の第に、これを避けて御坐す。幕府皇居及び其他の諸殿舎を造營せんとして、所司代永井信濃守尙庸に命じて、其事を董さしむ。延寶三年十一月十六日上棟、廿七日を以て、新宮遷御と卜定せしめられしに、その廿五日、一條油の小路より失火し、延て假の皇居、近衛氏の第、本院の御所に及び、大半焼亡しければ、天皇は俄にその難を吉田神社に避け給ふ。然れども、幸にして新宮無異なりしを以て、卜定の如く、十一月廿七日新宮に遷御ありき。かくて東山帝の寛永五

年三月八日、三條油の小路より失火して、延て皇居及び仙洞上皇女院上皇中宮中子、手東宮、親王一宮秋子内の御所等みな盡く炎上せり。天皇は、此火を賀茂社に避け給ひて、後に近衛家熙公の第に御坐し、假皇居となさせたまふ。幕府皇居を始め、其他の殿舎を造營せんとて、所司代松平豊前守信庸に命じ、總奉行は建部内匠守政守なり。即ち同年九月二日、木造り始めの式を行ひ、六年正月六日、普請始ありて、六月廿一日、假皇居に於て、讓位を行はる。即ち中御門帝踐祚ありて、七月廿六日上棟式を行はれ、十一月五日、新造内裏に遷幸あらせらる。これより後、七十餘年を経て、光格帝天明八年正月晦日、建仁寺町團栗の圖子より失火し、その火勢延蔓して、京師大半焦土となる。されば皇居を始て、仙洞天皇大女院有子女院有子女一宮後醍醐宮々の御所も、盡く焼亡す。かの慶長の造營ありしこのかた、こゝに五回の新造ありしも、必ず慶長の舊に基き規制を失する事少からず。この時にあたり、光格帝睿聖にわたらせ給ひ、復古の勅念一方ならず、かの裏松固禪光世の數年に涉り、困苦考按する所の皇居古制の微蹟を天覽せさせられて、御内旨を幕府に傳へらる。將軍家齊公は、これを承はりて、即ち若中松平越中守定信に命じ、こたびの造營の事を總裁せしむ。定信は學

今も残存

事該博、頗る古典に通じれば、深く皇居改造の顛末に力を盡さんとて、柴野邦彦等に詢り、時の有識博士と共に熱く討議考究して、殿門堂舎を始て、齋障窓櫺の微細にいたるまで、典故に徴し、舊規を存し、時の繪齋師土佐住吉等に命じ、其他の工藝美術のわざなど、みな其圖そのひながたを製せしめ、時々觀感をうかがひて、これを定めむとし、なほ其工費の如き、入札法をもち、その最高額のものを選らみて、製造せしめ、以て姑息苟且の弊を去り、有司輩をいましめ、工匠等を督し、百般の事業、怠りなく、ものゝ、その道々に勉強させしめて、寛政元年三月廿七日、地築始をなし、七月四日、木造初めの式を行ひ、八月十三日、礎柱立の式を擧げ、廿六日上棟の式を了り、同じき二年九月廿六日より、七箇日間、新殿安鎮の御祈を、天台座主眞仁法親王勸修せられ、十月十五日、地鎮祭を行はせられたり。かくて十一月四日、所司代太田備中守資愛、その成蹟を検し、その翌る五日、これを朝廷に致す。この日、遷幸日時定め、陣の議あり、さて十一月廿二日正午、車駕儀衛をそなへ、聖護院の假皇居より、新造皇居に遷幸あり、廿六日、太上皇十二月四日、女院ともに遷御ありき。此時の造營たるや、紫宸殿、清凉殿、宣陽殿、及び内侍所、承明門、玄暉門、朔平門、並びに崇政、青瑣、敷政等の諸掖門、また軒

有職故實 (三) 今の四京の皇居の由來

殿陣座、南廷の回廊、みな古制に復し、賢聖障子を始て、殿上の繪畫等にいたる迄、みな故實にもとづきてこれを更正し、外廷の式のごときは、古昔の大内裏の舊制にや、復するかたちあり、常御殿を東北に移し、其御間どりを廣くあらため、其前に園池を鑿き、この他の所々もなほ擴張して、改修するもの甚だ多し、これを世間に、寛政御造營と稱して、種々書とりものも多く出来て、宮闕御興隆の盛事とせり。

神嘉殿は、寛政二年假りに造營し、文化十三年修造す。皇后御殿は、安永元年中興あり、天明の災後、寛政五年舊の如く、皇居の北に造營ありて、亥年十二月落成す。六年三月、後桃園帝の皇女欣子内親王、入内ありて、皇后冊立の禮を行はる。其後相繼ぎて、皇后御殿となる。御學問所は、寛政造營に省かれしを、文化元年なほ造營着手ありて、十月に落成す。東宮御殿は、寶永災上の後、享保十二年五月造營あり、天明災後、寛政造營の時、皇太子ましまさぬからに、これを省さしに、文化六年二月、恭禮門院の舊御殿を移し、常御殿の北に建築して、東宮中宮の御所と爲さる。明年四月落成す。同十四年三月、東宮受禪新宮に遷御あり、同十五年九月、改めて花御殿ハナノミと稱す。泉殿代イノミは、文政十三年七月二日、京師大に地震したるが、禁苑内に及び、最も危険なりしからに、これを造

營して、以て乘輿避難の所となさんとす。天保元年閏十一月落成す。

嘉永七年四月六日午時即ち安永後院の北殿より失火す、その時東風飄忽、またよくがうちに、後殿にうつり、遂に皇居、准后御殿に延びて、盡く炎上す。天皇其火を、下鴨の社へ避け給ひ、其後、藤原院に假におはし、遂に桂宮に遷御あらせられて、假皇居となす。幕府老中阿部伊勢守正弘を以て總裁とし、新宮造營の事を督す。蓋し正弘は、江戸にありて之をつかさどり、所司代脇阪淡路守安宅、勘定奉行石河土佐守政平、川路左衛門聖謨、京都町奉行兼御作事奉行淺野備前守長祚等、専ら其事にあづかりて力あり。公卿にては、前大納言橋本實久卿、大納言徳大寺公純卿、中納言萬里小路正房卿等、造内裏御用掛となりて、大納言中山忠能卿、大原三位重徳卿、左大辨裏松恭光、修理職奉行を命ぜらる。然るに當時外患已に萌して、國事漸く頻繁なるが故に、宸衷憂念たゞならずおはしませば、皇居御造營の如きも、頗る抑損を事となさせ給ひ、大むね寛政造營の舊規に仍らん事と定りて、其變更、及び新規に係るものは、唯皇居の南面の二隅を方形に擴げられ、坤角を火除地とせられ、巽角に職事預殿を移し、神嘉殿のこけら屋を檜皮屋となされ、常御殿の北に御書室を築き、花御殿の北に、皇子皇女御

殿を築造など、敷事にとらめさせらる。此時鳥居の兆域をしるさんに、安政建營誌に見ゆ所は、南側百二十五間半、東側百六十二間五尺、西側百八十間半とありて、これより北は、女院御所に屬せり。さて安政二年三月十八日、木造始地曳あり、四月八日礎柱立あり、六月十七日、關白政通公工事を巡視し、八月廿四日上棟式を行はせられ、十月二日新宮地鎮祭を執行せられ、廿二日後宮地鎮祭を執行せらる。十一月一日、所司代脇坂淡路守、その成功を巡視して、これを朝廷の職員に引渡さる。四日關白殿新宮を巡檢せられ、同廿三日、車駕假鳥居より出御あり、儀衛を備へ、新内裏に還幸し給ふ。これを世間に安政内裏造營といふ。つらくこの成功を、それこれの文書に就て、概展するに、工匠は百四十萬八千五百五十人にして、その費用の如き、金二十七萬六千二百十三兩三分餘、銀八千五百二十八貫百八十五匁、米二萬千三百九石九斗七升なり。實にこれ幕府、皇居を造進し奉りし最終にして、即ち當今拜觀する所の宮殿これなり。時に淺野備前守は、上にもいふが如く、京都町奉行にして、禁裏御作事奉行を兼務するを以て、終始この造營を董じ、工作一切の事を編纂して、安政内裏造營誌といふもの十卷を作る。その記事詳密、この造營の顛末、最も微するに餘りありといはむとす。

とす。

然るに文久慶應年間を経て、天下の大勢一新し、國家の政權、朝廷より出る事となり引續き、明治二年に、車駕東幸あらせ給ひし後は、そのもとかりそめなりしながら、この皇居、宮闕空虛となり、いとかしこくも一時はこれを開きて、博覽會社に貸附せられし事もありしに、十年にいたり、車駕西巡のをり、久しくこの皇居に御駐筆あらせ給ひ、千歲舊京の宮殿、漸くに荒廢に屬せん事を恐れ、さらに維持策を講むつづ、岩倉贈相國ことに力を其間に盡されて、初め大内保存掛を置れ、十六年十月、更に保存の道を擴張させられ、その保存掛を廢せられ、宮内省の支應を置かれしも、なほ十九年これを廢し、主殿寮出張所を置かれ、其職員をそなへられ、章程を定めて、明治十年より同二十一年まで、毎年内帑の金四千圓をあて行はれて、以て舊觀を失はざらしめよとの旨を達せられ、その不用の御建物の如き、或はこれを東京に移し、又は神社に御寄附あり、必要の宮殿のみこれを大に修理を加へ、洒掃を嚴重にし、開閉を慎戒せしめ、よく監督して、永遠に維持すべき方法を立られて、再び京都皇居と號するにいたる、皇室典範を定めらるゝに及び、即位の禮、大嘗の典は、必この皇居にて行はせ

らるゝ事と規定せらるゝは、實にゆゑある御事なるべし。
此記事は、先年關係せし、平安通誌の原稿に、むねと據りてたぐものす。

(四) 皇居の地域及び御建築の概略

○(三)にいふが如く、皇居の地域は、方今南面にして東西百三十七間半、東面にして南北二百四十六間餘、西面にして南北二百四十六間餘、全く東西兩面は同じ、北面にして東西百三十三間あり、東西面は少しく差ある事上の如し、さてその御正門は、南を建禮門といひ、櫓木造りにして柱の間三間一尺、梁行二間三尺六寸、簷の高さ石口より冠木下まで一丈五尺五寸、軒出九尺六寸あり、屋根は檜皮葺なり、車駕行幸還幸の時、開くものとす、東の御門を建春門といふ、これも櫓木造りにして、柱の間三間一尺、梁行二間四尺八寸、高さ石口より冠木下まで一丈五尺三寸あり、なほ檜皮葺なり、西を、宜秋門といふ、是も櫓木造りにして、柱の間三間一尺、梁行二間三尺六寸、高さ石口より冠木下まで一丈五尺五寸、檜皮ぶきなり、北を朔平門といふ、これも櫓木造りにして、柱の間二間五尺、梁行二間一尺、高さ石口より冠木下まで、一丈三尺五寸、屋根は木賊葺なり、この四門を四方の正門とす、其他清所御門、皇后宮御殿御門あり、城内の南部を天皇陛下の皇居とし、北部を皇后宮の御所とす、また建禮門の内に、承明門あり、

瓦屋根なり、東西五間、扉三間にして、回廊ありてこれに屬す。その東に日華門、西に月華門あり、みな瓦屋にして、南北三間、扉一間なり。

紫宸殿は、昔の大極殿ともとなふべき、すべて天下の大政をさこしめす御正殿にして、即ち承明門の内に建られ、南面檜の白木造り、御屋根は檜皮ぶきにして、桁行十六間六尺、梁行十一間三尺五寸の總御板敷なり、軒の高さ二丈五尺九寸、軒の出端一丈六尺、簀子御椽の高さ地より御椽上まで七尺八寸、壇上高さ一尺八寸、かづら石内叩き土なり、御階の東西に櫻橋を相對して植らる。本殿内中央に、御帳臺をすゑ置かれ、また賢聖御障子といふものもこの御殿内にあり。

清涼殿は、紫宸殿の乾位に建られて、紫宸殿の北椽より階を下り、長橋の渡廊を渡りて、本殿の小板敷に至る、東面檜の白木造り、御屋根は檜皮葺にして、桁行十間半、梁行七間四尺五寸、北桁行四間四尺、梁行一間半、北取合桁行三間、梁行一間三尺五寸あり、總御板敷にして、軒の高さ二丈二尺二寸、北廂の軒高さ北取合軒の高さ等一丈七尺、軒の出端一丈、軒出八尺八寸、北取合軒出九尺七寸なり、簀子御椽の高さ地より御椽上まで三尺なり、大内裏の舊時に比しては大に狹隘なれども、然れども本殿内に

も御帳臺をすゑられ、晝、御座、夜、御殿、石灰、壇、朝かれひの間、臺盤所、また櫛形の窓もあり、弘徽殿の上局、萩戸二間といふも、いさゝめなから置かれ、荒海の御障子、年中行事の御障子も立られ、鴨板といふ板間もあり、小板敷もあり、又其御次に殿上、間もあり、て、殿上の簡も置るなど、みな舊式を遺されたる、いと貴とく見奉る、竹臺も此座にあり、また(三)にも既にいふが如く、溫明殿即ち内侍所、及び神嘉殿など、今は撤せらる、これ明治廿二年八月に、大和國橿原神宮に移されて、該宮御造營にあてられき。

小御所といふあり、清涼殿の北廊より、東に折れまがる長廊ありて、こゝに通せらる、南に紫宸殿あり、或は宜陽殿にも通ず、北は御學問所といふ、皆相通するに廊下あり、本殿は東面、あづまや造り、檜木の建造なり、御屋根もなほ檜皮葺にして、中央の北の御間を上段、其南を中段、又、其南を下段とす、各御臺十八帖をしかる、東の二間に十二間の東廂あり、南北及び西には各一間の廂あり、其廂外には御椽ありて、高欄を施され、東面及び南北にも階あり、本殿内の御障子襖の繪は、皆古式なる極彩色にして、各色紙形を押され、歌を題す、さて本殿は、舊幕府時代には、幕の使臣、或は所司代など拜謁を賜ひし所なりしが、近時參内の諸侯伯も、多くこゝにて拜謁しつ、本殿の桁行十

二間、梁行七間、軒の高さ一丈七尺九寸、出端九尺八寸、御椽の高さ三尺三寸なり。御學問所は、小御所の北に在りて、これも長廊を経てこゝに通す。こゝより又長廊ありて、御三間御殿と、常御殿にも通せらる。本殿も東面の檜木造り、御屋根は檜皮葺なり、北を上段として、御床及び御違棚あり、次を中段として、二重御棚あり、次を下段として、各御疊十二帖半をしかる。上段の西に菊御間といふあり、東に御違棚あり、次に山吹御間といふあり、又次に雁御間といふあり、又三方に御内椽あり、廣一間、其外に外椽あり、こゝにも高欄を施さる。東南二方に階あり、本殿は天皇陛下、かしこくも文學を御講究せさせ給ふ御所なりき。されば御障子襖も極彩色繪にして、御上段は十入學士登瀛洲圖をうつしゑがき、その他蘭亭あり、岳陽樓あり、また花鳥圖なども取まじふ。さて本殿西廊下取こみて、桁行九間半、梁行八間、西北取合御廊下一間半に三間半なり、東取合御廊一間半に三間半、東廊下折回しとも一間半に十間にして、本殿軒の高さ一丈七尺六寸、出端九尺、御椽高さ三尺なり。

常御所は、紫宸殿を除きて、宮中第一の大殿とも申すべく、天皇平常おはしまし、御所なり。古代には仁壽殿、即ち常の御所なりしを、其後清涼殿を常御所とし給ひて、永

くおはしまし、に、足利將軍家造營し奉りしをり、別に此常御殿を増築す。所謂、寢殿造り式を取交へ、舊制の宮殿式に、其體を分ちしものに非ざるか。本殿は、南面四阿造り、檜木の建造にして、御屋根檜皮葺なり、東南角に角屋あり、長廊を経て御學問所に通す。西南の角より御三間御殿にも通し、北の長廊を経て、御涼所にも通す。さて本殿中央を御寢の間として、御疊十八帖をしかれ、其東を御清の間とす、其南に御上段あり、次を中段、其次を下段といふ、各十八帖西に向ふ、御上段の東を劔聖の御間とす、其東に御小座敷二室あり、其北に一の御間あり、其北に二の御間あり、それより西にわかれて、三の御間あり、次に申口の間といふあり、其南に亦申口の間あり、これ御寢の間の西に方る。さて御寢の間、御清の間、劔聖の御間、御小座敷には、各御床、或は御棚、又は御袋戸などの設けあり、四面に内椽あり、其外に外椽あり、なほ高欄を施さる。又、南面東面に階をしつらはる。北の方に長廊ありて、御涼所に通す、長廊の東西に小階を敷く。南庭は長廊と土屏を以て、別に一壺を爲し、東庭は林泉に對して、尤も酌致目の前に浮びていと貴し。實に本殿は、常のおまし所なるが故に、其構造莊宏にして、御裝飾華麗を盡されたり。されば桁行十五間五寸、梁行十二間二尺五寸、南差山落長押御間

一間四尺に三間一尺五寸、西御椽座敷一間四尺に十一間二尺あり、軒の高さ、石口より桁上端まで一丈八尺六寸、軒の出九尺七寸、御椽の高さ三尺二寸なり。

御涼所は、天皇納涼し給ふ御殿にして、常御殿の北にあり、北の長廊より別に東に廊あり、斜にをれてこゝに通ず。御三間御殿御献間、ともに常御殿の坤位、御學問所の北にあり、常御殿の西南角より、長廊を経て西に向ひ行けば、右を御三間といひ、左を御献間といふ、この御間ごとの御障子襖、盡く極彩色、古代朝儀の圖をゑがく。

迎春御殿は、常御殿より御涼所にわたらむとする、長廊の東に在り、これ先帝孝明の御代、新に御造營ありし御小殿にして、十帖と四帖の御間なり、廻り御椽ありて、東面にむかふ、迎春の二字の御額、軒に揚げらる、また聽雪御亭といふあり、御涼所の北にして、翠樹泉石、いと清く幽趣ある間にあり、流れの上に曲廊を架けわたされて、こゝに通ふ、四帖半二間、三帖一間、御水屋、御茶棚等みなそなはる、いはゆる皇宮内の茗室にして、風韻を極む、これも先帝の御代、特に皇室の御經費を以て、新に造營せしめ給ふ所なり、聽雪の二字の御額、南軒に揚げらる。

常御殿は庭内に、泉殿代いづみどのといふあり、文政十三年、京都大地震の時、避難の御場所とし

て造營せしめ給ひし御小亭なり、禁池の橋をわたりて、こゝに至る、その御建物は、安政御造營なり、また錦臺といふあり、これも常御殿の辰の方にあたり、禁池の東の御假山つばさ、楓林の中に在る御小亭なり、これ其地觀楓によろしきが故に、この名を命なづせらる、又其南に接し、小御所の林泉御覽の御物見所もあり。

花はな御殿は、寶永、度炎上の後、享保十二年御造營ありて、東宮の御所とす、然るに天明、度炎上の後、寛政造營の時は、東宮いまだおはしまさざりしかば、御造營御見合せなりしに、文化六年にいたり、恭禮門院御舊地の宮殿をうつされて、今の御場所に御營築ありて、東宮中宮の御所となさせらる、嘉永、度炎上の後、安政造營ありて、今の如く建あかる、常の御所より、女院御所に通ずる所の、長廊の北に在り、桁行七間、梁行六間にして、東面、檜皮ぶきの檜木造なり、本殿内を四間よまに別ちて、東南の間を御座の間として、四方に廂あり、東北に御椽あり、東西に階を設けらる、其他とりくゞの御間、何くれと多かれども、記すに遑あらず、次には、臣下參内して、仕へ奉る所の一二を記さん。

公卿の間あり、諸太夫の間あり、これ御車寄といふ所の南に在り、檜皮ぶき、檜木造りにして、南面第一を虎の間といひ、次を鶴の間といひ、次を櫻の間とす、東より西にい

たる、櫻の間西にありて、これを諸大夫の間といふ。虎の間の東に一室ありて、其より渡廊を経て、清涼殿の殿上の間にいたる。又虎の間鶴の間の北に廊あり、東西及び南面は外椽あり、南椽外の廣庭に、神嘉殿はありしなり。今は其しるしに石を二所おかれたり、御椽よりよく見わたさる。

参内殿は、内の御車寄の内に在り、上皇御所御幸ありし時は、此所より入御あり。元朝参賀のをり、皇族御方大臣など皆こゝより参入せられしなり。かの千秋万歳せんじゆばんざい、或は猿舞さるまひ、三月三日の鬮ひなまひなど、皆此庭にて行はる。其時に當りて、天皇陛下、此殿の上段に臨み給ひて、御覽おらせらるゝを御例とせり。本殿桁行八間、梁行四間にして、檜皮葺の檜木造りなり。南を上段とし、次を中段とし、共に十二帖半、其次を下段として、十五帖とす。西に椽座敷あり、十九帖半、南面に外椽あり、西に御車寄あり、東に一間に五間の椽座敷あり、それより二重長廊を経て、遙かに常御殿に至る。尚水鳥の間、八景の間、林和靖の間、錦鶏の間、麝香の間あり、議奏候所、傳奏部屋などいふもあり。麝香の間は、小御所に至る長廊の左にあり、維新前、將軍家入朝の時は、其間に祇候する例なりき。これより城内北部に位する、皇后宮の御殿の概畧をわけむ。皇后宮の御殿は、天皇陛

下皇居の北に方りて、朔平御門内、別に一區をなせり。舊時に在りては、殿舎したゝかなりしも、今は其要部のみを保存せさせ給ひ、大かたこれを撤せられぬ。そも此御殿、寛永造營の時は、上皇の仙院なりしを、其後、皇后宮の御所となさせらる。然るに此御所も、皇居と同じく、屢火災に罹りしが、故に時々改造して、今在る宮殿も、皇居と同じく、安政年間造營せし建物なりとするべし。玄暉門は、朔平門の内東に在り、こは大内裏の舊時には、貞觀殿の前にありて、朔平門と相當る。後宮の正門の名なり。されば寛政造營の時に方りて、古式を考へ、御再興ありて、これを建てし以來、其後依然たり。常御殿は、梁行十間、桁行十間、西指出七間半に一間半ありて、南面たり。御屋根檜皮ぶき、總檜木づくりの宮殿中央を御寢の間とす。御袋棚あり。其東を上段として、御床あり、其南を中段とし、其西を下段とす。さて上段の北に御小座敷あり、西に御床御袋棚あり、其北を二の間とす。其西に御化粧の間あり、又其西に一の間二の間あり、下段の西に御次の間あり、其西に申口の間あり、東と南北に廂あり、廂外に椽あり、各高欄を施さる。又東と南に階を設く。北に廊ありて、飛香舎代に通す。軒の高さ一丈六尺七寸、軒出端八尺、御椽高さ三尺六寸七分、廣き事幅五尺あり。飛香舎代は、むかしの飛香舎

に擬せらるゝが故に此稱あり、玄陣門の内に此舎あり、圓楹の椽皮屋檜木造にして、古式の建築なり、南を母屋とし、東を東廂として、其東に孫廂あり、北を北廂とし、三面に椽ありて高欄を施す、西の方の廂より常御殿及び其他の御間に通す、東及び南北に築垣を設けらる。

舊若宮及び姫宮御殿は、上にいふ飛香舎代の西にありて、北に面す、これを東西に分ちて、各上段、次の間、二間、三間に分ち、各内廂あり、西と北とに椽あり、安政度御造營の時、若宮姫宮の御所として設け建られし所なり、なほ此他に、殿舎多かりしも、近年に至りて撤せられし事、上にいふが如し、なほ宮城内に、仙洞舊院あり、大宮御所あり、時々、の災上、皇居と共に烏有に屬しつる事も屢なりき、その後御造營ありて、維新に至る、今なほ舊を存するものあり、又毀撤せられしものあり、盡く記すに遑あらず。

今御苑と稱するは、舊時の九門内の總名にして、維新以來これを擴張し、東は寺町通、より西は烏丸通りに至り、北は今出川通、より南は丸太町通りに至る、北の方にて東西三百七十七間、南の方にて東西三百八十五間、東の方にて南北七百五十間、西の方にて南北七百三間五分の地盤を領し、その面積大凡二十六萬八千二百二十四坪餘

なり、これをかの大内裏の盛時に徵するに、東は京極、西は烏丸、北は一條より凡二町の北、南は春日通りに至り、北邊桃花銅甍の三坊と一條以北の地に亘れり、皇居のちに東洞龍土御門殿と定まりしより、其皇居を中にして、仙洞、皇后宮、皇族公卿の宮殿邸宅など、四面に連り來り、年代を逐ひて漸くその區域を廣めたりといへども、維新の以前に方りては、なほ狹隘にして、いと畏くも皇居たる體制を得ざりしも、この明治の盛代と改まり、車駕御東遷あらせられ、隨て皇族、公卿以下、みな東京に移り出、或は他郷に轉しなどして、其址は甲第居宅を毀たれしのみならず、邸地を平らげ、一面の廣場となし、四周に石壘を築き、おしなべたる伏芝となしつゝ、なほ花木を分栽栽植して、衢をゆたかに通し、輦路をよろしく開き、或は清泉を引て池水にたくはへなご、とりくゝに心を用ゐて、即ちこの九門内を御苑と名くるに至る、さて其中央に恭しく皇居をかこみ奉り、なほ仙洞の御園は、皇居の東南にあり、大宮御所これと隣りたり、其他皇族の御殿、今に存るもの、又舊中山家址に在る祐井は、孝明帝其名を賜ひし所にして、其由を配るせる碑あり、文は京都府知事榎村正直撰なり、又主殿寮、諸陵寮の出張所は、御苑の西南隅に置れて、宮内省の官吏こゝに出勤しつゝ、皇居及び山

陵の事に係る臨時の急務を始て、平生の事務を取扱ふ。また京都博覽會場は、仙洞の南に在り、年々これを開設し、京都美術工藝學校は、其東に在り、京都測候所は、博覽會場の西に在り、また九條邸、近御邸などの舊園ありて、弄花玩月の興を賞するものここに在り、なほくさくいはまほしき事あれど、大かた省きこいふに及ばず。

御溝水は、遠く鴨川の上流を引き、南に流れて相國寺中を過ぎ、今川に至り、御苑内なる舊近衛邸の園池に注ぎ、分れて一は朔平門の東より皇居に入り、宮殿の下を繞りて、禁池となりて南に出づ。一は御築地外の石渠となりて、皇居を繞りて二分し、西は烏丸に出て京都府廳の池水に入り、一は白雲神社の苑池と、大銀杏樹下の池水となり、久邇宮の南なる方池に入り、又南の方主殿寮出張所の池に入り、南流して市中に出づ。皇居の東の渠水は、大宮御所の角に至り、二分して、一は仙洞の前を南流して、舊九條邸の池に入り、又南流して市中に出づ。一は大宮御所の北を過ぎ、大宮御所と仙洞とに入り、共に仙洞の御池に落つ。御苑の東の小渠は、南流して仙洞の水と合し、京都博覽會場の池に入り、更に南流して市中に出づ。皆近年大に修理せられて、渠を廣め石を築き、所々石槽を造り、水をよく通して、今日の耳目を清くするに至れり。

(五) 皇居にて行はれし恒例臨時の朝儀分目

(三)(四)にかゝげたる所の皇居にして行はるゝ朝儀、恒例臨時の禮典はかの後普光園院良基公、或は後成恩寺兼良公ともいひ傳ふる、公事根元抄にかき置れたる、公事のうちにして、ある時は行はれ、ある時は廢止また中絶など、しばしばありし事ながら、大かたは行はれしものなるべくおぼゆ、其詳細は他書にゆづり、いま維新前まではれしその分目をあげむ。

朝廷の大禮は、登極の禮、大嘗の典及び元朝拜賀の式を以て最も重とし、年中の恒例臨時の儀式實に多しとす、然れども王政衰微し、大極殿廢するに及び、紫宸殿に於てこれを行ふにいたりては、細目の儀式行はれず、たゞ登極の禮、大嘗の典は、百方に經營せさせられて、この式を修められし事、人口にかしこくも傳ふるが如し。其沿革し來りし事のあとは、遠くは順德天皇の禁秘御抄また後醍醐天皇の建武年中行事、近くは後水尾天皇の年中行事など、かしこくも御みづからかゝせ給ひしものどもを拜覽し、其他何くれの抄物を見て心得らる。徳川氏世をまつりぢちて後廢を興し絶

を繼ぎ、頗る修舉せりといへども、虛文徒禮に過ぎりし事は、後水尾帝の年中行事に
徳川將軍撥亂反正朝廷を復興す、然れどもこれを寛正の時に比すれば、猶及ばざる
事遠し、則ち舊儀の存するそれ幾何ぞや、とかいせ給へるを以て、其程度の如何を察
すべし、されば水戸の義公の禮儀類典を撰してこれを献し、大嘗祭の儀を再興建議
して行はるゝにいたりしなど、みな其所以ある事をおもふべし、王政維新に及び、其
はじめには、時に宜きを制し、儀式の舊典頗る革まり、古制によるものなほありとい
へども、吾朝の禮儀、こゝに於て一變す、蓋し今しるす所のものは、猶舊典にして維新
前行はれしものなり、まづ恒例には、

朝賀、正月元日、天皇皇后大極殿に御して、群臣の賀を受け給ふ儀式なり、其後この
朝賀なき時は、殿上の公卿以下、清涼殿にて朝拜す、これを小朝拜といふ、應仁以後は
京師の擾亂おほかたならざるが故に、廷臣多く諸方に遁走して、百司朝せず、されば
小拜も亦或は行はれ、或は行はれず、後陽成天皇以後は、行はれて廢せず、

四方拜、元日寅一刻、天皇朝服を御され、清涼殿の東庭の御座にて四方を拜し給ふ、
いと煩はしき儀あり、この日大臣以下も、この四方拜を行ふ、應仁以後、これも行はれ
行はれざりしが、後陽成天皇より、舊に復してこれを行はる、

元日宴、元日天皇群臣の賀を受け給ひて、後、群臣に宴を賜ふ、この日水鏡、奏腹赤、奏
あり、吉野、國栖歌笛を奏し、賀を献す、大歌所、雅樂寮もまた各入りて、歌を奏するなど
を例とす、應仁以後に至りては、王朝いよく衰微を極め給ひ、百司も朝せず、費用給
せざりしかば、遂に廢せらる、長享延徳の間、やゝ復興せしが、又程なく廢す、文龜二年
に、へたり、纒にこれを復し、又行はれざる事十數年、其後行はれ行はれざる事屢あり、
文祿慶長以後は、舊典稍、闕くる事なきにいたる、維新このかたは、新年宴會を賜ふ、こ
れいはゆるこの宴の一轉せしものなり、

白馬節會、正月七日、天皇豐樂殿にて青馬をみそなはす、よりて群臣に宴を賜ふ、後
世紫宸殿に於てこれを行ひしが、應仁以來、費用給せざりしを以て行はれず、文祿慶
長以後、また興りて恒典となさせらる、又白馬とかきて、あをうまとよむ、
踏歌、節會、正月十六日、天皇豐樂殿に御し、宴を群臣に給ひ、踏歌を奏す、大同年中、此
節を停められしが、又行はる、應仁にいたりて、舊儀廢すともに行はれざりしが、後

陽成天皇慶長七年二月十六日より、またこれを行はるゝ事となりぬ、

三月三日節 三日に行はる。この日文人を召して詩を賦せしめ、宴を賜ふ。曲水宴といふ。文武天皇五年、此日を以て群臣に宴を賜ひて、節日となし給ふ。聖武天皇以後は、上の巳の日、或は三日を以て行はる。其後興廢ありしも、足利幕府の時代、この日必ずアサヒ鬪鶏を觀る事ありしが、應仁以後は暫く中止しつるに、文明七年三月三日、これを復して恒例とせり。徳川氏にいたりて、幕府この三日を節日とす。朝廷もまた舊に復し、なほ足利氏時代に行ひし鬪鶏の戲をも行はせられて、三日の儀を行はる。然るに維新に及びて、この節日は廢せられぬ。

走馬節 又端午節ともいふ。五月五日に行はる。文武天皇この日を節日となし給ひ、五位以上の走馬を觀給ひしより例となる。其後六衛府菖蒲を献する事ありて、所々の殿舎にこれをふく事もあり、百官これをつらにかくるなどの風儀もありき。はるかに降りて、後土御門天皇長享二年五月五日、菖蒲節を停められしこのかた、復行はれず。然るに徳川氏にいたり、幕府これを再興して、節日となして端午節といふ。朝廷もまたこれを恒例の節日となして行はれしが、維新このかた廢せらる。重陽宴 又菊花宴ともいふ。九月九日これを行はる。嵯峨天皇弘仁三年、詔ありて

九日の諸儀、一に三月三日節に準せしむとあり、また五月九月に、節會の數に加へず。臨時文藻あるものを撰定し、これを行はる。なども見ゆ。其後なほ興廢ありしに、徳川氏にいたり、幕府この日を以て節日と爲す。朝廷もまたこれを恒例となして行はれしが、維新このかた廢せらる。

冬至 この日百官の賀をうけさせ給ふ。朔旦冬至の事あり、ことさらに公卿表賀し奉る。其日百官に宴を賜ふ。其後久しく廢絶せしに、光格天皇天明六年十一月、朔旦冬至なりしかば、詔ありて旬節を修めしめ給ふ。これより舊に復して、その儀を行はせ給ひき。此他に、恒例の御儀式なきにあらざれど、こゝに其要領を分ちて抄出す。

即位 即位と踐祚とは、もと其別なかりしものなるは、上古の史典をうかひて明らかかり。淳仁天皇までは、踐祚の日直ちに即位し給ひしを、光仁、桓武、平城三帝、このかた、踐祚即位時月を隔つるものにていたる。其後遂に御例となりて、その儀式を別に行はる事となれり。さて踐祚讓國の儀式は、紫宸殿にて行はれ、即位の禮典は、太極殿にて行はる。さるは一は神器傳承の儀なり、一は百司萬民に告げさせらるゝ禮なれ

ば也。天皇即位し給ひし後は、天神地祇をまつらせ、齋宮齋院の卜定など、又特に伊勢大神宮に御使を派して、幣帛を奉らる。又太上天皇、及び皇太后の尊號を奉られ、諸山陵等へ事の由を告らる。禮あり。然るに大極殿災ありしこのかた、遂に古禮に復させられず。後世専ら紫宸殿にてこの儀を行はる。藤原氏執政のころは、ひより王室やうく衰頹し給ひ、鎌倉に幕府を開きし時代、いよくこの大禮を行はれんに用度乏しく、臨時の成功を募りて執行せらる。が如き勢ひとなり、足利幕府このかた、ことに衰微甚しき王室の御ありさまなれば、踐祚の後數年を隔つれども、武家よりまかなひ奉らざる時は、この御禮典を行ひ給ふ事能はず。織田氏の足利氏に代りしに及びて、皇家を推戴さ、その舊式を復興し奉らんとしつれども、果さず。徳川氏執政の時代となりて、漸く四方事なく治りければ、踐祚後一年を隔て、大禮を行ひたまふ事となりぬ。素より貞觀延喜の盛に及ばずといへども、中世の御衰頹を起して、綱紀を張るに至る。かしくも今上天皇は、慶應三年正月九日踐祚したまひ、明年八月廿七日、即位の禮典を挙げさせらる。其儀古今を酌量し、時に隨ひ宜しきを制し、唐様の服制を廢せられ、大に吾朝の式禮を備へられたり。

皇后、皇太子の冊立、天皇即位おらせらるれば、必ず皇后皇太子の冊立あり、今傳る所の制は、貞觀より定りしが如し。後世にいたり、後村上天皇このかたは、歴世大かた皇后冊立を行はせられず。近世後水尾天皇、寛永元年女御源和子を立給ひて、皇后と爲し給ひ、中宮と稱し奉る。たゞに女御にて居給ひしことごとくに十一代なりしに、漸く此禮を復し給ふにいたる。今上天皇即位し給ふこのかた、皇后、皇太子冊立の儀、古今を酌量し、時に隨ひ宜きを制し、禮典大に備はりぬ。みな紫宸殿にて行はる。

冠禮、天皇はじめて首服を加へ給ふ儀にして、清和天皇このかたの御例とす。加冠の上達部、理髮の月卿雲客など、いとおひそかなりしも、維新の後これを廢せらる。御賀、天皇の御寶算四十歳以上、五十、六十、七十、八十など、その御満齡ごとに、中宮、或は太上天皇、皇太子、諸親王、大臣等より、賀辭物品など、祝ひて上る儀を云ふ。

大喪、この禮、太古以來畧をなはれり。大寶の制は、治部省をして凶儀を掌らしむ。其式、時に臨みて定制あらざるもの如し。持統天皇火葬を始め給ひ、聖武天皇佛式を擧げ給ひしより、古制漸く變替して、薄葬をむねとし給ひ、山陵及び國忌を興さる。にいたる。近世後光明天皇崩御の時、火葬の儀を止められき。また天皇崩御の時、諒

關の儀ありまた廢務といふ事あり、廢務は諸司すべて政事にあつからざるものとす。なほ廢朝といふ事あり、天皇二等以上の親及び外祖父母、右大臣以上、若くは散一位の喪等にあひ給ふ時にあたりて、事を視給はざる事三日、また三等以上の親、百官の三位以上の喪にも、天皇事を視たまはざること一日なり。その廢朝には、諸司の政事はつねの如くこれに従ふ。蓋し廢朝の時には、音奏警蹕を止め、内印を請はず、また清涼殿の御簾を垂るゝを御例なりとす。廢務は多く一日に限れるが如し、これ萬機の政は、數日棄ておくべからざるによりてなり。近來廢務の事はすたれて、廢朝は行はる。なほ葬事凶服の事など、いと繁多なれど別項にいはんとして此に除く。

右恒例臨時の禮典、その要旨たるもの、此の如し。按するに、承平天曆このかた朝政年を逐て昔日の如くならず、瑣小の儀文を逐ひて年中行事と稱して、最もこれを事とす。されど鎌倉以來、武門專制の世を経て、大に廢滅せるものあるを察すべし。

(六) 平安朝の大内裏概略

前項には、引つゞけて今の西京皇居の概略を述べたれば、是よりむかしの平安城、即ち大内裏といひしをりの大建築の一端を述べんとす。この事項も、第一に心得をるべき必用あるが故なり。まづ大内裏圖といふもの、三四種あるが、其の正しきに従ふ。宮城、即ち大内裏は、桓武天皇の延暦十三年に、山城國葛野郡宇太村の地に經營したまふ。其區域、まづ南もて東西三百八十四丈、南北四百六十丈あり、皇宮及び省、寮、司の官舎、みなこの郭内にありき。第一に朝堂院といふは、これを八省院ともいふ。南面にしてその前方に應天門あり、その大通りを朱雀通りといひて、外門を即ち朱雀門といふ。朝堂院の左側に、豊樂院あり、また其後方に、位置を作りて眞言院、武德殿、中和院などあり。少し東によりて皇居あり、この外、諸省寮司、みなその皇居、及び朝堂、即ち八省院などを圍繞して、最もいかめしく棟をつらねて建つゞけられたり。

宮城門は、東西南北の四方に、各三ツづゝ建られたれば、合せて十二門あり。上にいふ所の朱雀門は、即ち南面の正中なり。伴氏これを造るを例とす。その結構、重閣にして

七間戸五間あり、一間とす。南にあたるを以て、朱雀の名あり、この門の右に美福門あり、壬生氏造るを例とす、左に皇嘉門あり、若犬養氏これを造る例なり、何れも五間戸三間あり、みな重閣の結構なり、東面の正中に、待賢門あり、建部氏これを造る例なり、右に陽明門あり、山氏造る、左に郁芳門あり、的氏これを造る、みな其例、上にいふ各氏の如し、これも皆重閣にして、五間戸三間あり、西面の正中に、藻壁門あり、佐伯氏これを造る例なり、右に談天門あり、玉手氏これを造る、左に殷宮門あり、伊福部氏造る例なり、みな重閣五間戸三間なる事上に同じ、北面の正中に、偉鑿門あり、猪養氏これを造る例なり、右に安嘉門あり、海犬養氏これを造る、左に達智門あり、丹治比氏これを造る例、みな各氏の如し、これも皆重閣五間戸三間なり、さてこれらの十二門に扁額をかく、嵯峨天皇弘仁九年四月、制せさせ給ひて、殿閣及び諸門に題額をかくげさせ給へり、東方三面は、嵯峨天皇の宸翰をかくげ、南方三面は、空海和尚の筆、西方三面は、小野美材の筆、北方三面は、橘逸勢の筆なり、これそのはじめにして、後々はその當代の能書にかゝしめ給ふ御例となりき、かの空海入唐留學中に、韓方明につきて二王の筆意を傳へたり、又逸勢も同じく柳宗元に屬きて、筆意を傳へしとなり。

上に略いふ所の朝堂院、即ち八省院は、南面にして、東西五十六丈、南北百三十六丈の一構へなり、これ八省百官こゝに出頭して、庶政をこの堂に行ふ、まづ大極殿を正殿とす、即ち高御坐を安置す、もとオホヤスミドノといふ、この後房を小安殿といふ、天皇陛下この大安殿にして、天下の政事を安見し給ふ意なり、然るに皇極帝の時、唐制に擬せられて、その大極殿といふ字を填てたるなり、されど後まで、訓はオホヤスミドノといふ、孝徳天皇大化改新のをり、萬般古來の様式かはり、建築のおもたる家屋は、鷓尾を挙げ莖をつけたる瓦ぶきとなるのみならず、内構に贅砌を敷く、さればその大極殿は、正面十一間、一丈六尺なり、さてこの大極殿の前、東西にわかれて、東に昌福、含章、承光、明禮、延休、含嘉の諸堂あり、西に顯章、延祿、修武、永寧、暉章、康樂の諸堂、この東西を合せて十二堂なり、また大極殿の外廊つゞきに、高樓二あり、東を蒼龍といひ、西を白虎といふ、其前面をすべて龍尾道といふ、また廂門あり、東を東福といひ、西を西華といふ、また朝堂院の内郭の廻廊に、廂門あり、南面の中門を會昌といふ、重閣七間戸五間なり、左右に章徳興禮の二門あり、この會昌門外に、東朝集堂、西朝集堂あり、これ百官のまづ參集する所なり、また朝堂院の外郭の南門を應天門といふ、外郭

もなほ廻廊にして、其廊つゞきに高樓二あり、東を栖鳳といひ、西を翔鸞といふ。應天門も重閣七間戸五間なり。この左右に、長樂、永嘉の二門あり、また東の方に含輝、盛化、宣政、通陽、永陽、昭訓、宣光の諸廂門あり、蓋し宣政を、東面の中門として、重閣七間戸五間なり。西の方に、章義、敬法、章善、顯親、廣義、光範、壽成の諸廂門あり、蓋し章善を、西面の中門として、重閣七間戸五間なり。北の方にも三門ある、中門を昭慶といひて、なほ七間戸五間、右に永福、左に嘉喜の廂門ありて、すべてこれを構造せらるゝもの以上の如し。

大極殿は、上にもいふが如く庶政を行ひ給ふのみならず、昔は登極、大嘗のごとき大儀など、みな此正殿にて行はれしが、高倉天皇以後は、建築大に頽廢に屬して、其大儀を行ふ事を得ざりしかば、姑く紫宸殿にて行はせらる。然るになほその殿舎も、また頽廢に及びて後は、かの土御門殿、或は閑院殿などいふあたりを、皇居とし給ひて、いよいよ復舊せさせ給ふ所にいたらず、つひに近くはその一端ともいふが如き、土御門の内裏に轉し來りし所以なり。

豐樂院は、朝堂院の西にあり、南面にして、南北百三十四丈、東西五十六丈の一構へな

り、外郭の正面に、豐樂門あり、左右に、禮成、崇賢の二廂門あり。東の方は中門に延明あり、其左右に開明、陽祿の二廂門あり。西の方の中門に萬秋あり、その左右に、福來、立德の二廂門あり、北の方に不老門ありて、豐樂殿を以て正殿となす。節會儀式の宴會を行はるゝ所なり、されば豐明の節會なども、この正殿に行はれしを以て、かしこくも思ひ合せ奉れば、今の皇城の豐明殿はこの豐樂院の御なごりに建させ給ひけむもの歟。また後房に消暑堂あり、また東西に方をわかちて東華、顯陽、觀德、延英の四堂、東にあり。西華、承歡、明義、招俊の四堂、西にあり。豐樂殿につゞく回廊の東に、栖霞といふ高樓あり。西に、霽景といふ高樓、左右の方にならびたり。その八堂の間も、みな回廊構へにして、外郭の豐樂門の内の正中、内郭の南門を儀鸞門といひ、その左右の廂門を高陽、嘉樂といひ、東の方に青綺、逢春、舍利の三廂門あり、西の方に白綺、承秋、陽德の三廂門あり。

眞言院は、豐樂院の北にあたりて一構をなす、南面なり。南北廿丈、東西五丈、これ國土安泰、縁殺の豐饒をいのらんが爲の修法せんとして、僧侶ども參院する所のものにして、西舎の西の方に、護摩を修する堂あり。東の方に僧房なり、後の方に伴僧の宿所あり。

り、この院の四面は、築地にして、正面に南門といふがあり、武徳殿は、眞言院の西の方にあり、般富門を前とし西面を以て一構をなす、南北十七丈六尺、東西十四丈四尺なり、元は馬場殿、或は射場殿ともいへり、騎射競馬など行はせらるゝ時は、天皇かしこくも臨御ある所なり、外垣の南、及び東西に通門各二ヶ所あり。

中和院は、眞言院の東の方にあり、方四十丈あり、内裏即ち皇居の西隣の地なり、また中院ともいふ、南面にして内郭に正門あり、中門とも、南門ともいふ八足なり、左右に東腋、西腋の二廂門あり、又外郭に中和門あり、一に宮城門ともいふ、こゝにも左右に東腋、西腋の二廂門、また東のかたにも、中和門といふあり、これも八足なり、この院は神嘉殿を以て正殿として、南廂、北廂、東廂、西廂の間あり、新嘗祭、神今食を始て、天神地祇を御親祭せさせ給ふ御式は、みなこの所にて行はるゝなり、殿前左右に炬火屋あり、後房を北殿といひ、左右に東廂殿、西廂殿といふもあり、東のかたの中和門は、全く皇居の外垣に接近す。

内裏は即ち皇宮なり、外郭の南面、正中に建禮門あり、左右に春華門、東修明門、西宮城

門、西の四門あり、宮城門は、上にいふ中和院の門と同じきなり、東面に建春門あり、西面に宜秋門あり、北に式乾朔平の二門あり、内郭の南面、正中に承明門あり、左右に長樂門、東永安門、西の三門あり、西の方に、陰明、武徳、遊義の三門あり、北の方に、玄暉、徽安、安嘉の三門ありて、此郭内東西五十七丈、南北七十二丈の結構なり、さて内裏の字は、用明天皇紀に出て、オホウチと訓をさしたり、後世大内ともかき、また單にうちとも、通して唱へ奉れり、其概略をあげんに、中央南より北へさして五殿あり、いはゆる紫宸、仁壽承香、常寧、貞觀これみな南面なり、東側に、春興、宜陽、綾綺、溫明、麗景、宣耀の六殿、これみな西面なり、西側に、安福、校書、清涼、後涼、弘徽、登華の六殿、これみな東面なり、紫宸殿は、九間四面一丈五尺一丈五尺をにして、東西廂名一丈、檜皮ふき屋なり、尋常の公事は、おほかたこの殿にて行はせらる、殿前の東腋に櫻其時は梅なりと、其後この樹なり、西腋に橘をうゑたり、本殿の北廂より、露臺を経て、仁壽殿に續けり、仁壽殿は、もと天皇の常の御まし所なり、其後にいたりて、清涼殿を常のおましと定め給ひぬ、これも北廂に、露臺ありて、承香殿へつゞけり、承香殿は、東片廂にして、内の御書所といふあり、馬道をわたりて常寧殿へつゞけり、常寧殿は、もと皇后のつねのおまし所なり、故に后町ともとな

へたり、然るにこれも弘徽殿にうつり給こととなりぬ。其北なるを、貞觀殿といふ。貞觀殿は、一に中宮廳といふも、天皇の四海を統御し給ふ、御まつりごとをきこしめすからに、皇后は、うちくの御まつりごとを、をさめ給ひしかば、中宮廳の名あるなり。又この殿を、御匣殿ともいふ、御櫛匣を始めて、すべて後宮の事に關する文書類なども、納められしなり。中に就て御櫛は、特に婦人の重寶すべきものなるを以て、かく殿の御名にかけてよべるものなるべし。またかの東の六殿の南の方より第一を春興殿といふ、この東廂中に内豎所あり、後の方に朱器殿といふもあり、この朱器は、上代の名物を藏め給ひし所なるべし。上代は赤漆ものを、最もたよとくもて扱ひ給ひさ。さてこの南腋に左腋門ありて、閤門に接き、その北のかたに、日華門ありて、宜陽殿につけり。宜陽殿は、納殿ともいひて、累代の御物を、をさめ給へる所にして、南廂に議所といふあり。大臣の公事を議し、除目などもこゝにて行はる。其後の方に、太子やどりと名つくる一字あり、北のかたに、綾綺、温明の二殿あり、内侍所の御鏡は、温明殿の内にあり。またその北に、麗景、宣耀の二殿あり、この殿舎は、女御、或は後宮に仕へ奉る女房などの曹司なり。西の六殿の南のかた第一を、安福殿といふ、南腋に右腋門あ

りて、東側の左腋門に對して、北に月華門あるは、日華門に對せり。校書殿は、文書を校する所なれば、一に校書所といふもあり、後には藏人所をも、この殿内に置れり。また校正書冊を藏めたる所を、納殿といふもあり。この殿の北のかたに、清涼殿あり。清涼殿は、天皇日常の御まし所となりぬ。故に身屋に日の御坐あり、北の妻戸の内を夜よの御殿とす。東廂の南の方に、石灰の壇あり、この壇は、伊勢の神宮を御遙拜せさせ給ふ所なり。北の方に、二間といふありて、觀世音、また他の佛像をかけおかる。其北にそひて、弘徽殿の上の御局あり、其後の方に、萩戸及びふちつぼの上の御局あり、また南廂を殿上の間といふ、殿上人の侍ひ所なり。この外鬼の間、臺盤所、朝餉の間、御手水間、御湯殿間、杯いふ御間席、或は荒海の障子、昆明池の障子などいふも、みなこの御殿中にあり。さてこの清涼殿の後の方を、後涼殿といふ、御厨子所この内にあり。また北に渡りて、弘徽殿あり、其北は登華殿なり。この二殿も、女御その他の曹司なり。これについで、東西に殿舎あり、昭陽、淑景、飛香、凝華、製芳の五舎なり。昭陽は、麗景殿の東の第一にして、これを梨壺りしほといふ、舎前の壺庭に、梨木を植たるゆゑに、此名あり。第二の淑景舎は、其北にあたり、これを桐壺きりしほといふ、後の方に北舎といふあり。飛香舎は、弘徽殿

の西の第一なり、これを藤壺といふ。凝華舎はその第二なり、これを梅つぼといふ。瓊芳舎はその第三なり、これを雷鳴の壺といふ。これらもみな、女御以下の曹司なり。坊には華芳、桂芳、蘭林の三坊あり、いづれも閤門の外、中隔門の内にある。皇居門に閤門あり、宮門あり、南に承明、長樂、永安の三門あり。東に宣陽、嘉陽、延西の三門あり。西に陰明、武德、遊發の三門あり。北に玄輝、安嘉、徽安の三門ある事、上にいへるが如し。これらの諸門を閤門といひて、兵衛これを守れり。また宮門といふは、南に建禮、春花、修明の三門あり、東西に建春、宣秋各一門あり、北に朔平、式乾の二門あり。これも既に上にいへり、此宮門は、衛門これを守る。平安朝の時もたがふ事なし。また宮城に大門、諸門、理門ありて、宮衛令を按ずるに開門第一鼓をうてば、諸門をひらく、第一鼓は寅一刻なり。第二鼓をうてば、大門をひらく、第二鼓は卯二刻なり。理門は便門なるからに、開閉さだめなし。また退朝の鼓をうてば、大門を閉づ、酉一刻なり。閉門の鼓をうてば、諸門をとづ、閉門の鼓は酉の二刻なり。この事平安朝も同じ、後世となりて、東の方に上東門、西の方に上西門を増して、宮城門すべて十四となる。神祇官、太政官を始て、八省の在地、及び管接の寮司などの位置のありしやういまは

省略して、こゝにはいはず。されど大寶令の官制の重なる名稱を擧ぐれば、

神祇官 太政官 八省、及び其寮司職の概略左の如し。

中務省	中宮職	左右大臣	舍人寮	圖書寮	内藏寮	内禮寮
式部省	大學寮	散位寮				
治部省	雅樂寮	禮樂寮	支儀寮			
民部省	主計寮	主稅寮				
兵部省	兵馬寮	主船寮	造兵司	鼓吹司		
刑部省	賦役司	囚獄司				
大藤省	典部司	縫部司	織部司	漆部司		
宮内省	大膳職	造酒司	木工寮	鍛冶司	大炊寮	官奴司
	主水司	造水司	内治司	内染司	内掃部司	内藏寮
	造陶司					主殿寮
						典承寮
						土工司
						正祝司
						采女司

右を八省といひ、内官ともいふ。この外に、

彈正臺あり、また五衛府とて衛門府 左右衛士府 左右兵衛府
また 左右馬寮 左右兵庫寮 内兵庫司

春宮坊

舍人監
主醫署

主膳監
主工署

主藏監
主兵署

主殿監
主馬署

主書署

また外官として、左右京職

東四市司

これらみな宮城域内に置るゝ所の官衙なり、蓋し大寶以後、平城朝にいたりて、廢合の寮司あり、またさらに創置せらるゝものあり、随つて平安朝に入りても、なほこの存廢しばくあり、されどまづ大同少異なるのみならず、こゝには其もとたる所の令制をことさらに折衷せず、初學に知らせんが爲にかゝくるものとせり、なほ次に其必要ある條下に、沿革の次第をいはんとす。

(七) 大内裏考證及び附圖

(六)に大概をかゝげし平安朝の大内裏のありしやうを、こまかに心得むと思はんに、は、大内裏圖考證となづけて、寛政年間に、裏松光世朝臣後に入道して固禪といひし人、これを諸書によりて撰出せしもの、三十卷、附録十卷、續録二卷、目錄三卷あり、その大内裏の結構を切圖とし、風舎ごとに内外、及び庭中諸門等、みな古書を引て考證す、卷一は都城、二は宮城、三は朝堂院より起りて、卷三十眞言院にいたれり、附録は、殿舎に附たる帳屏風などの考證にして、その卷四は、里内裡をかゝぐ、續録は、攝關以下の第宅を記せり、およそ大内裏の事をこまかに辨知せんとする材料は、これにしくものなし、また大内裡圖九帖あり、こゝは、京城略圖、内裡圖、八省院圖、豐樂院圖、太政官圖、神祇官圖、大學寮圖、武德殿圖、眞言院圖等なり、上に擧る考證に收めたるものは、切圖のみなれば、時に臨みて不便を感ずるを以て、天保年間江戸人内藤廣前ひろのり板行す、この人多年心をこゝに盡して、南都所傳の宮城古圖、神泉苑所傳圖を始め、眞正の古圖に資りて製せらる、然るに考證は寫本なりしに、近年故實叢書といふものに、今泉定介氏

これを收め、右の九帖をも附圖とし、猶廣前の訂正をも増補したれば、最も見易きものとなる。

(八) 上古の官職概略

後世に至りて官職といひ、或は群臣百官など稱ふるもの、太古即ち神代より見えたり。古事記、日本紀に、官省みんのつかさどといひ、古事記に膳夫かしらといひ、日本紀に齋主いほのぬしなどいへる類、これ皆官といふべき者なり。又天孫降臨の御時、御供つかへられし五部祖神は、これ後世の文官にして、大伴連祖神おほのともろのむらじのむらじ及び物部連祖神もののべのむらじのむらじたちは、後世の武官なり。中臣なかつかみ、齋部いほべなどいふも、皆官職なり。又後世の官の中にも、辨わか、掃部かき、大炊おほのいひ、主殿ぬし、主水ぬすみ、鞠負まきおほなどいふ職名は、後世儲けしにはあらで、太古の官名の遺りしなり。八十伴緒やそひともろといひしは、所謂群臣百官といふが如し、之を臣連おみむらじ、伴ともろ、造國つくくに、造つくともまたいへり。さて臣連といふは、カバ子こといふものなり、かくて太古は、祭と政と同一致にして、政の字をマツリゴトと訓むは、即ちカミマツリゴトの意味なれば、政官と祭官と區別なく、其大政を奏し給ふ大臣おほなみ、即ち祭官にてありしとは、職原抄にも、昔人皇最初、神武天皇、定都於大和國橿原。云々、此時天種子命あまのこ、専主祭祀事、是乃猶執初政之儀也。ともあるとを熟く廻らせて辨ふべし。もとより其下に屬きたる、種々の祭官の末々に至るまで、皆神代のまゝに、其

職を世々に傳へ、即ちウヂカバチにも負來れり。然るに崇神天皇の御世に至りて、皇居と神宮と始て二つに分れし事となりしより、後世の如くに、官職と祭祀と、二つに分れ來しなり。さればまづ祭官をいはんに、かの太古より引續きて、神を祭るに齋主いけぬし、忌人いひよ、祝部いわひなどいふ稱あるを、すべて押こめて神主ともいへり。さて齋主は、中臣、忌部などの神職をすべ帥ゐて、仕奉る職なれば、主といへるなり。忌人は、天皇御親ら行ひ給ふ御神事を、忌潔いけがらまはりて扶翼たすけ奉る職をいふ、また中臣は、祖神天、見屋こや命よりして、神と皇との御中を執持とらて、申す職なるよしの稱なり。さてウヂとなりしは、其職掌によりていふ。また祖神天、見屋命と事を掌りたる以來、卜部うらといふもの、遂にこの中臣氏の隸屬となりぬ。また卜部二十人の中に、宮主みやぬしといふ職もありて、朝家の重き御卜の事にむねと關るものなり。忌部の祖神布刀玉命ふとたまは、忌部首等おひら之祖と見えて、その首は諸の忌部を率ゐて、神を祭れる種種の物を造らしむる職名なりしが、これもそのウヂとなりぬ。さて古語拾遺に、太玉命所率神名曰天、日ひ、日ひ、命みこと、阿波國あは、手置帆負命たてほおひ、國忌部くにい、彦狹知命ひこさかち、命みこと、紀伊國忌部きい、櫛明玉命しるあかりたま、命みこと、山雲國玉やまぐも、目一箇命めひと、筑紫國忌部つくし、兩ふたとあり、また命、太玉命、率諸部神造和幣とも見え、また太玉命、率諸部神、供奉其職、如天工儀などあるを

以て其大かたを知るべし、また猿女さるめあり、天鈿女命あまのつぐはひといひしが、天孫降臨の時、猿田さるたに里古神の名をあらはさしめたる功を以て、姓氏とせよと、勅して號とせしより、男女皆猿女君といふ。されば鏡作かがみつくり、玉作たまつくりなどの自己の職掌を以て、負へるウヂとは異なり。此職かゝる由緒ありて、後までも大嘗、また鎮魂などに奉仕す。また鏡作かがみつくり、玉作たまつくりあり、楯作たてつくり、倭文やまと、神服かみむす、麻績あせ、笠作かさつくり、作木綿やつきぬ、作金者やつかねなど、これ皆齋部いけべに屬する諸氏なり。其奉仕の有様は、古事記、日本紀、古語拾遺、或は神宮雜例集などに見えなれば、委しくは就て見るべし。此他太神宮に齋宮いけみやあり、これ大神をいつき奉り給ふ齋王の住ませ給ふ宮殿なり。後には齋宮寮といふ、またこの因みに、神宮の官職を擧げんに、祭主あり、太神宮司あり、大神主あり、禰宜ねぎ、内人うちひと、物忌ものいなど、皆大寶年間以前より連綿たるが如し。政官のかたにては、大臣おほみか、大連おほつら、大辨おほわかを始て、宮首みやのかみ、大舍人おほしやに、職職しやくしやくなどいふ類幾多もあり、蓋し上古には、其職を世々に傳へて、仕へ奉りしからに、其職即ちウヂカバチに負るもの多し。されば其カバチを按して、上古の官職のありさまの大むねを知り得べし。さはいへど、其は末の品々の官職の片はしにして、むねとある天下の大政の、官の名といふはなかりき。凡そ大政の大本は、天皇陛下御みづから畏くも總攝すんさつて知食ちじくし給

ひ其を執奏す人々は、その御政事の種類に參與りて、御前に侍ふ公なる心を以て、マヘツキミと稱へしなり。もとより時ありて、大政を神補け、機務に參與る事は、一二人に限らざれば、侍臣の二字及び大夫、また大臣など、みなマヘツキミと訓ませたり。かくて漸く御代々々を歴るにあはせて、大臣、大連などは、屢所見て、職掌も知られたるを、天武天皇七年十月の詔に、凡内外文武官毎年史以上、屬官人等、公平而恪勤者、職其優劣、則定應進階、云々、法官校定申送大辨官云々、といふとあり、この大辨の訓を、倭名鈔に、於保止毛比西宮肥北山抄、小右記などに、大輦火之官とみゆ、大寶令、太政官の下に左右大辨を始め、左右中辨、少辨ありて、その職掌をも舉げられたるが、此天武帝の時も、大かたさることをつかさ取りしものならん、オホトモヒとは、大率の意にして、物をひさるる事をいふ、古言のあともしといふに同じ、また宮首は、古事記須佐雄神の段に、任我宮之首、且負名號稻田宮主、須賀之八耳神と見え、日本紀にも、因勅曰、吾兒宮首者、即脚摩乳手摩乳也、故賜號於二神、曰稻田宮主、神などもある、これなり、按ふに、此官は、後宮三后宮の長官の如くなるをいひしなるべし、また古事記、應神帝條に、詐以舍人為王、露坐吳床、百官恭敬往來之狀と見え、雄略天皇紀に、穴穗天皇、枕皇后膝、盡

醉眠臥、於是肩輪王、伺其熟睡而刺殺之、是日大舍人、驟言於天皇云々、また同五年二月、天皇狩獵于葛城山云々、喚猪從草中暴出云々、詔舍人曰、猛獸逢人則止、云々などある、舍人は、左右近親しんしんく仕奉る者にして、なほ紀中にも、近侍舍人、左右舍人などもかけり、又帳内官者、及び兵衛などもトナリと訓り、大寶令には、中務省被管に、左右大舍人寮を置れたり、合せ考ふべし、また履中天皇六年正月、始建藏職、因定藏部と紀に見え、古事記にも、同天皇以阿知直始任藏官とあり、また古語拾遺にも、神物官物亦未分別、宮内立藏號齋藏、令齋部氏永任其職云々、齋藏之傍、更建內藏、分收官物云々、自此而後諸國貢調、年々盈溢、更立大藏、令蘇我麻智宿禰檢校三藏、藏內など見えたる、大寶令の大藏省に併せ考ふべし、この以下同し、其委きは本書を往見すべし、また古語拾遺彦瀲尊の段に、蟹守あり、作掃掃蟹、仍掌舖設、遂以爲職、號曰蟹守、今俗謂之掃守者、彼詞之轉也、といふこと、掃部連遠祖天忍人命に係けてしるす、また衣縫部の事、應神天皇紀及び雄略天皇紀に見えて、みな外國より求めさせ給ひしものなり、織部司の事は、姓氏錄に、服部連條に、允恭天皇御世、任織部司、總領諸國織部、因號服部連などある、織部織部兩司ともに、大寶令に見ゆ、また錦部あり、雄略天皇紀七年に詔して、錦部定安那

を、上桃原、下桃原、真神原三所に遷居らしむる事あり。これみな上に見ゆる、應神帝御時代の吳織、穴織（くはにもの、あなにもの）、また此雄略帝御時代の漢織、吳服（あやひのり、くはにもの）等と同じく、外國ぶりの錦綾を、ともに織りしものなるべし。令にも挑文師ありて、錦綾羅等の文を挑むこと見えたり。又同じ雄略天皇紀七年に、鞍部堅貴（くらつくり）、また漢手人部（あなの手）といふもの見ゆ、これも外國ぶりの鞍作なり、漢手人部は、令に典履二人、掌縫作靴履鞍具、檢百濟手部（ひとて）とありて、百濟手部十人、掌雜縫作事（あなの手）云々とある、すべて此類のものなるべし。書部（あなの手）あり、令には書工司といふもの、中務省の被管となる、こゝには雄略天皇紀七年、八月、天皇詔、大伴大連室屋命（あなの手）東漢直掬（あなの手）、以云々書部因斯羅我云々等、遷居于上桃原、下桃原、真神原三所。と見ゆ、これわが邦固有の書法を潤色せし初なり。また姓氏錄、諸蕃、大岡忌寸、出自魏文帝之後、安貴公、大泊瀬幼武天皇（あなの手）、御世、率四部歸化、男龍辰（あなの手）、善繪工云々、天命開別天皇御世、賜姓倭書師云々、とも見えたる、この倭は、同書河内書師、出干魏陳思王植とある、ヤマト、カフチと對照せしものなり。雄略天皇七年八月の文の續きに、陶部（あなの手）あり、これも令には、宮内省被管に管陶司あり、こゝには新漢陶部高貴とありて、上の書部、また鞍部等に同じく、三所に遷居する一人なり。これもわが我邦固有の土器工を補助

して、業を進ましめしものなり。樂府（あなの手）あり、神武天皇紀、久米歌（あなの手）の條に、今樂府奏此歌者、猶有手量大小、及音聲巨細、此古之遺式也。と見えたる、これ後世所謂雅樂寮、大歌所、樂所などの類、みなこの樂府といふに同じ。さて上古の樂曲は、來目舞（あなの手）、田舞（あなの手）、吉士舞（あなの手）、駿河舞（あなの手）など、わが國の手ふりも多し。令には、治部省の被管に、雅樂寮ありて、内外の樂曲、歌舞等を掌れり。なほ天武天皇十四年九月紀に、凡諸歌男（あなの手）、歌女（あなの手）、笛吹者（あなの手）、即傳己子孫、令習（あなの手）、歌笛（あなの手）といふとあり、これも令文に歌師といふが、歌人、歌女を教ふる事、笛師が雜笛、及び笛工を習はしむる事あるの事となるべし。また雄略天皇十一年七月紀に、有從百濟國、逃化來者、自稱名曰貴信、又稱貴信、吳國人也、磐余（あなの手）、吳琴彈（あなの手）、瑠手（あなの手）、屋形麻呂等、是其後也、と見えたるが、これも令の雅樂寮に、伎樂（あなの手）、師（あなの手）といふが、伎樂生を教ふることあり、すべて伎樂といふものをさして、吳の國より傳へしものといへれば、この琴彈も伎樂を合奏せしものなるべし、もとより今いふ舞樂とて、支那、印度、三韓傳來の樂曲の外に、伎樂といふものありき。また大寶令には、民部省に屬すべきものにして、仁德天皇紀に、屯田司、出雲臣之祖、淤宇宿禰（あなの手）といふが、清寧天皇紀に、縮見（あなの手）、屯倉（あなの手）、首あり、欽明天皇紀に、於備前兒島、郡置屯倉、以葛城山田、直瑞子（あなの手）爲田令（あなの手）、といふ事あり、また

同紀にこれらに屬すべき田部、田部丁などいふものも見ゆ。屯田、屯倉の事は、古事記傳に委しき解釋あり、就て見るべし。また安閑天皇紀に、每郡以鐵丁春時五百丁、秋時五百丁、奉獻天皇といふとあり。これも古事記傳に鐵丁は、公の御田を耕るに役はるる丁なりとあるに従ふ。また應神天皇紀に、遣阿曇連、祖大濱、宿禰、平其、訥、因爲海人之宰、とあり。古事記には、定海、人部と見えたり。姓氏錄にも、海大養、凡海連などいふも、海人に依れる姓氏なり。また應神天皇紀に、令諸國定山守部とありて、其四十年、紀正月に、任大山守命、令掌山川林野とあるを、古事記には爲山海之政ともみゆ。また顯宗天皇紀に、小楯謝日山官、宿所願、乃拜山官、改賜姓山部連氏、以吉備臣爲副、以山守部爲民、といふともみゆ。山守部は、山を守る職なる一種の部民なり。また大寶令の、兵部省の被管なるものに屬すべきは、綏靖天皇紀に、使弓部稚彥造弓、倭鍛部天津眞浦造眞磨鍛、矢部作箭とある。弓部は弓削部なり、矢部は矢作部なり。垂仁天皇紀に、神弓削部、神矢作部ある、思ひ合せらる。蓋しとは神寶の弓矢を造りしもの名なり。また垂仁天皇紀に、楯部あり、こは楯を縫へる職なり。神代紀に、彦狹知、神爲作盾者、といふ事もみゆ。また同紀に、大刀佩部あり、こは物部の兵士が、刀劍を帶るもの稱なり。さ

て、この楯部、大刀佩部は、みな五十瓊敷、皇子に賜ひしなり。また神功皇后紀、新羅をうち給ひし時の文に、新羅王降王船之前、因以叩頭之日、從今以後、長與乾坤、伏爲伺部、其不乾船楫、而春秋獻馬梳及馬鞭云々とある。古事記には、定御馬甘とあるに同じ。なほ履中天皇紀に、天皇淡路島に狩し給ふ日、從河内伺部等が、野の血、いまだ差ざりければ、島神伊弉諾神、その血鼻に不堪と祝に託し給ひし事見ゆ。當時の風俗、この伺部などいふもの等は、めさきて良民と混ぜざらしめしものなり。かの新羅王の誓言も、最下等の賤民等と同列して、永く仕へ奉らむと、啓したるを思ふべし。また雄略天皇紀に、小鹿火宿禰所掌兵馬船官といふことみゆ。兵馬と兵船の事をこめて掌りしならん。令に兵馬司ありて、收及兵馬、郵驛公私馬牛の事を掌り。また主船司ありて、公私舟楫、及び舟具の事を掌り。これらに思ひ合せらる。又欽明天皇紀に、蘇我大臣稻目勅を奉して、王辰爾を遣て、數録船賦、即以王辰爾爲船長、因賜姓爲船史などある。これらも主船の職なること明けし。また仁德天皇紀に、定鷹甘部、その鷹を養ふ所を鷹甘邑といふ事あり。これも令に主鷹司を置きて、調習鷹犬事を掌るとあるに思ひ合せらる。又大寶令の刑部省の被管に屬すべきもの、欽明天皇紀に、歌依之妻の鞍轡有異、

既にして熟視すれば、皇后御鞍なり、即收^{とら}廷尉^{のつかさ}、鞠問極切云々、廷尉收^{とら}縛其子守石、與中瀬水將投火中、といふ事あり。この廷尉は、囚獄を司る官なり、令に囚獄司ある思ひあはせらる。また大寶令の宮内省に屬すべきものは膳大伴部あり、景行天皇紀に膳臣遠祖磐鹿六鴈、以蒲爲手綱、白蛤爲噲、而進之、故美六鴈臣之功、而賜膳大伴部とある。是なり、膳夫の事は、既く神代に櫛入玉神爲膳夫、獻天御饗といふ事も有て、この大伴部は、其膳夫の多き伴をいふ、賜とは、其伴部を悉く率ゐ掌らしむる謂なり。古事記には、この意を定膳大伴部とあるも同じなほ膳にも種々の名目みゆ、繼體天皇紀に膳安閑天皇紀に内膳卿、天武天皇紀に膳職、持統天皇紀に奉膳、膳部などあり、令には大膳職あり、内膳司あり、こゝに膳職など云しは、大膳、内膳の職を總ねたる稱なるべし、また突人部といふあり、雄略天皇紀に膳臣長野能作突、胎云々、我之厨人、兔田御戸部、眞錄田、高天、以此二人、請將加貢爲突人部とありて、この後、眞狹穗子鳥別爲突人部、また吉備弟君還自百濟、獻突人部などもみゆ。これらも膳職に屬りしものならん。また神武天皇紀に阿太、發鹵部、始祖也とある、これも令の大膳職の下に、雜供戸ある、其義解に、謂鶺鴒、江人、綱引等之類とあるに思ひ合せらる。是みな供御仕奉る職なり、又

雄略天皇紀に、命木工^{たか}園鷄、御田、始起樓閣とみえ、又木工猪名部、眞根、以石爲質、揮斧剗材などもみえ、舒明天皇紀に、造大官及大寺云々、便以書直縣爲大匠、これよりさき、仁賢天皇紀に、日鷹吉士、還自高麗、獻工匠須流、枳奴流等、などあるを按へば、この木工大匠も、みな外國ぶりの構造ならん。わが邦ぶりの工匠は、古語拾遺に、手置帆負、彦狹知二神、以天御量、伐大峽小峽之材、而造瑞殿といひ、神武帝の段に、天富命、率手置帆負、彦狹知二神之孫、以齋斧齋鋸、始採山材、構立正殿、などの事みゆ。これも令に木工寮を置きて、掌營樞木作、及採材事とあるに考へ合すべし。また大匠は字によりて按すれば、長だちたる者をさすにかあらん、後世の大工小工の意なり、或は木工頭の意か、猶考ふべし。また神武天皇紀に、頭八咫鳥、亦入賞例、其苗裔、即葛野縣主、主殿部是也、といふ事あり、これ山城國葛野縣主として、代々殿守の職に仕奉るからに、氏名となれり、猶令に、主殿寮を置れて、供御輿、蓋笠、織扇、帷帳、湯沐、洒掃、殿庭、及燈燭、松柴、炭燧等事を掌らしめたり。また崇神天皇紀に、高橋邑人、活日を以て、爲大神之掌酒、といふ事あり、この大三輪大物主神社は、酒に由縁ある所なれば、此社の掌酒に爲られたるも、必ず朝廷には、もとより此職ありしにならへるならん。又酒部といふもありて、古事記

景行天皇の段にみえ、さて姓氏録に、酒部、公みえて、其出自より酒看都子、酒看都女の事など記したり、令に造酒司ありて、醸酒醱酢の事を掌らしめらる。また神武天皇紀に菟田主水部の事みえ、古事記仁德天皇の段に、水取司に、吉備國兒島の仕丁を驅仕する事もみゆ。これも令に、主水司を置れ、兼水饗粥及氷室事を掌らしめらる。鳥取部、鳥飼部といふものあり、垂仁天皇紀に、湯河板舉、獻鶴也、譽津別命、弄是鶴、遂得言語、由是敦賀湯河板舉、則賜姓曰鳥取造、因亦定鳥取部、鳥養部とみえたるを以て、其大要を知る、また古事記にも、同天皇の段に、天皇因其御子、定鳥取部、鳥甘部とある同事なり、なほ雄略天皇紀にも、養鳥人あり、また鳥官之鳥を、狗噛殺しければ、その鳥官の人を、面に黥して、鳥養部と爲し給ふ事もあり、鳥養部といふは、鳥を飼ふ人をいへり。これ天皇の御贖にふれての御志わざなれば、いたく貶しめられたるなり。又後世諸儒に属する官職に、大來目部、また大伴、また天朝負などあり、まづ神代紀に、大伴連遠祖天、忍日命、帥來目部、遠祖天、穗津大來目、背負天、磐敷臂、著稜威高軛、手提天、梶弓天、羽々矢、及副持、八目、鳴鑄、又帶頭、槌、劍、而立天孫之前とあるを始め、神武天皇紀にも、日、臣、命、帥大來目、といひ、勅道臣命、汝宜帥大來目部などある、みな大伴氏の

部下に属たる軍士なる事、右の文にて明けし、又これを天朝負といふも、神代紀の負天磐敷とあるに起る。姓氏録、大伴宿禰の條にもこの事見えたるを、後にいたりて、近衛府、御門府、兵衛府をとものにユケ、ヒツカサといふも、此天朝負より出たるなり。また隼人といふもあり、これも神代紀、火闌降命是隼人等始祖也とある故事によるなり、古事記にも僕者、自今以後、爲汝命之晝夜守護人而仕奉とあり、なほこの事のありさまは紀記に就て心得べし。その隼人といふものは、今いふ大隅薩摩の國人の敏捷く、猛勇きをむかしのしことにて、吠狗といふ事あるも、守護人とあるに基けり、令に隼人司を置れて、後代までもこの職ありき、また物部といふは、一部の武士にして、神武天皇紀に、饒速日命、此物部氏之遠祖也とある、古事記にも此もむき見ゆ。天孫本紀、及び姓氏録にも、この物部に、天、物部、坂戸、物部、二田、物部などいひて、二十五の物部あり、此後御歴代くさく、に仕奉る事見えて、武士をさしていまもモノ、フといふも、これより起れる名なり。また將軍あり、崇神天皇紀に、大彥命、武渟川別、吉備津彥、丹波道主命を、四道へ發して、四道將軍といひし事あり、されどこの時、いまだ將軍などいふ稱あるまじく、たゞにいくさの君といひしならん。さて此職は、常に置るゝにはあ

らて時に臨みて命せらる。後世にいたり、令外官に征夷使あり、それとは異なり。なほこの外に、大宰府を始て、外官など後世いふべきものあれど、次にいはんとす。さて上古は、あらく上にいふが如く、其朝臣の長を大臣、又大連とて、相並びて朝政をとり、其大臣は武内宿禰の後なる、許勢平群、蘇我の氏人に任され、大連は、大伴物部二氏のうちよりつとむるが如し。また伴造は、中臣忌部などの氏人、祭祀を司るを始て、多き氏々、其事に従ひし有さま、後世の内官、即ち文官の如し。中に就て物部、大伴等の氏々、其部下の人々を率ゐて、平生御門の守を仕へ、事ある時は出軍する事、全く後世の武官なり。また國造は、縣主を令して、この類の部下種々ある、いまの地方官にして、漸くに沿革ありし事、毛舉に遑あらざれども、なほ別にいはんとす。又大政を行ひ給ふに、八省の名は、孝徳天皇紀に見えたれど、その詳細を擧げられざれば、文武天皇の大寶の令制のものに同じきか、判然せず。蓋し孝徳帝の御時より、天智帝、天武帝かけて、左右大臣、大納言、中納言、法官、大輔、學職頭、理官、民官、兵政官、刑官、宮内大夫などいふを始て、種々の官名、歴然たれば、大かたは大寶の職員令の名稱も、そのかみよりありしものを、多く採用められしものなるべくおぼゆ。

(九) うぢ かばね

(八)にいへる、臣連、伴造、國造など稱するは、カバネといふものにして、氏といふものにつらねて、家格の尊卑を分つゝの義なり。すべて上古は、族制を以て國を建給ひしからに、この氏カバネ最も嚴重なり。さて其カバネといふもの、吾朝にては、姓の字を充てたり。然れども、古史には、姓氏通用して、氏を姓とし、姓を氏ともかきしものなきにあらず。これ先儒、往々支那の字義のため、誤まりて、混同せしことを辨ふべし。蓋し氏とは、中臣忌部また後の藤原、平源の類にして、姓は、臣連、伴造、國造また後の朝臣、宿禰の類なり。長くも開闢以來、吾天皇には、この氏なく、姓なく、萬世一統におはしませず。無上の尊貴にして、抑この姓氏は、其職事、住所、功業等に就きて、臣職に供しつゝる稱なり。されば、吾天皇は、其臣職をはらみたる大八洲國統べ司り給ふが故に、この姓氏おはしませぬを、漢國史に、吾天皇を稱し奉りて、姓阿毎といひしものは、極めて訛傳にして、己を以て他を測りし誤りなり。さて此の氏、既に太古に起りしが、神武天皇、倭國に大宮を造らせ、御代知食さんが爲に、日向國より發せ給ふ、其御供仕奉り、楳原

宮を奠め給ひて後に其供奉の人々の功を考へ、土に胙いて、某々の地を賜ひし、其住所に就きて、氏を唱へ、臣職の大小を以て、姓を賜ひしものなり。その氏とは内の意いはゆる同族蕃殖し、自ら本末分派すといへども、なほ一家内屬の稱、姓とは株根の意いはゆる太政にあづかるものと、小技をとるものと、階級あるの稱といふ。其制たるや、臣連、伴造、國造、別君、直懸主、稻置、村主。凡如此内外諸臣の等級を立させられたれど、當時は所謂世官世職なるが故に、後世封建制度といふものに似て、家々の職掌の尊卑は、全く定りて他にうつる事あらず。氏姓と職官とは恰かも一なりき。これらを見て、中世の學者、姓氏を一物と會得せりし、誤もまじり來しものならんか。さはいへど、この氏姓の由來せし事に就ては、初學のよと心得がたげにすめるからに、大要領をかく簡易にはこゝにいふのみ、委しくは、故栗田博士の編述せし、氏族考の初段に、こまかにいはれたるを熟讀あらまほし。

さて上古、この氏族の制嚴重なりし時は、その臣の姓の人々の上に、大臣ありて、その族を統領し、連の姓の人々の上に、大連ありて、これを統領せし事、古事記、日本紀などに見えて、もと臣姓の人ならては、大臣に任し給はず、また連姓の人ならては、大連に

任し給はざりき。後に中臣、連、鎌子を拔擢し給へりし時、たゞ内臣といひて、大臣とは稱せず、さて鎌子連、病ひ大に漸みて、大冠冠を授けられ、大臣の位を賜はると共に、藤原氏と爲させ給ふ。是より後、藤原、大臣といふよし見えたるを思へば、特に大臣の稱を給はらんが爲に、新に藤原といふ氏を賜ふ。これ新氏なれば、姓なきを以て、新に臣姓を賜ひて、大臣に任し給ひしを思ひ奉るべし。又た氏に大氏とて、宗家あり、小氏とて、支流あり、さてかく氏姓の尊卑定りたることを、朝家にも其種姓の由縁を明かにし給はんとして、垂仁天皇の朝に、氏姓の法を定められしが、神功皇后、三韓を伐給ひし後は、次々に諸蕃歸化し奉りて、皇國に住む者どもに、氏姓を賜へりし事もありて、内外の氏人いと多くなれるに合せて、就中は祖先を偽りて、尊き姓氏を稱ひ、或は古傳を失ひ果て、自らの氏姓を誤る類も出來て、最も隘なりしからに、允恭天皇の御宇に、詔し給ひて、大倭、國味、白檮丘にして、探湯といふ事をものせさせ給ひき。これより諸人の氏姓正しく定り、愈々大臣、大連は、大氏の臣連、二造を統べ、大氏の臣連、造長は、又小氏の臣連を支配し、小氏は其下なる品部の氏を治めて、少かも其分を亂さざりき。然るに因循の久しき、門閥黨派争ひを始め、種々の流弊も出來にければ、孝德天皇の

御宇、大化の改新制度を行はせ給ひ、世官世職を廢し、遷替すべき事となりしかが、氏姓と官職と、これより離るゝものとなりぬ。蓋し天武天皇御宇、また新に八色の姓を設け給ひて、天下の真姓を改められんとして、真人、朝臣、宿禰、忌寸、道師、臣、連、稻置、を置く。されど從來臣連の姓たりし家は、多く真人、朝臣の姓を賜はり、改められたる臣連は賤しき人に賜ふものゝ如くなる。さはいへど、當時其改め賜へる姓は全く當時の功勳を上とし給ひければ、舊名族といへども、下に列するもの少からず。されば此後は功あれば姓を進め、罪あればはた降しなどし給ふ御制度なるが故に、同氏にても、姓の異なるものあり又姓なきものあり、これ自からの勢にして、恰もこの頃の五等爵の如しといふべし。此に於て古來の制度一變し、官職めきたるもの、全く門閥のさまとなれり。依て天下の諸氏に、氏、上氏、長者、及び氏、助等の稱を定め、一族の取しまりといふべき事務を司らしめ、また一代毎に、其氏々の本系帳といふものを上らしむ。これ後世の系圖改め家譜しらべ、などいふものに同じ。この本系帳は桓武天皇の延暦十八年に、思召起し給ひて、天下の臣民に勅せさせ給ひしを、廿五年崩御ありしかば、嵯峨天皇其御志をつぎ坐して、中務卿四品萬多親王などの

六人に、詔命せて、延暦年間に撰進の事を始めさせ給ひて、十年が間に新撰姓氏錄といふもの成り、弘仁五年六月に之を奏上す。されば左右京畿内在住諸氏の出自神代皇派、及び諸蕃をわかちて、千百七十七氏を總録したり。所謂天神、地祇の旨を神別とし、天皇皇子の派を皇別とし、漢土三韓の族を蕃別として、以て内外同異の次第をよく序でらる。こは其の昔、外交みさかりなりしより、蕃人歸化する者年々に多くなりて、やうく氏姓を賜はり、臣民に列せられしかども、天朝の蕃種を待する制限にあるが故に、遂に詐りて、高貴の枝葉といひ、神明の後胤なりと稱して、榮寵を蒙らばやと欲するもの、なほかの允恭天皇の昔の如くにありしかば、この検査し給ふ事となりき。凡そこの事のこゝに由り來し事は、姓氏錄の序文に見えなれば、讀み味ひて察し得らるべけれど、天智天皇九年二月に、戸籍をしらべ給ひし事あり、これを庚午年籍といひ、いつまでも元籍として不除、此を以て本を糺し給ふところのあるを、この序中にも、至庚午年編造戸籍、人民氏骨各得其宜、と見えたるは、所謂戸口姓氏を定め記されたる、元なればなり。然れども、なほ未明のものありて、卷尾に一巻を附し、未定雜姓といふのみならず、京畿未進のものと、諸國諸氏等の、一時に盡し難きものは、強て究

みず、また其諸姓の目は、別卷に列ね載すとある。其別卷も世に傳はらず。又かの畿内
 の未進の諸氏と、諸國且進の諸氏なども、みな全く具はりたらんには、この氏族の學
 問のこよなき資（たすけ）ならましと、今にしていとく惜むべき缺典ながら、さる事の全
 からぬものとはいへ、かばかりに取かき、其出自を調べさせ給へる此録（よ）なかりせば、
 後代何によりてかこのすぢを辨知せられむなど思へば、いと尊し。又この姓氏
 錄全篇のうへにとりて、心得べき旨趣及び序文の解釋など、平田篤胤大人の古史錄
 開題記といふものに、最も詳かなり、就て見てその意を味ふべし。

さてまた皇子皇孫に氏姓を賜ふことは、桓武天皇より後にありて、みな平原などの
 氏を以てせり。平氏は桓武帝平氏以下四流あり、源氏には嵯峨帝源氏以下十四流あ
 り。中に就て、その桓武帝平氏と、河和帝源氏とは、東西の諸國に蔓延して、甚く強盛を
 しめせり。又藤原氏その勢を得てしより、後にも其族國郡にことに蔓延す。中世にい
 たりて、或は居地により、或は先職などによりて、稱號を定むるもの、いはゆる近藤、武
 藤などは、近江、武藏に住る藤原、加藤、尾藤などは、加賀、尾張に住る藤原、伊藤、遠藤など
 は、伊賀、伊勢、遠江などに住るもの、齋藤は齋宮に仕へし藤原、佐藤は兵衛佐の藤原の

類なほ多し。又源平の二氏、橘などにも此稱號多し。推知すべし。これを家名（けな）ともいふ。
 今いふ全く名字に同じ。蓋し藤原、平、橘などの氏人、諸國に蕃殖し、その勢威を張るに
 及びて、後は、古代の諸氏は、おのづから漸く凋零するのみならず、其勢威をうらやみ、
 氏を改めしものもなきにあらずといふ。特に亂離甚しき世を経て、名族の下民に及
 るも少からず。從つて其姓氏を失ふものもありき。されど之を亂す者なき世となる。
 族制いと盛なりしをり、其名族の住地に祖先の祠を建て、これを祭祀して氏神とい
 ひ、氏人を氏子ともいふ。又佛道崇敬大に流行しける時、寺を建て、これを法會して、氏
 寺といふ。奈良の春日神社、及び興福寺の如きこれなり。此例なほ多し。

上に越ぶるが如く、上代は殊に姓系を重みし、其本末を正くする制度なりしからに、
 人臣かたみの間にも、これに關する訴訟も多かり。さればこの訴訟を専らに、聽糺す
 なる解部（とくべ）といふ職もあり。上にいふ本系帳（ほんけい）、氏文（うぢぶみ）、祭記（まつりき）などいふもの、何れも諸氏より
 上進せしめられしも、みなそれらの材料なり。これ後世の家系傳記の類なり。今世に
 傳來する朝家を始め奉り、人臣の系譜の類をいはゞ、帝王系圖一卷あり、本朝書籍目
 録に、舍人親王とあり、これ釋日本紀に附載するものと同じかるべし。皇胤系圖、皇帝

系圖あり、また本朝皇胤紹運録あり、國常立尊より始めて、後陽成院までを掲げたる其御系統また皇子、皇女の皇胤をも、明らかに録されたり、奥書ありて、自室御殿被書之時中書也云々、藤原宣胤とあるを以て、其作者も知られぬ、古來この書、諸家大系圖に添へて刊行せしに、群書類從に收めたるは三卷として、其末に後陽成院より後桃園院までの御系を附記し、その奥書に、據近代帝系數本、及諸家記録等補之とあるもの、最も便益なる書なり、なほ維新後、元老院にて印行せる、纂輯御系圖二卷あり、また皇位繼承編十卷は、もはら皇位、皇統、皇太子、皇太弟、皇嫡孫、日嗣、皇子、皇女、諸王、女王、幼主、定策、踐祚、即位、讓位、遜位、廢位、等の事を録し、繼承類例等を附録とす、また人臣のかたにては、編纂本朝尊卑分脈圖十三卷あり、一名を、諸家大系圖といふ、いはゆる源氏、藤氏を専らとして、其他の諸氏は、十二三氏に過ぎず、是の紹運録と合刊するものにして、世間に十四卷系圖と稱して、つねに學者左右離つべからざる書なり、外に脱漏といふもの又一卷を添ふ、この書は應永年間洞院左大臣藤原公定卿の撰する所なり、猶徳川幕府の明暦年間に、西道智といふ人、上にいふ尊卑分脈に基き、諸家の系圖を増續して、大系圖三十卷を刊行す、されど杜撰のものなりとて、識者はと

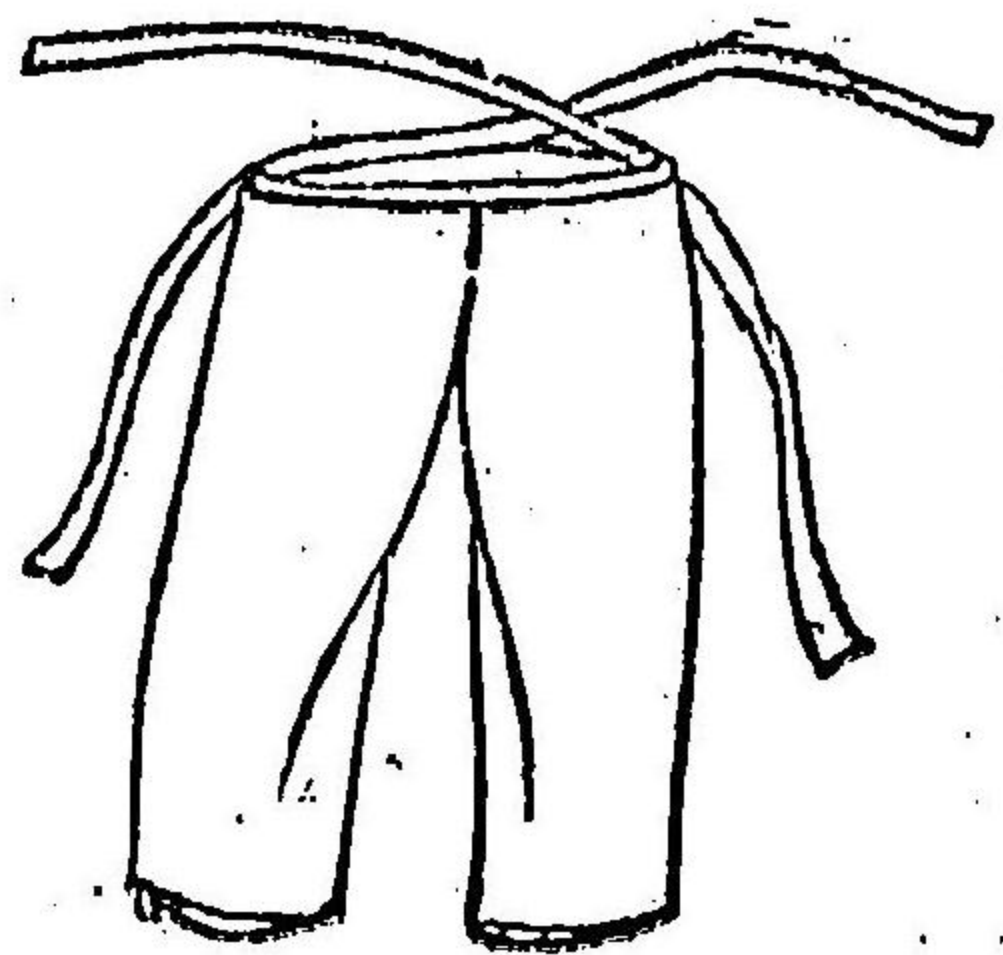
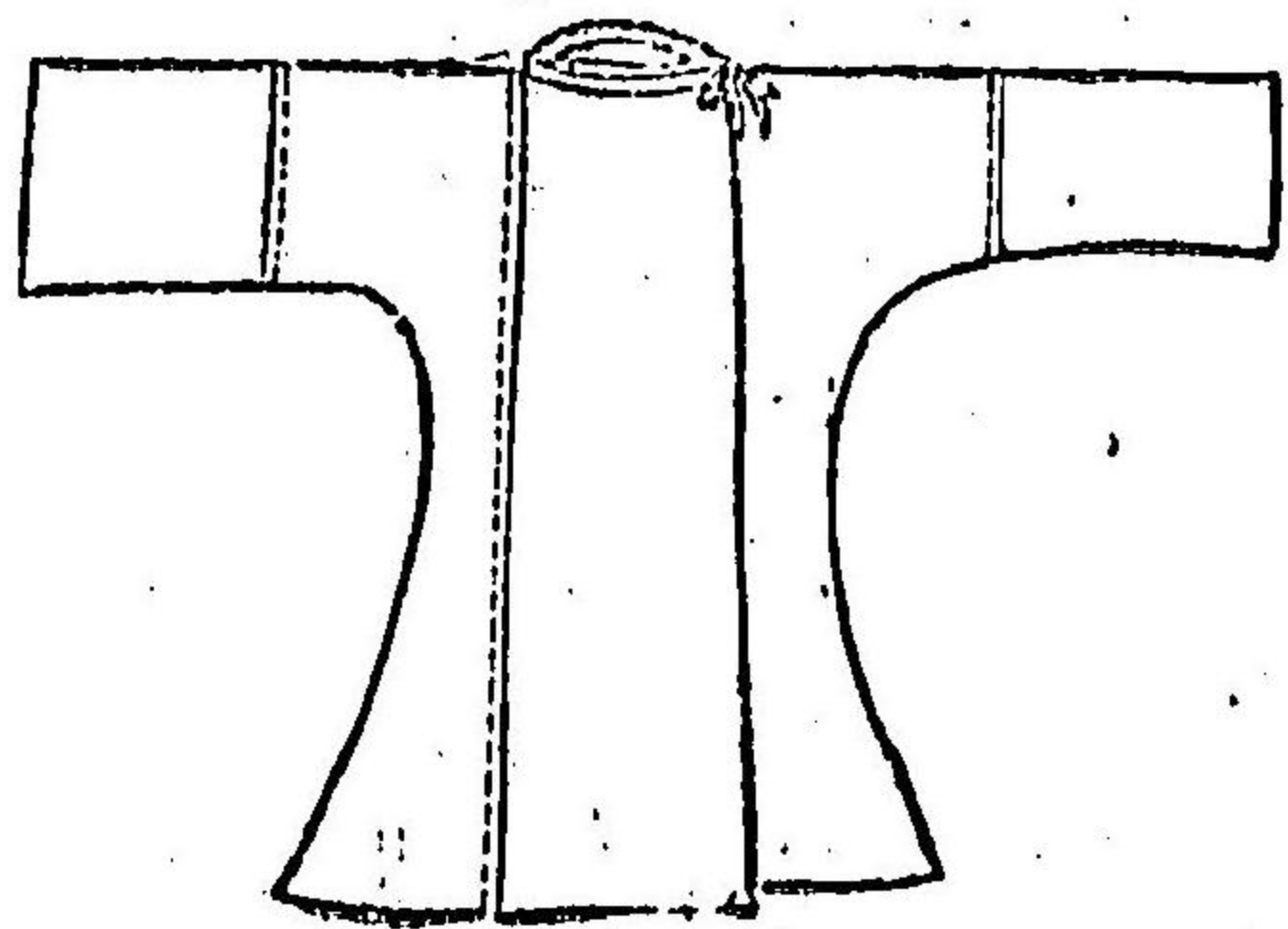
らぬものなり、これより先、徳川幕府、寛永十八年にいたり、老中太田備中守に命じて、諸大名旗本の家譜系圖を取しらべられし事あり、これ中世このかた、氏族を改むる事廢絶せしを、再興せしものなりき、この時、林道春、其子春齋、總裁してこれを撰録す、世間に寛永諸家系圖とて、三百八十卷ある即ちこれなり、又其後、徳川光圀卿その臣九山可澄に命じて、博く諸家の系譜を集録して、諸家系圖纂七十二卷あり、これ系譜家専ら據とする書なり、また同家編集の、大日本史志類の中の氏族志三卷あり、この志は、姓氏録及び國史家乘を撮合して、諸氏の事をしるせるものなれば、上古中古の間の、姓氏の考證となるべき書なり、さて又寛政十二年に、徳川幕府老中堀田正敦に命じて、寛永系圖撰録の後に係る、諸家の書繼をなさしめしが、享和三年、改めて全書重修の體となして、文化九年に漸く成る、これを寛政重修諸家譜といふ、二千五百三十卷あり、また松下重長等の撰べる、改撰諸家系譜あり、後篇讀篇ともあはせて四百八十四本あり、また群書類從系譜部に、菅原、大江、橘、紀、小野、高階、清原、中原、小槻、和氣、丹波、安倍、加茂、豊原、巨勢等を集めて、一卷とせしものなり、又古く刊行せる、武家大系圖二卷は、上卷に源平氏の系譜、下卷に藤原以下十六氏を擧ぐ、

また姓氏に關係ある傳記類にして、最も古きものは、釋日本紀に引用する、上宮記といふがあり、値に釋體天皇の御系統を記したる所のみ道りて、その全豹を見るにたざれど、文體は最も古きものと覺ゆ。聖德太子の記されたるからに、上宮記といふなりと、いふ人あれど、いかんならん。されど近世のものならぬは、いと明なり。次には上宮聖德法王帝説卷一あり、これには、厩戸皇子の御事蹟を記し、因みに法隆寺金堂に安置せる、釋迦佛光後の銘文を釋せり、作者詳ならねど、文體最も古雅なれば、狩谷望之は、古事記日本紀などより以前のものと感じて、證注といふものをかけり。此他群書類從にも、多く傳記を載す。また時々、の制度に與りて、補任せられし公卿の系傳を見べきものは、公卿補任五十卷あり、此書もと官民記にして、傳記類ならねど、其官は參議以上、位は從三位以上の人の經歷を探るに、いと便にして、歴史家の參考となるべき良材なり。なほ此類にて、公卿傳卅二卷あり、公卿家傳百五十卷あり、又簡便にして、公卿の系譜を要記したる、諸家知譜拙記五卷あり、又寛永十八年、幕府命して、林道春撰する鎌倉將軍家譜、京都將軍家譜、織田信長譜、豐臣秀吉譜下あり。

衣服

各國ともに人ありて、寒暑あり、また衣食住なかるべからず、其時々、に臨みて、注意ありし事は、さしあたる理いふまでもあらざるものとす。杜氏通典五十に、上古、衣、毛、胃、皮、後代、聖人、見、鳥、獸、冠、角、仍、作、冠、纓、と見え、同六十、上古、穴、處、衣、毛、未、有、制、度、後、代、以、床、易、之、先、知、爲、上、以、制、其、衣、後、知、爲、下、復、制、其、裝、などもある、これ上古の有さまをよくうつしいへるものとおぼゆされば、本邦も太古は鳥獸の羽毛、或は本草の類、即ち麻、穀、藤の織皮などを以て、身軀を掩ふべきものを製造せしものならん。其麻、穀、藤の衣裳は、なほ現今までも、使用なれたる郷村所々に存するをや、舊く正史に衣服の所見るはじめは古事記に伊邪那伎、伊邪那美の男女神、國土を修理固成し給ひて後に、御事ありて、女神は泉國に入り給ひしを、男神御跡を逐ひしきていたりまししに、女神のいとも臭穢ておはしましければ、神速に歸來まして、身軀といふ事を行ひ給ふ時にあたりて、服し給ひしものを脱棄て給ふ色目に、衣裳、帶、袴、手、纏、冠、など見えたるを以て、既く當昔にかく具はれりしことをおもふべし。されど此色目の名どもは、後世にかは

らざれど、其時代によりて、すがた及び裁縫調製のことなることを、熟く察ふべし、假令いは、冠と云も中古の形と違ひ、今の帽といふ物の如き調製、また衣も袖は細く長く、其ゆきだけは膝頭にいたる、これも今の胴着といふものゝ長なり、さて又古くは多く左衽なるが、これいはゆる上衣なり、裳はかの今の僧尼の着け居る、腰衣の如き製にて、禪の上に着く、さて禪は下衣なり、シタモともハカマともいふ、袴と後にいふ是なり、太古は今いふ股佩の如き製なり、帯は今この紐といふものに近し、手纏はタエヒともいひて、今の小手とか腕卷の類なり、後に足纏脚帶あり、アエヒとも云、又履もあり、藁或は皮革にてても製造りき、さればこの太古の風俗、概してこゝにいふ所大かた貴賤に涉りて、其服の質こそ異なれ、神武天皇御時代に至りても異事なく、まづは三十三代推古天皇十一年に至るほどまで、凡此くの如くなりし也、さるは古事記應神天皇の條に、上下衣服とつゝき、また鎮御魂齋戸祭詞にも、奉御衣波上下備奉、氏なども見え、また日本紀履中天皇の條に、錦衣禪ともあるなど思ふべし、もとより中古以來は、袍及び袴、また下袴、いよゝ具はり來れども、太古より既に其物なきにあらず、精粗と調製とに差別ある事、其時代々々に従ひて、いさゝかすがた異なるを、其太古のまゝにうけ傳へ來にし、大よそは推古天皇頃までといふ、さて太古服用の其上衣下衣の略圖をしめす。



るを、其太古のまゝにうけ傳へ來にし、大よそは推古天皇頃までといふ、さて太古服用の其上衣下衣の略圖をしめす。

斯圖の如く、上衣は大かた古くは左衽なりし事も上に云が如く、また袖の狹窄なるをも思ふべし、下衣は全く方今の西洋式のツボンといふ物に類せり、こはなほいまに農耕樵夫等が、本業に従事するをり、着用せる股佩と同一體といはんのみ。

男子の頭部は無事齋居の時、つねに露頂にして、その髪を左右へときわけ、ミヅラといふものに結ふ。女子は押なべて垂髪なりき。さて男子禮儀、または他行するをりは冠を着く、この冠といふもの、本居平田兩大人ともに、かの推古天皇十一年に制定せさせ給ひて十二年正月より實施し給ひし冠位のその冠といふに拘泥れて、如何し色説を立られたるは、大に遺憾なり。地質調製の製粗はしばらくさし置ても、カブルものなればこそ、カフリとはいへ。當昔のカフリは全く方今の帽の如く、漢字には幘頭とあるものに似たり、決して中古の漆紗冠にはあらず。其證徴は、發堀しつゝある、上古土偶のかぶり物の種々ありて、一定せぬさまを實見して明瞭なるべし。かの後にいたり、推古天皇の冠位制定といふものは、固有人々おもひくのカブリモノを着て、甚だ不規律なりければ、その裁縫及び色あひなどを一定したまひしなり。又本居大人の装の事を女に限るが如く説かれたるも失考なり。男も佩きしは明徴なほさぞかし。但し身蔭の段にある装は即ちウハモ、また褌は即ちシタモ、後にこのウハモ一時すたれて、褌のみを着くからに、やがてこれを下衣として、又この下にチヒサキモノと和名抄にある、恰も今の西洋フドシといふものに似たる、たふさき、即ち股

寒さを下ハカマとし、又後世に大口などいふものを下に穿ちて、太古の褌を幅尺寛く製て、上衣即ち袍に對して、ウヘノハカマとよび、表袴の字を填てつるなり。太古人が冠をかぶり、髪をミヅラに結ひ、上衣即ちウヘノキヌ、下衣即ち褌、後にウヘノハカマのうへに、裳をまとひ、刀を佩び履を穿てる圖をしめす。こはもとより正史に據て、こゝろみに製り出せるわざなれど、なほかの土偶にも參攷して、當昔憶ひ起しつる指圖にしあれば、大なるあやまちはなかるべきものと信ず。



さて當時の上衣、下衣、裳の類を製る地質は、何そと問はんに、多くは麻布、縹布の類、ま

た履もなほ麻布なるべきか、されど衣服とたがひて、使用法の堅固を要する事もあれば、皮をつかひし者ならん。もとより神代より蠶絹ありしよしなれば、上下君民の間、至尊にましくては、絹地の衣服を製せさせ給ひしならんは、論するまでもあらざるべし。裁縫は固有左衽なりとも、ほゆかの推古天皇の御時、隋代にしばしば來往ありて、その服制に倣はさせられ、官人は稍く右衽多かるべきも、民庶の衣服はなほ從前のまゝなりし其證は、後にいたりて、寧樂朝元正天皇の養老三年に、萬民右衽にせよとの詔勅ありしにて明かなり、もし推古天皇十一年服制を立給ひし時、この事あらんには史に記載すべけんを、なきを考ふれば、この右衽の制度は建られざりしなり。制度はなかりしも、上にいふ如く自然からぶりを好みして其用意ありしなるべし。今も存在する法隆寺五重塔内、塑像の人物にも左衽多くまじれり、なほ寧樂時代の衣服のうち、今も東大寺正倉院の御保存中にも、多く見ゆるなど、思ひ合せらる。北史卷八十二倭傳に、其服飾、男子衣裙襦、其袖微小、としるせるが、その裙は下裳、襦は短衣とあるのみか、袖微小などをあてたる、支那人の寛裕長袖などにくらべて、上に圖するが如き狭窄の袖つゝ、細く短き下衣、實にそのさまを簡短によくうつせり、され

どもこれ固有のわが邦風俗の質朴なりしを、かの九代開化天皇、十代崇神天皇十一代垂仁天皇の前後、海外交渉はじまりて、追すが以、韓國、支那を始め、印度などの花菱おのづから流行いりて、種々の方面より改進をうながしぬ。就中神功皇后の征韓後は、大に發達して、わが朴素をはづるが如き國情となりしからに、百事所をかふる實況を見るに至りしは、宜なる勢ひなりや。

三十三代推古天皇十一年十二月、始行冠位といふ事あり、これ上にもいふが如く、この以前は冠なきにあらず、こは其人々自由の冠を着くるが見ゆるしとて、一定の制度を建られしなり。その自由のかぶり物といふは、かの數多の土偶の頭部のさまを實見して、其おもかげ明瞭ならんかし。さて其文に、當色繩とあるは、その冠の色も、また衣袍の色に同じき色の繩といふ意味なり。さて袍の色制は、五色の上に紫をおきたり、いはゆる當階の色を以て、製することをいふ。また頂撮總如、瓊とあるは、冠を以て髪を掩ひ、其髻に當る所を結緒をもて結ぶ、これを撮すといふなり。また着鬘華とあるは、字の如く頭髻をかざるもの、かの日本武尊のくまがしの葉をうすにさし給ひし事、古事記に見え、また出雲風土記にも、佐世郷の名の起るや、させの木

葉をうすにさしたるよし、猶多し。さてこゝに元日にさすよしなるは、其冠のあげ緒にさす意なり。また冠及び袍の色をこゝにしめさん十二階

小大徳	冠	袍袴 紫色	地絨 無文
小大仁	冠	袍袴 青色	地絨 無文
小大禮	冠	袍袴 赤色	地絨 無文
小大信	冠	袍袴 黄色	地絨 無文
小大義	冠	袍袴 白色	地絨 無文
小大智	冠	袍袴 黒色	地絨 無文

絨は絹にむかへて悪絹シロカの意、絹は今いふ羽二重にちかき良好のもの、絨は今シロカの地絹シロカ或は袖ソダマに類して塵なるものなり。

法隆寺舊藏後に宮内省へ献納し、今は御物となれる、聖徳太子唐様御影と本寺に傳承せし、紙本着色最も古拙にして、歴史畫としても、肖像畫としても、今にしては此右に出べきものなき絶品あり。其畧圖を次にしめす。この由來を本寺に傳へて、百濟國の太子阿佐來朝し聖徳太子に拜謁の時、わが太子の凡庸ならぬ御相好を感嘆して

たいちに寫し奉る所なりといふ。つらく此畫像を拜するに、推古天皇御時代には皇族の御着服、いまだ其色目も御制度なく、袍袴の御制定はありしも其御袍の尺長きに過ぎ、御袴も細きに過るを評し、或は笏を把り給へるなどに就ても、論説やかましく、そも、笏は孝徳天皇のかた本邦にこれを把り、御袍の色朱華シロカは、天武天皇十四年七月に、親王諸王の色制を改め給ひし、即ち其はねずいろなれば、かた、推古天皇時代のものにあらず、天武天皇のかたの畫なりといへり。本寺傳説の阿佐太子の畫がくといふは、いとおぼつかなく、こは心ずべき傳説はいふまでもあらねど、天武天皇のかたの畫なりと論するはた荒涼なり。其朱華の原色は、必紫色ならんと楓廊は想像す、かの紫ムラサキの朱アカを奪ふといふ故、詠は、方今見る所の紫色は大に變化せる色にして、そも、紫の本色は、あかみありて今いふ古代紫と俗間に傳ふる色に似たり。染草むかしと今と大にたがへればなり、さればこそ、支那の故諺あかみ多きが故に、此意味あれ、熟按するに、隋史禮儀志に、大業元年、楊帝詔牛洪字文愷等、創造章服、差等五品以上、通着紫袍、六品以下兼用緋綠、胥吏以青、庶人以白、居商以皂、士卒以黃、云々の文あり、推古天皇十一年は、文帝の仁壽三年にあたり、楊帝の大業元年は、推

古天皇の十三年なれば全く二年ばかりの前後あれども其ころ専ら來往の盛にして、悉皆かの國崇拜のたゞ中なりければ、かの衣冠の色目の一等に紫をえらみ給ひしは、無論此階代の内規などに資し給ひしものなるべく、又聖德太子の御袍のいろ、今こそうす紅にして、かの朱華に似たれど、當昔退色せざりし時、今少しあをみありしかも計りがたく、よし最初より紫にちかき朱華たりとも、いまだ色目の御制度あらざる頃なるを思へば、憚るべき事なきを、何に苦しみて天武天皇以來のものとして評せん、たゞ笏を把り給ふにいたりては、孝德天皇以來のものとして見なし奉る、一理あるに似たれど、これも必わが國ぶりの御肖像と正直に信し奉るが故なり、かの御袍のすその長さに過るば、これ支那の裁縫をうつしたるものと心づきて見奉れば、太子の尊體こそ本邦におはせ、其御衣袍と御笏は、隋國のものを服し把らせ奉りしなりといはゞ云べからむ、御冠は地文ありて、黒く糸がければ、これもかの十一年に、臣下にしめさせ給ひし御制式のほかなる事、いふまでもあらず、とにもかくにも、楯部は當昔を引證する、正しき歴史の御肖像畫と定め奉るなり、實に大德以下臣下の十二階の色目地質はさだかなれど、この御肖像畫の古く遺存たるにて、皇族がたの御衣

文の一斑をうかひ奉るに足らん、御原本太子の左右に男王女王二人たち給へれど、今は略き奉る、委しくは原本の寫あり拜觀あるべし。



同天皇十二年四月に、聖德太子かの憲法十七條を制定せらる、九月に朝禮を改められて、詔之曰、凡出入宮門、以兩手押地、兩脚跪之、越相則立行といふ文あり、この文をよみて思ふに、當時衣服の袖は、手首にいたれるものならん、若し袖の手頭より長からんには、地を押すに便ならぬことを知る、後にいたりて、から衣といふ物、手首に剩る

袖に5つりかはりたり、萬葉歌に證明あり後にいふべし。
 同天皇十三年七月、皇太子命、諸王諸臣、俾着^{ウキマカ}襦の文あり、この襦といふもの、太古の裳にひとしく袴の上に加ふる事、衣服の禮服の條に見ゆ、ヒラマともいひ、藤原氏全盛時代にいたりてシロラともいへり、上に圖を出せる裳に同じやうなる服なり、上古の裳、いつしか廢棄しつるが、こゝにいたり、又これを着く、此後男子の衣服は衣^{ウキマカ}・袴^{ハカマ}を以て朝儀の服とす、同十六年八月、唐客入京の事あり、此時皇子、諸王、諸臣等みな金幣^{ウキマカ}華、また衣服には錦、紫、繡、織、及五色綾羅を着せしめられしは、これいはゆる一日晴にして、常儀にあらずとしるべし。

さてこの十三年七月の衣服の制は、代々を歴て、皇極天皇四年六月、大臣蘇我蝦夷、及び入鹿父子誅せられけるによりて、同帝俄に皇位を遜れ給ふ時まで、凡五十一年間遵守せられしものなり、次に孝德天皇立ち給ふに及び、天下の形勢大に變態す、いはゆる大化の改制これなり。

孝德天皇大化三年、衣冠改制の事あり、この時衣の地質をいはざれど、必從前の制を改められざる故なるべし、從前の如くならんには、繻の無文なり、又こをより所とし

て按ずるに、寧樂朝時代の衣服、今も保存して寶庫に在るもの繻多し、かた^くその寧樂朝までに至る衣服の地質は、なほ繻の無文を使用せりしならん、さてこの三年の改制に、從來の襦はまた廢せられぬ、明文はなけれど、此後襦の事見えず、なほ吉士長丹といふ人の像といふ古圖あり、この人は、孝德帝御宇の人にして、白雉四年に發遣大唐大使小山上吉士長丹、副使小乙上吉士駒云々、百二十一人などある、その像には襦を着けざるも、其證微とするに足らん、能く辨ふべし、又其改制の冠衣服地、及び其色を志めさん、十三階

大織	冠	袍袴	深紫	地繻	無文
大繻	冠	袍袴	深紫	地繻	無文
大紫	冠	袍袴	淺紫	地繻	無文
大錦	冠	袍袴	眞緋	地繻	無文
大青	冠	袍袴	紺	地繻	無文
大黒	冠	袍袴	綠	地繻	無文
建武	冠	袍袴	黒	地繻	無文

愛讀諸君に一言を呈す楳邨春來腦痛に罹り久しく
考案ものを廢棄す故に不得已學科を闕さしは不敬
を極めたり六月にいたり輕快に赴くすなはち本務
の旅行に従事し漸く七月三十日歸京の體たらくか
へすくも疎濶の至りながら實際の事情を憐察せ
られて請ふ有恕を垂れ給へ

衣服 (その二)

此後僅に八年を経て、同天智帝の十年に、また冠位の改革を行はせ給ふ。其紀の文中に、事は新律令に具すと見ゆれども、その新律令といふ書傳はらざれば知らるべき由なし、察するに此時は、是まで諸王の冠位の御定制なかりしを、始めて其諸王の位冠を賜ひし事より、臣下の一二に渉るを、かく誌さしめつるにはあらざるか、此後諸王に一位、三位、四位、五位を以て稱せらるゝが如くなり來しなり。而して其一位は、臣下の一位と階を同くし、五位も亦臣下と猶同しかりしならん。諸王の一位を賜はるものは、纒冠、二位を賜はるものは、纒冠、三位を賜はるものは、紫冠を賜はりしなるべし。其委々事爰に盡すべからず。されども此時未だ、諸皇子には及ばざりしなり。又臣下服制に於ては、從來のまゝながら、禪裙ワカヒラまたは脛裝ハシカを加へたるもの如し。なほ諸王も諸臣に同じく、禪裙、脛裝を着せしめ給ひしならん。是等の事は後に至りて、天武天皇十一年の紀に、この證徴とあぼしき事みゆ、考へ合すべし。

さて裙を着る事、推古天皇十三年の制なりし云々、上文にいひしが如きも、孝徳天皇

大化三年の衣服改制に廢せられしを、またこゝに至りて用ゐる事となる。但し袴の
 上は袴褶を着するは、平常穩和を裝ふ服にして、脛裳を結ふは、勞動の時の服なり。
 天武天皇五年正月朔、高市皇子以下、小錦以上、大夫等に、賜衣、袴、褶、腰帶、脚帶、及机杖、唯
 小錦三階は、不賜机、といふ事みゆ。腰帶は革帶にして、從來の帶を改て、革にて製せし
 ものを賜ふ。また机は床机の事なり。天武帝は、天智帝の三年に制定し給ひし服裝を
 改め給はざれども、時勢變遷するに従ひて、驕奢に赴くが故に、大に注意し給ひ、かゝ
 る事もあり、また十年に至て、九十二條の禁式を出されて、親王以下、庶民に至るまで、
 諸の服用する所の金、銀、珠玉、紫、錦、繡、綾、及び氈、褥、冠帶、并に種々雜色の類を服用する
 に、各差あり、といふ。さてこゝに紫とあるは、紫色の織物、また染物の類、錦、繡、綾とは、そ
 の位袍は、絁を以て製し來れるに、超過してかゝる錦、或は繡もの、或は綾の類を隨意
 に服用する時は、上下貴賤の位階の別なきが如きにいたる故なり、其錦、繡は、皇族の
 めしものとす。また氈と褥とは、しきものなり、これも其品に精粗ありき。さて又十一
 年三月に至りて、自今以後、位冠、及び袴、褶、脛裳等を着ること、莫れ、又膳夫、采女等の手
 續、肩巾、并に服する事、莫れ、との詔あり。かの上文中にいふ、天智帝十年このかた、遵守せし

所の位冠、またまへも、うはも、は、いさの制、悉く廢せられて、むかしの制に従ふもの
 は、僅に衣服のみ、のこれり、相當をかゝくれば、

有職故實 衣服	諸						王			諸		一位
	大	大	小	小	小	小	五位	四位	三位	二位	一位	
山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	
下	中	上	下	中	上	下	中	上	下	中	上	
衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	
紺	真	真	淺	深	深	深	深	深	淺	深	深	
地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	
無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	
文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	

臣

小大 建建	小小 乙乙	大大 乙乙	小小 山山
下中	上中	下中	上中
衣	衣	衣	衣
黒	緑	緑	紺
地絶	地絶	地絶	地絶
無文	無文	無文	無文

又十一年三月より四月の間に涉りて、位冠の制を廢せらる、委しくは紀に就て心得べし。されば諸王及び臣下の人々、平生朝參するには、歴はしく髪を結ひて、孝徳帝の大化三年に制せられて、平生用ゐる來る所の燈冠ツボカ冠を着せしめたり。この燈冠は、髻ヒレをくゝり結ひて、其上にかぶり居る形容、またかも燈ツボカの如くに見ゆるからに此名あり。蓋し位冠とても髻を緒にて結ひ、頭髮をつばめるものなれ共、専ら頭部アツマを裝飾カガるかたに屬し、この燈冠は、髪を結ひて、其髪カミの亂れざらしめんが爲にかぶるものなれば、容儀の粗略なる事は思ひやらるべし。上文十三階十九階等の下に、この燈冠の事粗いへり。然るに又六月六日に制ありて、男女始結髮ツボカ、仍着漆紗冠ツボカとなり、結髮の令は四月にありて、十二月三十日以前結訖之、唯結髮之日亦待、勅旨の文を見るべし。さてこの

漆紗冠といふは、黒絹を以て爲之とあるものより出て、黒紗ツボカに漆をかけし製なり。大寶の衣服令にいたりて、朝服に皂羅頭巾ソウラク、皂纒頭巾ソウケンなどあるもの、續紀元正天皇靈龜二年の條に、重禁内外諸司、薄紗朝服、六位以下羅幘頭ワカ、云々など見ゆる、頭巾幘頭ワカみなこの漆紗冠に同じく、其地質のウヌモノ、またカトリなど別あるのみにして、幘といひ、巾とあるも、皆つゝひ意なり、これ後世の冠の原質となる。

同十三年閏四月五日、詔して男女衣服者、有襦、無襦、及結紐、長紐、任意服之、其會集之日、著襦衣、而着長紐、唯男子者、有圭冠冠、而着括緒クワツ、禪カマとあり、この有襦は、衣の長くして膝下にいたる、其すその意、無襦は同じく衣長けれど、腋ワキを缺きて、後世闕腋クワツといふもの、の意、また有襦は後世縫腋カマといふ、また結紐、長紐とあるは、襟エリを固むる紐にして、短きを結紐といひ、長きを長紐といひて、結び餘りを長く垂らして、装ひとせしなり。さて會集などの晴日ハレには、有襦を着、長紐を着けて飾りとす、こゝに又圭冠ツボカといふものありて、かの漆紗冠とは別なれど、漸く互にひとつ物と混じて、後世冠の原質となる。されば漆紗冠は、この圭冠をいへり、と既イふ人もあるにいたる、能く考ふべし。後世の烏帽子といふもの、この圭冠より出るものなり。括緒クワツ、禪カマは、袴の裾に緒を貫トして、蹠の上

にて括る故にこの名あり、これ後世奴袴ヌハカマといふものになる。この服制は平生服ヘイセイボクに腐す、此圭冠ケイカウに括緒褌ケツフクロは、近時に見る所の、えぼしさしぬき直衣ナカキすがたの權輿ケンイといふべし。又この圭冠ケイカウを着し、平常服即ち色制なき衣イを着る時は、帯は革製カクセイを用ゐずして、布フ或は綺帛キヒクの敷シを用ゐ、然して其帯は、一重ヒトヘ回しにして、前にて結ぶ、これ打解姿ウチトクサマなり。



此圖は圭冠ケイカウをかぶり、無翻ムヘンの衣イを着、括緒褌ケツフクロを穿き、帛ヒクの帯オビを回し結ひたり。二萬葉集四の卷ニマンヤクシユウシノマキに、ひとへのみ妹イモが結ムスばむ帯オビを尙モトメみへ結ムスぶべく吾身ミミはなりぬとよみ、又十三卷ミチサンマキにも、つねの帯オビを三重ミヘむすぶべくわが身ミミはなりぬなどよめる、みな戀コイやせて、一重ヒトヘ回しのものなるも、三重ミヘに結ムスぶばかり體ミミの細ホソりしになとへたり。

同十四年正月廿一日、更に爵位之號ケツイノケウを改めて、階級ケイキウを増加し給ふ事あり、こはかの十一年の改制ケイシツより、たゞ位冠イカウの稱號ケウのみ用ゐ來りしことなりしを、廢せられ、諸王シヨウ以上の位イを十二階ジュニカウとし給ひ、諸臣シヨウシの位イ四十八階シユウハチカウとし給ひしかども、其冠イカウはもとの漆紗冠シヤカウ、また衣服イボクの色制シキセウも、なほ從前ジュイゼンのまゝにして改められざりしを、七月十四日シチゲツシヨウジツにいたりて、初定シヨウテイ、明位メイイ已下イゲ進位シユウイ、已上イジョウ朝服チヨク、色シキ、淨位ジヨウイ、已上イジョウ並着ナヒナヒ、朱華シュエ、云々の制セウあり、されど冠イカウはなほ漆紗冠シヤカウを用ゐられたり、相當サウオウをかゝれば、

親	王	諸	王	親
明廣大	明廣大	淨淨淨	淨淨淨	明廣大
廣大	廣大	廣大	廣大	廣大
廣大	廣大	廣大	廣大	廣大
衣	衣	衣	衣	衣
朱華	朱華	朱華	朱華	朱華
地繩	地繩	地繩	地繩	地繩
無文	無文	無文	無文	無文

以上 十二階

正廣大 深紫 地繩 無文

有職故實 衣服

諸

務務	務務	務務	務務	勤勤	勤勤	勤勤	勤勤	直直	直直	直直	直直	直直	正正	正正	正正	正正
廣大	廣大	廣大	廣大	廣大	廣大	廣大	廣大	廣大	廣大	廣大	廣大	廣大	廣大	廣大	廣大	廣大
參參	參參	參參	參參	參參	參參	參參	參參	參參	參參	參參	參參	參參	參參	參參	參參	參參
衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣
淺綠	淺綠	淺綠	深綠	深綠	深綠	深綠	深綠	淺紫	淺紫	淺紫	淺紫	淺紫	深紫	深紫	深紫	深紫
地縹	地縹	地縹	地縹	地縹	地縹	地縹	地縹	地縹	地縹	地縹	地縹	地縹	地縹	地縹	地縹	地縹
無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文

臣

進進	進進	進進	進進	進進	進進	進進	進進	務務	務務
廣大	廣大	廣大	廣大	廣大	廣大	廣大	廣大	廣大	廣大
肆肆	參參	參參	參參	參參	參參	參參	參參	參參	參參
衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣
淺葡萄	淺葡萄	淺葡萄	淺葡萄	深葡萄	深葡萄	深葡萄	深葡萄	深葡萄	淺綠
地縹	地縹	地縹	地縹	地縹	地縹	地縹	地縹	地縹	地縹
無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文

以上 四十八階

こゝに朱華^{ヘチホ}とあるは、淺紅色をいふ、朱華は蓮華の異名にして、花の色あひ似たるより、この名をつく、事物異名録といふから書に、荷、朱華とあるを思ふべし、詩句にも猶多くつかへり、かの上文に辨解しつる、聖徳太子御像の事、こゝに参照すべし、又臣下の色制葡萄とあるは、その實の熟したる、あかく青みある色に似たればなり、倭名鈔

臣													
進 大 參	進 大 貳	進 大 壹	進 大 肆	進 大 參	進 大 貳	進 大 壹	務 大 肆	務 大 參	務 大 貳	務 大 壹	勤 大 肆	勤 大 參	勤 大 貳
衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣
淺 縹	淺 縹	淺 縹	深 縹	深 縹	深 縹	深 縹	淺 綠	淺 綠	淺 綠	淺 綠	深 綠	深 綠	深 綠
地 縹	地 縹	地 縹	地 縹	地 縹	地 縹	地 縹	地 縹	地 縹	地 縹	地 縹	地 縹	地 縹	地 縹
無 文	無 文	無 文	無 文	無 文	無 文	無 文	無 文	無 文	無 文	無 文	無 文	無 文	無 文

一進大肆

衣

淺縹

地縹 無文

以上 四十八階

右明位四階は色を改められず、直位以上、縹を改て冬綾、夏は羅を用ゐることゝす、而して其綾羅は、一富一部一富二部などの別あり、又革帶の制を改めて、綺帶とせらる。又白袴を用ゐる事となる、さて一富一部二部などいふは、華文を織成す製法なり、委く爰に盡し難し、また綺は、カムハタといふものにて、製造は繭絲を經緯とし、五色の堅柳條を織成し、幅は一寸五分許より廣からず、次第に狭く一寸許までに至る。たとはばその絲、真田といふ物の如し、是も白袴も、上下通じて用ゐる事を聽さるゝよし、文に見ゆ、白袴とは、白縹にて製せしなり、如此制定ありしは、四月なれど、公卿百寮の着用して、參朝し初めつるは、後にして、七月朔の條に、公卿百寮人等、始、着、新朝服、とあるをもて明かなり。

同七年正月二日の條に、是、日、詔、令、天下、百姓、服、黄色衣、奴、皂衣、と見えたり。こゝに至て、衣服の制あまねく、民庶に及びぬ、さてこれより先に、庶人はいかなる色の衣を着せしにかと按ふに、或は黒色、即ち皂色、或は茶褐色などをも用ゐて、一定ならず、又何色

にも染ず、着せしも多かるべし。崇峻帝紀の守屋大連が射殺されて、其軍士の退散するさまをいふ條に、悉被^レ皂衣とあるをもおもふべし。當時豪家の部屬の者、皂衣を着せしならん、民庶の服は、多く緇^レちろしのまゝか、或は染なしても、容易なる色もて染しは無論なり。その皂衣は、鐵氣ある泥を以て染しなり、又黄色は黃^レ蘗、或は梔^レ子などもてこれを染るなり。上古より貴族といへども、喪の服には猶くろき色をも使用ふ事諸書にみゆ。天武帝十一年の制には、既く大建小建の衣色と定められき。文武天皇の大寶元年三月甲午の條紀日本に、始て新令に依て、官名位號を改制し給ふ。親王明冠四階、諸王淨冠十四階、合十八階なり。諸臣正冠六階、直冠八階、勸冠四階、務冠四階、追冠四階、進冠四階、合三十階なり。外位は、直冠正五位上階に始り、進冠少初位下階に終る。合せて二十階なり。勸位は正冠正三位に始り、追冠從八位下に終る。各十二等なり。また始て賜冠を停て、易るに位記を以てすとも見え、また服制は、親王四品已上、諸王諸臣一位者、皆黒紫、諸王二位以下、諸臣三位以上者、皆赤紫、直冠上四階、深緋下四階、淺緋、勸冠四階、深綠、勸冠四階、淺綠、追冠四階、深縹、進冠四階、淺縹、皆漆冠、綺帶、白襪、黒革寫、其袴者、直冠以上者、皆白、縛袴、勸冠以下者、白、腰裳と見えたり。漸くその趣のことになり來るを思ふべし。

親		王	
一品	明大壹	四品	明廣貳
二品	明廣壹	三品	明大貳
以上	四階	以上	四階
衣	黒紫	衣	黒紫
地縹	無文	地縹	無文

從來衣服の地質の制は、久しく緇を用ひしを、直廣肆以上は、特に有文の綾羅を着するを、聽されし事、上文にかゝぐるが如きも、是にいたりて、更に上下通して、また緇を用ひる事となりぬ。

諸			
從正一位	正一位	從正二位	正二位
淨廣壹	淨廣壹	淨廣貳	淨廣貳
衣	黒紫	衣	赤紫
地縹	無文	地縹	無文
從正三位	正三位	從正四位	正四位
淨廣參	淨廣肆	淨廣肆	淨廣肆
衣	赤紫	衣	赤紫
地縹	無文	地縹	無文
從正四位	正四位	從正五位	正五位
淨廣肆	淨廣伍	淨廣伍	淨廣伍
衣	赤紫	衣	赤紫
地縹	無文	地縹	無文
從正五位	正五位	從四位下	正四位下
淨廣伍	淨廣伍	淨廣伍	淨廣伍
衣	赤紫	衣	赤紫
地縹	無文	地縹	無文

有職故實 衣服

この衣服の制の事は、衣服令にも載せられたれど、今のは養老の刊修なれば、大同小異なるを思ふべし。又直冠以上の朝服着たる圖を示さん、冠は烏羅ウラにして、帯は綺なり、さて襦ある上衣ウヘウシ即ち縫腋ウデを着、ふくらぎたる袴は、いはゆる白の縛口袴にして、黒革の烏ウを穿ち、笏ウラを把る所なり。

臣

正七位下上	從七位下上	正八位下上	從八位下上	大初位下上	少初位下上	以上
務廣大壹	務廣大壹	道廣大壹	道廣大壹	進廣大壹	進廣大壹	以上
脛裝	脛裝	脛裝	脛裝	脛裝	縛口袴	以上
色白	色白	色白	色白	色白	色白	三十階

諸

正一位	從二位	正二位	從三位	正三位	從四位	正四位	從五位	正五位	從六位
正廣大壹	正廣大壹	正廣大壹	正廣大壹	正廣大壹	正廣大壹	正廣大壹	正廣大壹	正廣大壹	正廣大壹
縛口袴	縛口袴	縛口袴	縛口袴	縛口袴	縛口袴	縛口袴	縛口袴	縛口袴	縛口袴
色白	色白	色白	色白	色白	色白	色白	色白	色白	色白

王

正四位下上	從四位下上	正五位下上	從五位下上	以上
淨廣大肆	淨廣大伍	淨廣大陸	淨廣大漆	以上
縛口袴	縛口袴	縛口袴	縛口袴	十四階
色白	色白	色白	色白	

令に漆冠とあるものは、黒色の羅にて製り、漆もてぬりたるなり。朝服の條下に、一品以下五位以上、並身羅頭巾とあると同じ。またかの衣袍に、羅を用ひしは、遙に後なる奈良朝にいたり、聖武天皇、孝謙天皇兩御代に涉れる。遺存品の種々、今も奈良の寶庫に御保存中に、羅の深紫袍のあるを觀る。されば當時までも、なほ純を使用ひしものなるべし。また勳冠以下の朝服着たる圖を示さん、これも冠は身羅にして、帶は綺なり、さて鬘腋の上衣を着、袴をからげあげて、白の脛裝をはき、黒革烏を穿つ所なり。



慶雲三年二月己亥の條に、五世玉の朝服は、依格始て淺紫を着す、とみゆ。これこの時、諸王の衣服の色を増して、五世玉の無位のほどは、服色を淺紫と定められ、なほ昇進の次第に従りて、赤紫を着するものとせられたり、其五世玉は、皇親に列せられし故なり。これよりさきは、五世玉は王名を得るといへども、皇親之限にあらざるとせられしを、此時制七條あるうちに、親々之恩を願念すれば、絶籍之痛に勝へず、自今以後、五世之玉、身親之限に在りといふ事ありて、この服飾の事にも及べりしなり。同年十二月己卯の條に、和歌三勳有て、令天下脱脛裝、一着白袴、といふと見ゆ。従前の勳冠以下、朝服の脛裝を始めて、民庶に至るまで、一に脛裝を脱せしめ、皆白袴を着す。



る事とせられたり。但し此制は朝服制服に用ゐる所の服装を廢せられたるにて、庶人通常の所用までも廢棄せられしものにあらずと心得べし。文に天下脱履裝云々とあるは、全く庶人の制服の服装なり。これより、白への袴は皆白色となりしなり。衣服の事、時勢によりて變態沿革ありて、これを詳かに心得んとならば、一朝一夕のまなびにあらず、また大かた大寶令のうち、に收載られたる、衣服令のかたの沿革は、何れ世間にも其考證論說などなきにあらず、さればむねと令前の沿革を、一むらりかき出で、此すぢの道びさぐさにせん、とすれど、猶いまだ解き盡しがたきものもありて、あきたらねど、まづ此あたりにて、一まづ筆をあぐ。



衣服 (その三)

其二にいふが如く、大寶年間制定し給ふ、衣服令の本文を讀み見て、その明文を心得、さて何れと解説書に就てさとるべし。蓋し奈良朝に於ても、なほ展改定の制ありて、或は袖口の廣をせまく、或は天下の衆庶をして襟を右にせよなどいふ勅令ありし事など、今はすべて畧してこゝにはいはず。さてその衣服令に、禮服といふものと朝服といふものと、制服といふものをわけられたるが、禮服は全く孝徳天皇の大化年間、唐代の制度を撓擬せさせ給ひし、そのから風の衣服にして朝服といふもの、むが國固有の衣袍なり、これ即ち束帶といひ、後世は正服といふものとなる、論語の公冶長の篇に、束帶立於朝とある、その名稱なるべし。いはゆる王公貴顯の参内する時は、いふに及ばず、公事大節會など、晴れの儀式には、かならずこの服装にて、冠を正して朝はなつなり。

束帶するときは、上着をウヘノキヌといふ、其一二にあらしたる袍これなり。さてこのウヘノキヌ、文武官の差別ありて、文官のさるものを縫腰といふ、こは衣の腰をぬ

ひつむる調製の名にして、倭名鈔にマツハシノキエとあり、まのはじとは、その腋を縫ひまつはしたるゆゑに、この名あるなり、上に略いふ如く、奈良朝の袍は、そのたけも其着る人の身たけのみに短く、幅も袖も狭くして、袖口の廣さは八寸、乃至一尺、又一尺二寸までに、其人々の大小體にて、この差別ありしが、大かたの制度なりしに、平安遷都の後、漸く花奢を事とするごとくなりしかば、その身幅いたく廣く、袖口なども二尺或は二尺餘にも及び、其着たけのすそに、襷ツといふものを横幅に大きく附そへたり。襷はマツの意にして、これも既に縫腋の襷ある上衣ウヘノキを着せし事、其二の圖にもおめせるが如きも、其時はいまだ簡短なりき。またその四位以下、武官のきるものを調製ツクリといふ、こは衣の袖より下の兩腋を縫はず、襷をも付ずして、うしろの身を長く調製たり、これをワキアケノコロモと倭名鈔にあり、これ即ち武官が節會、或は行幸供奉の時などに着用す。蓋し武官といへども、平生はなほ縫腋を着して、儀仗の日には右の調製をもちゐるなり、この調製の上衣を着し、袴をからげあけたる圖も、其二の圖に示しおけれども、縫腋、調製、ともに平安朝よりこのかたのものは、そのがたちも廣く大ぶりになりて、今見る所の近世の袍にちかくうつりこしなり。さて袍の

地質染色の事は、其一二にも上代の時のものは、おるしおけるを、これも次第々々に沿革ありて、一條院御時代寛弘以來は、四位以上みな一色の黒袍となりて、五位の緋袍は蘇芳となり、六位の青衫も八位と同じく、縹ヒヤコとなりて、七位以下は服色の制すたれたり、かの源氏物語を紫式部ものし、枕草子を清少納言かきとめし同時代ごろよりは、一位より四位にいたるまで、黒色、五位は蘇芳、六位以下は縹色などの、僅に三色となりぬ。

袍の地質は、上代はみな縮なりしこと、其一二にゐるしおけるが、既に淳仁天皇の天平寶字四年十一月より、大臣以下參議已上は、夏は羅、冬は綾と定められたり、然るをこれも平安朝時代には、五位以上、冬は表綾裏平絹、夏は殺コロちりを着し、六位以下は、夏冬ともに無文の殺織を着るが如くなれり。又五位以上の袍の地文は、別に法制あるよしにも見えず、古くは雲鶴、また藻かたばみなどの文様多し、この外に轡ウツからくさ、輪あり、輪なし、輪ちがひなど、まづ通例となれるが如し、四位以下は、輪なしをつくる、なほ後世となりては、別に異文の袍となへて、任大臣の後は、家々の文を定めて、着するがやうになりもて來たり、大かた雲クモたてわく、或は臥蝶フシテフ龍膽リウタンの類、この外種々あ

りて校擧に逸あらず織文圖會といふ圖本に就てわきまふべし。冠も漸く時代を逐ひて製作は沿革あり冠帽圖會裝束圖式などに就て辨ふべし。次

袴は其一に下衣といひしもの又其二に慶雲三年十二月に天下に令せられて、白袴を着せよとありその頃迄では袍と同色のものを着用せしもの如し。又別に白縛口袴といふものを着用せる圖を其二に出せり。蓋し太政の衣服令の體服中、白袴とあるものとは區別あるに似たり。上代の下衣を即ちウヘノカマといひて、表袴の字をあてたり。このウヘノカマの稱は中古となりて此下衣の下衣、大口といふ袴を重ねて佩くが故なり。さて此表袴は夏冬ともに表白裏紅と定まれり。三位以上の人は、窠にあられの文織のものを着す。これも晴の時はうさもんとひいて、秋織のもの、平生の時は固文といひて、地文に織り沈めたるものなり。又老年の人は、赤藤の交織のかたむねを用ゐる。又四位以下は、白張の平絹にして裏はいづれも紅の平絹、或は板引といふものにしたるをも着く。蓋し四位以下といへども、禁色を裁され長人、或は藏人などは、公卿に同じく有文を着用す。又これに其赤大口の下袴の

事をいはん。この下袴は、公卿殿上人地下の人に至るまでも、凡そ束帶といふ時には必ずこれを下に着す。とは夏冬の差別なく、表裏ともに紅の平絹なり。たゞ自装束の時は、白平絹を以てこれを調製す。裁縫卒く表袴はことならされど、股の所を縫ひつづけて、表袴よりは細げに短く志たてたり。

今こゝに冠、またウヘのきぬ、ウヘの袴、其下の大口袴など、束帶といふ正服のウヘはぎに屬するものをいへり。これよりかへさまに、裸體の内部より、外部へかけて重ね着べき順序をのべん。まづ第一に內衣、これも夏冬によりて、ひとへ又重ねもあれど、色地質は白絹か、また白布などを着す。第二に大口の赤袴、第三表袴、第四に單、或は赤めといふものを重ねても着る。第五に下腹、この後の身たけを長くひくを襦といひしが、後世は裾といふもの別に製りて着る事となる。さればその下腹に附屬して裾を別につくとすれば、裾の紐にて腰を結ぶ裾つけざりしむかしは、帯にて腰を結ひしなり。第六に半臂を着る。これもわすれ緒といふものをつけたれば、其わすれ緒にて結ひまむる。第七に、ウヘのきぬ、いはゆる袍を着る。後に尻作りといふものをなす。これ俗にハコエといひて、少しくふくらかし、ふくため附くなり。又襦の高さなど

恰好よろしきほどを見計らふ(第八に石帯をさす、又魚袋をかくる事あらば、この順なり、第九に帶劔、平緒を結ふ、これ即ち束帶すべき、内より外へ衣裳をかざれる順叙なり。

冠は、其一二時代のものは、朝、或は幘頭などいひ、天武帝の御時代より、追々漆紗冠といふもの、或は鍔冠、或は圭冠などいふもの、うちまじりて、その漆紗冠は、紗にて製り、さて漆をひきしものなるが、これ後世の冠のかたちの權輿ともいふべきのみ、又圭冠は、後世をばしの權輿なるべし、又冠の製作後世には、甚く装ひまさりて、厚びたひ、薄びたひ、透びたひ、半すきびたひの品あり、またあいかげなどいふかざりもありて、其てまかなる事は、諸書に見ゆ、また其地に、有文無文あり、人品によりて差別を立、五位以上の人は、有文、六位以下は無紋なり、また纒といふものあり、冠の後には、ねて垂れたるもの、名なり、これに巻纒あり、垂纒細纒あり、又柏夾など、種々の装ひかたありと知るべし、さて次に、束帶の用具、上文に擧たるもの、解脫を畧試みむ、單といふは、相といふもの、下に着る、あこめは、あひこめの意にして、其物この物のあはひに、こめ着るより、此稱あり、されば其場合と、時節にまたがひ、着こむ事あり、着

ざる時もあるなり、さて單は、その稱の如く、いはゆる一重にて、裏なき紅の綾地の張りたるものにて、製る、若し人は、重菱の文を織る、年古き人は、遠びし、極老の人は、白色にして、地文は、同じほどなり、こは男女ともに着かさぬるものにして、內衣の上に着、さてその上に、あこめをかさぬるものとす、蓋し夏季はこの單の下に、汗取を着す、其汗取といふは、單より寸尺短く、布にて製る、後世これを大帷といふものとなる、この大帷は、遙なる近時のものにて、通例冬春は、白布、夏秋は、紅の布なり、この汗取とて、夏のみ、單の下に着たりしが、一變して、ちかくは、小袖の上に、夏冬通じて着し、或は單、相下が、さねを略して、この大帷に、單と下襲の襟のみ、又袖には、單の袖のみを縫ひ付けて、用ゐるものとなる、實に甚しき大畧なり、されば中古の草子物語などには、此物の事を、いはざるは、如此變態のものなればなり、心得おくべし。

相は、略上にいふが如く、下襲の下、單の上に着こみしものなり、近時の小袖といふ物にあたるべし、寒氣のをりは、綿を入れて、二枚三枚も重ねしこともあり、然るに後世は、たゞ束帶の具に用ゐるものとして、着る事着ざる事あるものとなる、又四八九月の頃は、裏を取りはなちて、ヒヘキなど稱する事もあり、これ古今の沿革の大略なり、

衣は心得おくべきものなり。さて和の地質は、小葵織文の綾を表とし、半絹を裏とす。表裏ともに平生は紅色なり。若き人は萌黄、また薄色の類を着る。これを染あこめといひ、老たる人は白きを例とし、織文も遠びし。若き人は赤げびしを用ゐるなり。下襲は、半臂の下に着して、後の身だけを甚だ長くひきて、袍の下に出し、練歩する。褌ひとなす。されば中むかしの草子物語は、下がさねの裾ひきちらしとも、裾うるはしく繕ひなどもかけり。然るにそのすそを音讀にキヨともいひて、後世下襲の腰より以下を絶ち切り、別にしてこれをつけ、又下がさねを略し上にいふが如く、大帷に下襲の襟をつけ別にキヨのみを着けて、袍を着るが如き變態となり。さてこの下襲の地文及び色目には、種々の説もあり、要するに通例三位以上の公卿は、冬は表白綾にして、織文は臥蝶の丸なり。裏は黒にして、織文は菱の類なり。また夏は表白の一重地、織文は菱の類、色目は蘇芳を用ゐるが如し。四位以下の殿上人は、冬は表白の平絹、裏は黒き平絹なり。夏は無文の殺織、或はすゞしの平絹、色目は三藍などをもちゐるが如し。さて又中古以來、服色の制度ゆるがせにして、殆廢れしが如き實際となり。とせば、その下がさねの裾を應用して、長短を以て大臣、納言、參議などの階級をさ

だむ。蓋しこの事、既く村上天皇の天曆ごろより沙汰ありて、下襲の後に袍の襦より出す事、親王は一尺五寸、大臣は一尺、納言は八寸、參議は六寸とやうに見ゆるは、いまだ截ち切らざる頃なるを、後漸く年月を経て、後三條院の延久二年の宣に、大臣七尺、納言六尺、參議五尺、四五位四尺と定められたり。按するに此頃より、別物を付る事となりしものならん。又遙に年序を歴て、順徳院の建曆二年の制に、大臣一丈、大納言九尺、中納言八尺、參議、散三位七尺、四位以下二尺とあり。又後堀川院の寛喜三年の定には、六尺乃至二尺を縮めて、大臣のを八尺とし、其外もこれに准して短くせらる。其後又長くなりて、大抵關白は一丈二尺、大臣、大將は一丈、以下は建曆の制と同じかりき。又近來徳川幕府の時代、諸大名等の束帶せしにも、四品以上は腰より以下九尺ばかり、五位は六尺ばかりにして、石帶の上手にかくる事、四品は二段、五位は一段にかけたりといふは、た思ひ合はずべし。

半臂はもと唐服をうつされしものなれば、この物の名稱音讀にして、和名なし。袍の下に、下襲の上に着るものなり。長さ二尺ばかり、袖幅僅に一寸五分ばかり、實に讀みて字の如く、臂の半にいたりいたらぬほどなり。この物古き製にして、今も奈良の正

倉院御保存裝束の中に、袍袴ある事、其一二にかゝげ出せるが如きを、なほ半臂も存る事、みな天平勝寶年間、かの大佛開眼の四月九日調製のものなる疑ひなし。今世の半臂には、下に襦とて、幅七寸ばかりの絹をつけ、左右の腋に十二づゝの襷をたゝみ、背の方にも二所、六たゝみの襷ありて、下の方を上の方へ折り返し置くやうに、製りなしたれど、天平の古物は、恰も今の洋服のチョッキといふ品の如く、至極短く、襦などある事なし。こは内衣より外部へかけて、着かさねたる服を、この半臂にて去ばりつくる意味のものならん。天平の古物には、表の方に絹地をたゝみし紐ありて、結ひまむるが如くつくられたり。今の製の物も忘れ緒といふものにて結ぶなり。さて地質を尋るに、三位以上は、冬は小祭の織文綾にして、夏は三重だすきの穀織文を用ゐ、四位以下は、冬は平絹、夏は無文の穀ちりなり。さて屬る所の襦といふものは、羅を用ゐたり。色目は深紫が本式なれど、中古以來は、五倍子染と變したれば、全く黒色の如く見ゆ。奈良朝の古物は、緋の龍纈にて最も美麗なりしが如く、今も見えたり。さて裏地は水色を通例とす。又四位以下は、夏の料に二藍にそむる事もありといふ。然るに、中古より束帯に半臂を略して着ざる事まゝあり、其事種々見えたる中に、

一條禪閣の桃華藥葉に、黒半臂、近代冬は一向略之、舊例も、壯年の人は半臂を着ず、老者は必ずしも然らざるよし見えたり。夏は大器これを用ふ。表衣がひとへにて透さて見ゆる故、殊さらに着用す、但し襦をば略之、腋の袍にあらざれば、襦までは見えざる故なり。と見ゆ。近き世となりて下襲すら略せれば、半臂を略するをば何ぞあやしむにたらんや。

袍ロウ 袴ハカマ の事は最初より論説し、また上文にも近時の調製の概畧をかゝげたり。

石帯は、束帯の物の具する時、いはゆる縫腋、關腋の差別なく、着用の革製の帯をいふ。その石帯といふ所以は、倭名鈔に、今按、革帯以其所附金玉角等爲名、故有白玉帶、隱文帶、馬瑠帶、中器紀伊石帶、出雲石帶、越石帶、斑犀帶等之名。とありて、其玉石類を、裝飾とせしゆゑに此稱あるなるべし。されば其製、黒革帯の後にあたる幅の所に、方また圓きかたちの玉、或は石角の類を、十個ばかり綴ぢつけて、左の方の端に、鉸具となづけて、今云ビチヨীগネにてひきしむる躰にせしものなり。さて其の玉、或は石角の如き、方なるを巡方といひ、圓なるを丸柄といふ。この巡方、丸柄に、有文、無文の差別あり。有文とは、鬼、獅子、或は唐花、唐草、唐鳥、また蠻繪などを、高ぼりに彫刻したるをいひ、無

文とは、彫りなきをいふ。又彫りかたの今俗ケホリといふものにしたるをカクシ隠文と名づく。此類の玉石を、白き糸を以て、十字形にからみ、さて其の革帯に綴ぢつけたる事上にいふが如し。蓋しこの玉及び石角等を以て、かざれる革帯、その人品の尊卑によりて、差別あるは無論にして、事は延喜御正式を始めて、諸書に見ゆ。さて又この帯の調製古今沿革あり、なほ服飾圖會、裝束圖式などの圖に就て辨ふべし。魚袋といふものも支那の模擬品なり、たゞに位袋といふ袋をつくる事は、元明帝の奈良時代に始りたるを、此魚袋は、平城遷都の後、嵯峨天皇の頃より起りしもの如し。さて其後は、節會、また大嘗會などの式日の服裝として、石帯にかけて腰にさぐる具となる。又金魚袋、銀魚袋あり、金は、諸王の五位以上、諸臣の參議三位以上これらをさげ、銀は、諸臣の四五位の輩、さぐるに定まれる事、延喜御正式を始めて、諸裝束の事かける書に見ゆ。さて魚袋は何の用をなせるものかと問はん、に、唐朝にては、魚符といひて、諸臣宮中に入出する時、合せ見て證とせし符契なれば、袋に盛て帯に繫けしがもとにして、又其後は、たゞ飾物となりしなり、其こゝにいたる委しき説は、盡すべきにあらず、吾邦にても、そのもとなほ符契とせしものになん。

東帯の時に帶する劔は、之をかざりたちといふ。延喜御正式に、凡、畫傍大刀、五位已上聽之、とみえて、大かたの調製、その鞘を紫檀、また沈などをもてつくり、螺鈿、かながひなどにて飾り、蒔繪を施して、さまざまの美麗を盡すものとなれり。中古以後は、大臣などがね作り、大納言はしる金作りなりしを、足利將軍時代より、大にみだりになり來ぬるよし、桃華藥葉にも見えたり。さて平緒といふものは、もと太刀の帶にして、平たく組立たる緒なるからに、此稱あり。腰帶の事は、古く奈良朝以前にわたりて、度々制ありしが、この平緒は、貞觀十六年の制に、五位以上唐組、六位以下綺新羅組とあり、後世のひらをとといふもの、長さ二尺餘り、幅三寸ばかり、捻り糸にて組たるに、色糸を以てくさくさの文様を刺繡ひ取りたる全く太刀の帶とは別のものにして、前に垂るものとす。さてその前に垂るゝ所を垂となづく。本來一筋につゞけるを前にて結びたる昧なるからに、今いふ垂は、即ち結び餘りたるは、しなり、然るを後に截ち切りて一種のものとする。なほ續き平緒のものもなきにあらねど、皆ふるき品なり。なほ平緒の類に、紫綾、青綾、楨綾、蘇芳綾、紺地、蒔黄地、紅梅地などいふものあり。紫綾は、紫に白の糸を打交ぜたり、其他准してわきまふべし。文様も大かた桐、竹、鳳凰、或は唐鳥、か

ら花、うぐひす、孔雀、或は四季の花などを繡へり、身の尊卑、また年の老若などにて、此類を取まかなふものと知るべし。

笏といふものは、孝徳天皇の御時代より、唐風を模擬して把らさしめ給ひしなり。さてこの物の稱呼、忽なるを、倭名鈔にも、音忽、俗云尺、手板長一尺六寸、闊三寸、厚五分也とありて、サクと稱へたり。此品に牙と木と、兩様あり、最初は五位以上は、牙笏を把らしめ、六位以下は木笏と定めさせられしが、中古以來は、禮服の時のみ牙を把り、平生は木のみとなりぬ。くはしくは、古今にわたりて、形象及び寸法も、聊相違あり。束帶の時に穿く履を靴のくつといふ、足を收むる所を黒革にて製し、上部を蓋、蓋といひて、ばらの花形織りこみたる文様ある錦をつけ、さて靴帶とて、革の細きものに金具をつけて締むるが如く、調製たり。これすべて正式の時に用ゐる靴なり。また襪といふものあり、こは下履の意、音便にシタウツといふ。束帶の時は必これを穿く。束帶ならぬをりは着せず。その調製かたは、白き平絹の張りたるを以て、これを縫ふ。全く今世穿く所のクツシタと同じくして、足袋の如くに、大指と他の指との所を、ひらくる様には、縫はぬものとす。さてこの下履をまづはきて、後に靴を穿く事、全く今日

日の沓はく前に、まづくつじたをはき、さてくつをはくに同しきさまなり。

已上につらね越ぶる所、わが帝國固有の衣服を取もちぬしものゝなごり、即ち衣服令に、朝服となづくる所のものなれど、歴世久遠をすぐるまゝに、大に沿革あり、調製裁縫の長短廣狹、上代に異なるものながら、まづ束帶部としてかゝげつ。

衣服 (その四)

其三には、衣服といふ物のとゝのひたる、諸皇子、諸王及び諸臣一位以下の正服となづくべき、束帯の事を近古の有さまより、維新前までに通じて、あら／＼いひおきぬ。然るにこの稿を起しつゝ、熟く思へば前後していとも畏きわざながら、古代の歴史、或は此すぢの書に、至尊の御服のこと何ひとつさだかにしるされたるものなし、聖武天皇は、天平四年正月に、始て冕服といふからぶりの御冠御衣をめされしよし、はじめてしるせり。必竟此すぢの書は皇子諸王或は臣下の服制にとゞまりたるもの如く、大寶令にいたりて、衣服令にはじめて皇太子の御禮服、親王諸王の御禮服につらねてあげたるを見る。さればちのづからの時勢にて、あとながらも此項には、至尊及び皇太子或は皇后宮などの御服の事を、いさゝかしるさんとす。

天皇陛下の御服は、かの大寶の衣服令には、皇后宮ともに其御制を闕略す。こはかしこき至尊の御うへのすぢなれば、かゝるべきものか。されど同じき大寶の喪葬令及び令集解によるに、上古以來、帛シロの御衣をもちひ給ひしもの如し。帛の御衣といふ

もの、今も大嘗會の時にめし給ふ御服にして、すべて白色の御物の具なり。もとより新舊、その時代によりて、調製裁縫の沿革は、決めてあるべからむ事、いふまでもあらざれど、東京帝室博物館に、帛の御衣をつらねられたり、心あらん人は往て拜觀して、その餘蘊をあふぐべし。又弘仁の御制によるに、大小の祭祀、及諸陵の奉幣にも、この帛の御衣を召し給ふ。又貞觀儀式、西宮記などに據るに、黄櫨染といふ染色の御袍、及び麴塵コヂといふ染色の御袍を、大小の朝禮にめし給ふ。その兩種の御袍に、織文あり、いづれも鳳凰麒麟、桐竹をよきほどにかたちどり、一部一部々々に織出したるしたるものなり。御色目及び文様のかたなどは、例の織文圖會、裝束圖式などにみゆ。又からぶりの御衣、及び御冠は、上文に畧いふ聖武天皇天平四年正月に、始て冕服をめし給ふ。其後は御即位、或は元正朝をうけ給ふには、袞冕十二章服をめし給ふ。これ即ち禮服といふ。此御服は後世及び今時の御即位の時の御禮服もみな同じ、冕冠といふもの。圖は冠帽圖會に載せ、袞龍十二章とは、其御袍の文様にして、この圖及びいろめも、禮服圖といふものに載せたり。拜觀して大かたを心得べし。又御直衣ナカキあり、御引直衣ヒキナカキといふ。

皇后宮の御服は、上古はいかなりしかさだかならず、弘仁の制に、至尊の助祭し給ふをりは、なほ帛の御衣をめし給ふ蓋し、上古以來の御例なりといふ、又元正朝賀の時、及び大小の節會儀式には、鉦鉞禮服といふからふりの御衣を召し給ふ、又立后の賀をうけ給ふ時に、白綾の衣裳を用ひ給ふよし、西宮詔に見ゆ、こゝに衣裳とあるは、衣服令に禮服とあるものに同じき御よそひなるべし、たゞ其色の白きならむ、後世は衣服令に、朝服とてあげたるものに似たる、御装ひなりと伺ひぬ、

童帝は、空頂黒幘といふ冠、或は日形の天冠を召し、大袖小袖及び御裳を用ひさせ給ふ、この空頂黒幘及び日形の天冠の圖式は、冠帽圖會にかゝり載せたり、就て觀て心得べし、また大袖小袖などいふものは、御即位の禮服といふものうちにありて、から風の衣服なり、紫色の綾地を以て調製たるものなり、また女帝の御服も、大かた同しかれども、白色衣にして、繡をもちゐたらず、

皇太子の御禮服は、衣服令にくはしく見えなれば、こゝに發せず、弘仁の制、從祀として至尊に從ひて、大祀を行ひ給ふ時、及び元正朝賀には、袞冕九章をもち給ふ、こは上次に父帝は、冕冠に十二章を系がきたる、袞龍服を召し、玉ふにむかへて、三章をはぶ

さなるもの也、朔望入朝及び大小の節儀式節會には、黃丹衣をめし給ふよし、日本紀卷はみゆ、また延喜の制、いまだ冠の給はぬ時は、雙童髻を着くよし、も見えたり、本書を見るべし、

衣服 (その五)

東帯に次で、平服といふ装ひありいはゆる正服に對する名なり。まづ布袴、衣冠といふ、公式のものならず、これを私服ともいふべし。又褌の服あり、直衣、奴袴の類をいふ、これらも中古このかた、沿革なきにあらざれば、一わたり心得おかざるべからず。布袴は東帯に次ぐべき服装の名なれど、全く布製のものにあらず、雅亮裝束抄に、衣指貫うるはしく着て、其上に下襲着て、袍に尻作りて、帯さして、笏を持つなり。とあるにて心得べし。大鏡に、頼忠大臣は、直衣にて參内せず、奏聞すべき事あらば、布袴にて參内するよし、かの大臣の勳王の實義をいへり。まづこれらにて其直衣の如き、褌の服ならぬを辨へかし。又桃華藥葉に、布袴、事、常の袍に下襲指貫を着る、是を布袴といふ。着用の事は、可隨先規也。布袴の時は、無文、九韜、帶、野太刀を帶すとある。無文、九韜とは石帯の名なる事、その三にいへり。さればこの服装は、冠を着、大かた東帯のすかたにて、只表袴をばかて、奴袴をはくのみことなり。また衣冠は、その布袴に次ぐべき、服装ともいふべきものなれど、是は文武の官給物はらず、縫服の袍に、衣、單帷を重ねて

奴袴を着し、楡扇を持つ、夏はかはほりとて、通常の扇なり。もとより冠を着す、これを衣冠といふ。布袴の異なるもの、下襲を穿し、笏を把らて扇を持つなり。さてこの衣冠の服装は、公事にあらずして、尋常の參内の時に着す。蓋し四方拜、春日詣、競馬などをりには、この衣冠に、笏を把るならひなりともいふ、それこれ心得おくべし。褌の服に着る所の直衣といふものは、東帯の袍によく似たれど、袍は其三にいふが如く、公事正式の時の晴装ひの料にして、着する時は必ず冠をかぶり、石帯をおひ、後にハコエといふものを立て、表袴をはく定めなるを、直衣は異りて、烏帽子をかぶる。帯も直衣と同じ織物にして、冬は裏あり、夏はうらなきものなり。さて後にハコエを立てず、袴もさしぬきといふものを穿くなり。されば上にいふ如く、かしくも至尊を始め奉り攝家、大臣かたは申に及ばず、貴人たちのつねに用ゐて、安らげき服なり。これに直衣の字を填てたるは、禮服正服などいふものに對して、タマの衣といふ義なり。さるは古言にタマといふ意を、ナホといへり。只人といふを、ナホ人といひ、タマタマを萬葉集にナホくといふ事あり。ナホザリのナホも、此意にして、この他例證多し。この意味を以て、ナホシといふとの説よくあたれり。當直衣なりとの説はいか

さて地質文様等の事は、桃華藥葉に、童體の時は、白浮織物の直衣、衣は小葵、裏は淡紫也、元服の後は、白志々良の綾文は浮線綾、丸裏は平絹、染色は年齢に随ふ、若年の時は紫、次は薄色、次は淡黄、有縁老者は志々良白綾、或平絹を用ふ、裏はいづれも平絹也、夏は殺文は三重襷色、又年齢に随ひて、紫、薄色、淡黄、老者は限平絹を用ふ、或無文の襷物を着用す、烏帽子直衣は、大納言以上、参院の時着之、但可蒙勅免、於私者、依便宜用之、無子細、淺位之人、着烏帽子直衣事、大井川道造之時、藏人、頭着烏帽子直衣、其外無例と見えたり、上文の如く、烏帽子直衣は、公卿内々にて着用は、仔細なけれど、公然と畏き御前などへ参るは、三位以上の人、或は参議などに限る、それも勅許得たる後の事也、といふ、委しくは禁秘御抄を閱覽すべし、蓋し参内には、冠を着用するを例とす、これを冠直衣カウチカフといふ、又直衣には立烏帽子を着用す、三條西家裝束に假令冠直衣にて内に参り、直に院参の時、烏帽子を改めて着るべきよし、諸書に見ゆと記されたり、小直衣コチカフといふものあり、狩衣直衣とも稱ふ、これ狩衣に襦ズを付たるものなればなり、地質文色等は、大かた狩衣に異なる事なし、尋常は浮文ウキモノの織物、夏はすゞし、冬は練衣ネリモノなり、又固文カタモノの織物、並に練の襷物は、夏冬通用す、その中、浮文は繁もん、かた文は越文コシモノ

なり、こは文ながら繁く細きと、あらく遠よりて見ゆるとにて、此稱あるなり、此小直衣は、上皇も召されしよし、増鏡にも見え、又桃華藥葉にも、年齢によりて計らふべし、風流の小直衣は法令なし、狩衣指貫に下括は常の事なり、小直衣に下括シノクする事未だ勘へず、杯あり、室町將軍も着用の例なりとなり、近時は多く着用するものとなる、奴袴ヌハカマは讀て字の如く、古くは奴僕ヌヘの着せし袴にして、裾高くかゝげ、走るにも便よき様に調製テウザイたり、然るに中古以來公卿の服となりて、綾織物の地質を用ゐる物と思へど、布を以てするが本義なりし也、さて此を狩衣の下にも用ゐる事なれど、なほ無文の平絹にて製せりき、綾總物の地色文様などの制は、裝束圖式に就てよく觀べしかし、こくも至尊の召給ふ文は、窠カにあられ、雲立クモタテわく、また仙洞センドウは、八葉菊、雲たてわく、鳥襷トリス等なり、禁色を聴りたる人、また少年は、紫二重織物にして、文は龜甲カメカウに臥蝶フセテフなり、壯年は鳥襷、色は紫、又薄色、或は藤、丸の織物などを用ゐる、浮織ウキオリ、固織カタオリは、官位また年齢によりて差別あり、中年以後は、うす色の綾文は、藤の丸なり、又裁縫サイヌは、袴の紐を腰といふにウハザシあり、後に腰板ウサカを入れず、裾ズに括り、緒ありて、其緒のさしやうは、裾に穴を穿ち、緒をさし通し、狩衣の袖くゞりの如くす、古くは括緒の端を、總角ソウカクなどに結ひ

て引さげたり、然るに後世は裾を袋縫にして、其袋の中へ緒を納れてくゝる。狩衣といふは、公家にて鷹狩トウ或は旅行、また蹴鞠などの時着用す。蓋し公家のみならず、武家も着用せり。此一名を狩襖トウともいふ。大寶令を按ずるに、襖といふものは、武官の着つる闊腋クワツクの袍の別名なれば、元は其襖の一轉せるものならん。されば始は文官堂上の着用せざりしものにして、延喜御正式にも、裁絹縫爲ツル狩衣袴、悉皆禁斷の文ありて、布もて調製するが本義なりき。然るに其後は、禁弛びて、公卿達の絹縫もて之を裁縫ツルさて風流花香を盡しし事、中古の物語雜史などに散見す。其有やうは、狩衣の染色重ね方に、種々の風流名目も出たり。終に冬は裏あり、夏はすし、紗などいろくあり。古肥の見る所、五位以上は織物、六位以下は無文などあるを、近時は六位の人も織物を用ゐる事となりぬ。これも老若にて、紅梅萌黃などの浮文、固文、かの浮もんは繁く、かたもんは遠くなど、直衣の條にいひしが如き地質なり。袖括スエは、十五歳未滿は毛ぬき形、また若年は薄平の組、萌黃、紅、紫等のうち交ぜの類種々あり。又裏は表の色に同じ、此外名あるもの、表裏ことなるも見ゆ。さてこの衣、大納言以下専ら着用し、武家にては諸大夫これを着す。されど後世公武の制、少しく區別あるが如し。また腰帶

は狩衣の色に隨ひて、其きれを使ふ。蓋し白裏の狩衣を着る人は、白帶なり。又この狩衣に屬する袴を、狩袴といふ。即ち指貫ササなり。色は淺黃の平絹無文を以て通常とす。蓋し晴の時は、紫すそご、紺むらご、三重織物フタ、縞ものなどを用ゐし事、増鏡にみゆ。他書にもなほあり。公家は多々織物、武家は文なきもの多し。布衣といふも、狩衣の事にして、上文に引く延喜御正式制の文意にて明らかなり。然るに後世布製のもの、は下郎の服となりつれば、足利將軍時代、その將軍の從者は、布衣の役と名づけて、布狩衣を着せしめて、將軍の帶劔を持たらしたり。又徳川幕府にては織文あるを狩衣といひ、無文なるを布衣といふ。これ必ず布にあらざるも、前代の名を因襲して、其人品を採擇せし一時の政略ならんかし。烏帽子エガシは、上代に於て禮冠の下に被りし、頭巾といふものの餘風ならん。さるは凡そ延喜年間より、冠と帽と別になり、冠は正服以上のものに用ゐる。帽は平服に屬するが如くなりしかば、家居には帽をかぶり、參朝には冠をいたゞくが習ひとなりぬ。西宮記に、太上天皇、或時時着之、自餘公卿以下、襲時所用也とある。これその高貴の烏帽子を被り給ふことを、いひをめたるか如し。なほ諸書に家居に烏帽子着たりしをい

へるもの多し。されば始は黒絹にて袋の如く縫ひしものなり。然るを鳥羽院の御時代、花園右大臣有仁公と任せ合せられて、鳥帽子を剛々作りを給ひしよし。今、鏡衣見えたれば、ぞを以て鳥帽子の剛はくなりし始めとす。按するに、天武天皇の朝に、圭冠といふものを制せられたるが、これ漆紗冠の別種なり。これ若しくは鳥帽子の權輿にあらざるかの疑ひあり。こゝに一言を附してなほ紀念とするを、能く考べし。さてこの鳥帽子には種類いと多く、まづ立鳥帽子あり、長鳥帽子あり、風折鳥帽子また侍鳥帽子あり、細えぼしあり、採鳥帽子あり、この部屬に梨打あり、引立あり、折えぼしあり。またさびえぼしなど、其くはしき事は、此すぢの書につきて心得べし。さてもかの直衣指貫を着する時に立鳥帽子をかぶる、これ鳥帽子の本義なり。また立鳥帽子及び風折えぼしは、公家にもつねに着給ふ。狩衣の時には、風折をかぶるが如し。侍鳥帽子は専ら武家にこれを用ゐる。即ち素襖を着る時にかぶるなり。細えぼしも猶武家にて直垂を着る時これをかぶる。もみ鳥帽子、また武家の兜下といふにこれをかぶる。その部屬みなかぶとしたなり。さびえぼしのさびは、敷の事にして、大さび、小さび、横さび、柳さびなどいふ名目あり。枚舉に追あらず。

女子の衣服

太古、即ち神世といふ頃、ほひ女神の御衣服は詳かならざれど、古事記上卷、須佐之男命の天照大神に見え給はむとして、高天原に至り給ふ條に、大神御髪を解き、御美豆羅を纏して、全く男神の御よそひし給ひ、其御ふるまひ男神の如くにもし給ふよし見え。日本書紀神代卷上にも、この御故事をなほ同しほどに傳へて、大神乃ち髪を結て鬘と爲し、裳を纏て袴と爲し給ふよし。二書ともに同し趣なる、それこれ考ふるに、御髪をときて云々は、全く女子の一鬘に結びしを解きて、二鬘の美豆羅となし給へるなり。又御裳を縛りて、御袴と爲すとは、裳の長き着たけを、ひさまとひくゝりあげて、袴の代用にしたまふ有さまの如し。これらにて、其平生の御装ひは、察知らるゝが、まづ其髪のか結びやうに二種ありて、いはゆる結髪と垂髪と異なるなり。さて其結髪は、前を左右にわかれ、後を一分とし、その三分より平分して、中央に今の束髪といふものゝ如く、高くつがねあげて、三分の髪を取すべし。結ふべき土代として、其高くつがねあげたる所に、取すべたる形を髻といふ。又垂髪は、左右と後と三分にして、中央

に、つがねすして、左右と後とに垂るゝなり。最も背後にて亂れざるやうに束ばねもする事あり、今發掘する所の土偶の女體に、此類多し。古木製の神像にも、結髪垂髪の二種ともに見ゆる所なり。さて其髪を飾るに、鬘をかくる事、又瓊をかざる事など皆古事記、日本書紀、古語拾遺などに見えたり。又櫛をかならずさす、太古は男子もさせり。但し男子は二鬘なるからに、左右に二枚させり、女子は結髪一鬘なるからに一枚なり。中古にいたり、垂髪には左右に多くさす事となる、猶後にいふべし。頸玉、手玉、足玉などいふものありて、裝飾とす。太古、上古、貴人は多く皮膚を掩蔽しために、かくかさりながら用ゐしものゝ如し。瓊には勾玉、圓玉、管玉などの各種あり、勾玉を以て上等品とす。さてまた足は履を穿くこと、男子の如し。衣服を着るには、まづ第一に頸玉、次にもと取玉をかけ、或はかづらならんには鬘をかく、次に手玉を纏ひ、次に襦、次に衣、次に裳、次に帶、次に履を穿くなり。衣裳の下なる襦は、膚に着るはかまなり、暑寒によりて、一重二重、また幾重も着る事あるが如し。其地は、上古までもみな布を使用たり。されば衣は襦を着たる上に着るなり、さて襟はあげくびにして、袖は極めて細く、今洋服の筒袖を見るに似たり。行は手くびを限り、

丈は膝頭にいたりいたらぬあはひなり、これら皆男子に異なることなし。裳は腰間に纏へり、男子はこの裳といふもの、時によりて着ることあれど、女子はかならず着るべきものなり。天、御女命は、戯れに襟紐をとき、胸間をあらはし、裳のひもを臍の下に結び垂れたる事あり、そも裳の紐は、左脇にて結ぶべきものなるを、前にて結びたるは、禰の裾のかたの露はるゝやうにしたるにて、こは特に俳優をものせんとて、かやうの變態を出せしなり。又女子の帯は、男子の帯の如く、後より一重廻はし、前にて結ひて、其端をたるゝなり。されば太古における、男女裝飾衣服の區別は、頭髪のありさまと、裳袴の長短を見くらぶべきものとす。女の裳は長く、男のはかまは短し。

また上古女子の髪は、其豊満なるのみならず、ことに長きを貴重す。古事記の中巻に、應神帝の日向國諸縣君の女、髪長媛の容貌美麗なりと聞し、召て、めし給ひしも、その髪は長きからに、此名を得しことをも思ふべし。さればその垂髪をうつくしく梳り、背にながく垂るゝ事は、萬葉集にも其歌數首みゆ、夜寝る時などは、床上にその長き髪をなびかして、いぬるからに、翌朝このあさねがみの亂れしことをも、歌により、これらの事を支那にさし評して、崔豹の古今注下卷に、墮馬髻、今無復作者、倭墮髻、一

云、墮馬之餘形也、と見えたる、この倭墮髻とは、本邦の女子の垂髻の意をいへり。しかるに天武天皇十一年四月詔ありて、女子結髻すべしと定めらる。十二月三十日前に結訖れとの事なるを思へば、當時大かた垂髻なりしからに、これを禁じてこの詔あり、さてその六月にいたりて、男女ともに結髻し、さて漆紗冠を着べしとなり。されど、女子はとかくに結髻を樂ばず、况んや冠を着るにおいてをや、さればこの制は行はれざりけん、十三年の閏四月にいたり、詔して、女年四十以上、髻之結不結、及乘馬縱横任意也、別巫祝之類不在結髻之例、といふ文見ゆ、さればこの制にしては、年三十九までは、必結髻せざるべからずとの事ながら、とかくにその結髻は好まずして、垂髻せりけん、翌る朱鳥元年に、かの十一年、及び十三年の制を廢して、さらに女子は垂髻にすることとなされたり、また前の十三年の制文中に、男女衣服者、有襦無襦、及結紐長紐任意服之との文あるを見れば、女も襦ある衣を着しなるべし。

この後は、かの文武天皇、大寶の衣服令に見ゆるが如きものとなりしなり、令文には頭部は寶髻といふものにて、かさり、袷帯をつけ、襦、袴、及び舄を着す、これ禮服の時にして、朝服には、寶髻、及び襦、袴を用ゐるに及ばずとのよし見ゆ、蓋し古くも、男女ともに

に襦を着、また膳夫采女等は、手細、肩巾を着し、事、祝詞にもいひつけ、天武天皇の十一年三月の制にも見えたり、されども、當時の衣服を着けたる體いかなりしか、いま書圖に見る事甚だ難し、法隆寺に所藏する所の塔中塑造の女子の體は、かの釋迦の涅槃の形容をしめせしものながら、決して印度人の風俗にあらず、さりとして支那の風俗ともひたぶる見え、大にわが邦當時の風俗必ずうちまじれるもの、如くおぼゆる證據、くさくあり、さればまづこれらを參考とし、また奈良の正倉院、即ちもと東大寺の寶庫に保存御物たる、屏風、まくりの繪の中、鳥毛立女圖となつくるもの、女子の體裁など、これも參攷として考へ合せ見るに、大かたは察し得らる、さてこの鳥毛立女の名は、聖武天皇の翫弄し給ひし、奇珍物品を、崩御あらせられし、天平勝寶八歲六月廿一日は、即ち四十九日の御忌辰なるをもて、當今孝謙天皇、及び光明皇后、仰せ合せられて、廬舍那佛、即ち大佛へ寄納し給ひし、御物數百點の中にありて、いと嚴重に取扱はせ給ふ、其目錄を、東大寺獻物帖と題したる一卷の中に、載せられて、珍賞すべき繪畫ながら、其趣興は、種々の鳥毛をもて、押繪といふもの、如く細工したりしも、久遠の年序を經過る間に、その鳥毛は悉皆剝落し、いまはたゞ下繪のすぢ

がきの所を遣せるが如し。もとより顔面などは、烏毛を装ひせず、その烏毛をもしふ
 せたるは、おもに衣服のみなる如くに見えたり。又頭髪部は、今見る所の髪をあけ
 たるさま、恰も綿帽をかぶれるが如く、白くすぢかさせるを按へば、此髪も、烏毛をふ
 せたりしなるべし。いまこのまくり六枚あり、かの獻物帖にてらしあはするに、烏毛
 立女屏風六(高四尺六寸、廣一尺九寸一分、緋紗縁、以木假作斑竹帖、黒染釘、碧繩背、緋臑
 額接扇楷布袋)とあるものに、
 寸尺よく符合へれども、その
 調製みな亡せて、たゞ六枚の
 繪のみを存す。この容飾は、必
 ず奈良朝以前よりかけたる
 ものなるべければ、當昔の參
 致にあつべきものとして、其
 六枚の中二圖をこゝにしめ
 す。



この繪立女の襟のあたりより、
 黒色にて前にたれたるは、これ
 紕帯といふものなるべく、また
 前より左右の肩にかけて、うし
 ろに垂らしたるは、領巾なり。さ
 て衣のうへより、腹部のあたり
 ひき纏きたるは、褶なり。頭部は
 上にもいふ結髪ながらも、白綿
 帽の如きは、必ず烏毛をもしふ
 せたりしものならん。次の岩上
 に尻かけたる女も、其さま立女
 に同じ、これは、馬の鼻少し見えたり、おもひ合すべきものとす。この他、大和國藥師寺
 所有の額式にしつらひたる、吉祥天女といふ繪圖も、なほ此ころの參致となるべき
 裝飾なり。これらは、大よそ、奈良朝以前よりのよそほひを見るに足るべし。



衣服の地質は、太古即ち神世のころより、すべて布帛のものなる事明かなり。されど貴賤によつて、別ありしは論するに及ばず。また多く白地なる中に、赤黒みどりなど、神世にも染色あり。神武天皇以來、十代崇神天皇、十一代垂仁天皇の御時代よりは、海外の御交渉はじまりて、大に固有の風俗變更せしが如きも、いまだ神功皇后の征韓したまひし頃ほひのものにはあらず。この御盛舉のかたは、多く支那、三韓を始て、外國の文物、大にわが質朴なる風を潤色するにいたる。されば衣服の地質のみか、裁縫にも、かの吳漢などいふあたりの風輸入せりき。そのくはしき事は、古事記、日本紀をはじめて、正史に散見するが如し。既にもいふごとく、男子の服色も漸々に、その制定あるに従ひ、女子もなほ何くれと變り異りありて、大寶の衣服令の頃ほひは、大にさかりを極めて、繡、織、染色など、種々のもの見ゆ。深紫衣、淺紫衣、蘇芳、深緋、淺緋、深淺、綠、縹、紅など色々を用ひ、また錦あり、縷あり、本書に就て伺ふべし。さて縷といふは、いはゆるくもり染といふものにして、是も奈良朝に到りては、絞縷あり、夾縷あり、縷縷ありて、大にたくみになれり。絞縷は今いふしぼり染なり、夾縷は今いふ板じめなり、縷縷は今いふ臘染といふものなり。繡は既く推古天皇の御代甚だ盛なり。

さて又、古き衣に游須比といふものありて、男女通してこれを着たり。女子に用ひしは、宮簀姫の歌にわがけせるおすひのすそに云々とある是なり。萬葉集三に、大伴坂上郎女の歌に、手羽女のおすひとりかけ云々とも見え、それよりこなた、大神宮式の御装束の中にも、帛意須比八條、長二丈五尺、廣二幅、また度會宮のには、帛絹忍比四條、(各長二丈五尺)など見えたる、この名は瓊と同言なるべければ、かの後世の婦人の被衣のごときものにして、頭よりかぶりて、衣のうへを掩ひて、下は褌まで垂るゝものなるべし。こは上古男女ともに、誰ぞと知られじとて、面貌を隠す料の服なる事、大かた其着用する所のさま、及び歌によめる意にて明らかなり。後には男は着ること絶て、女のみ禮服のやうに、神をまつる時などに着るが如く、既く奈良朝の頃の風俗となりしなり。思ひあはすべし。

上に述べる所、太古及び上代女子の服飾の大畧なり。男子の衣服は、いま少しく細かにいひおけるものに参照して、なほ心得べきものとす。然るに東寺に保存する辛櫃に、天平年代の男女兒童遊戲の圖をゑがける、いかにも古色掬すべきものあり。こゝに其一つを示す、なほ上文に考へ合せて心得べし。此辛櫃の一方面づゝ、四面に彩色に

てあがける毬あそびの圖なれど、
今はやつれて墨色のみ遣れるが
如きも、此女少年は上衣ウヘキ下衣ゲカキとも
に墨描なるが、髪カミに紐ヒモの如きも
のを結へる、この色のあかきは薄
く遣れり、萬葉集十一に、額髪ヒタガキ結染ムスビ
木綿キヌとあるは、恰も如此装ひしを
いひしなるべく、蓋し上に寫し出
つる、立女圖の如き、こぢたきさま

にあらぬは、何れか前、何れか後ならん、辨へ難けれど、或は男女ともに、少年の服装は、
簡易なりしにもあるべきか、實に筒袖細袴ツツスそひを見るに等しき裁縫カミを以ても、奈良朝前
より、同朝の頃ほひのものなる風俗は、明かに察知せらる。なほ次々にいはんとする、
嵯峨天皇の御宇このかたは、唐制に倣ふべしとて、とりどりに潤袖ロウスそひの衣服となりぬ。
この少女の體男女の服制さしてきは、やかならぬも古き風俗の微證といひつべし。



女子の衣服

その二

平安朝時代初期の中ごろよりは、最も男女ともに、服飾容儀をとりつくろひ、衣服も
漸く華美を極む。ことに女房は、重ね色目といふ事の風流をさそひあらそひて、好み
好みの色目、或は繡など、いとみさかりに行はれたり、其ありしやうは、紫式部日記、或
は榮花物語、枕草紙の類にくはしくかゝげ、又雅亮装束抄といふ筆記あり、一名かな
装束抄ともいへるが如く、かな書にして、この藤氏全盛の頃より、その雅亮ぬしが在
世當時の崇徳院帝ごろに係けていと委しく室内裝飾の概略より、衣服調度に及ぶ
までの事どもを、上下二冊にかきわけたる、頗る此道の要書などを研究せんには、よ
く其現在にわたる心地せんと思ふ、此他中古にわたる装束の書、枚舉に遑あらず。
平安遷都後、嵯峨帝の弘仁十四年に詔ありて、大寶令遵行の式法を停められ、また朱
雀帝の承平二年には、服御常膳等四分一を減せられなどの事ありて、一條帝の朝前
後より、鎌倉幕府時代にいたりては、大に沿革ありしなり。されど凡そ女子の衣服の
品種は、男子の着類にくらべて、最も多からざるが故に、其變遷などいはんことも少

さ感ありまづそのさかりに着用せしすがたを圖式を以て左にかゝぐべし。



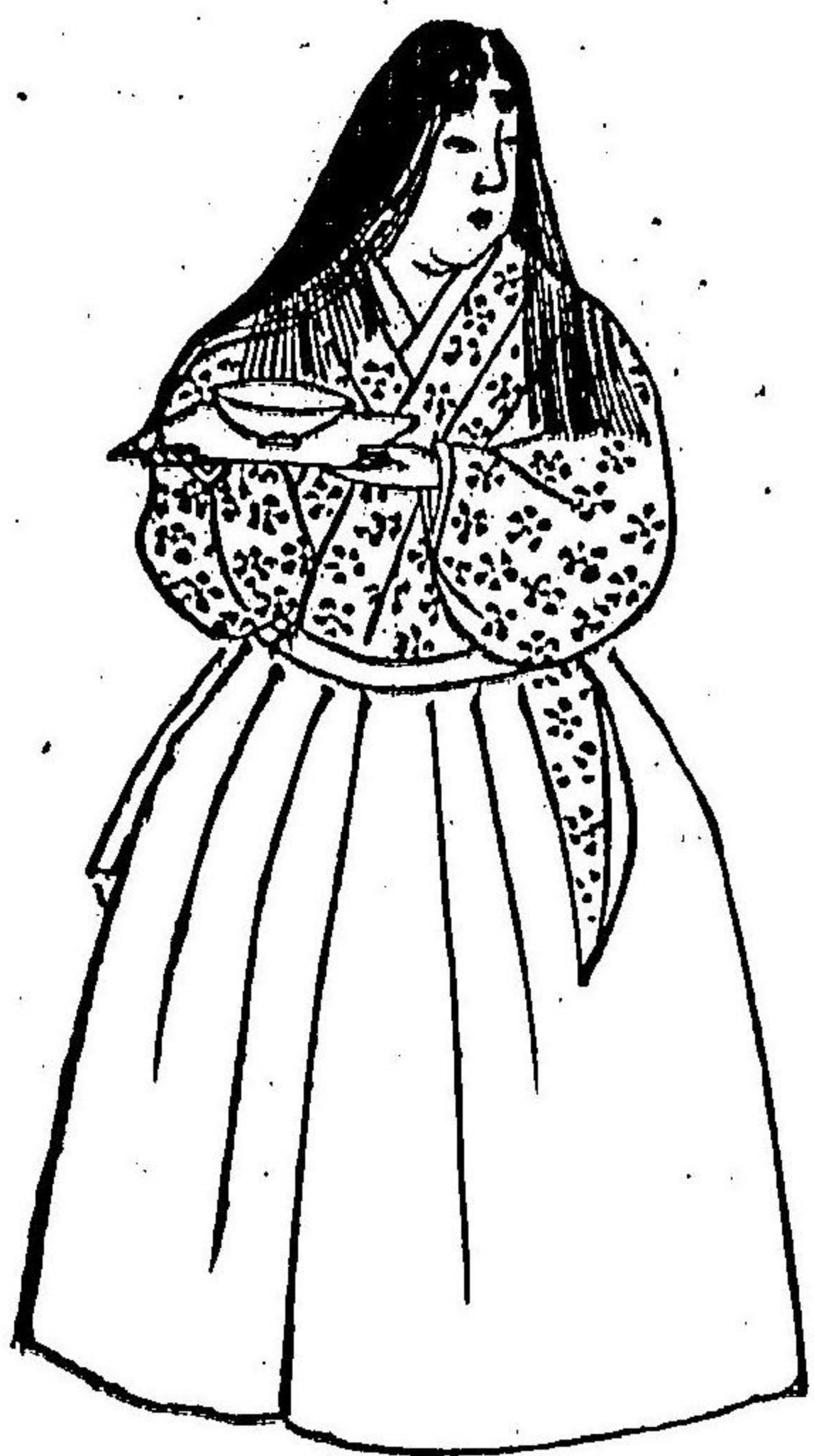
これ女子の正服なり、正服とは桂袴ツチハカマの上から衣ウエ及び装カサを着るをいふ、いはゆる男子の束帯ムスビの如し、さて比禮裙帯ヒレヒラを装ひ、髪を結び、釵ウヰ子をさす、この頭部カウつきを寶髻タカラカミといへり、如此装ひたるを物の具をつくともいふ、即ち晴の服装これなり、此着用の次第を舉むには、まづ內衣ウチエの小袖コソドモにあたる次に紅袴ベニハカマ、即ち緋ベニの袴ハカマ、板引イタヒキなり、次に單ヒト、地チ質ハチ綾アヤ、赤ベニ或は青アヲ、色イロ次に五衣イツ、イタ、地チ綾アヤにして文モノも思オモひ思オモひ定サめす、これむかしは重桂カサツチハカマといひて、七枚も八枚も、或は十二枚などかさねし事あり、道長公ミチナガノキミいましめて、五六枚をかさぬるに過ぐべからずといひし事、榮花物語に見ゆ、この後五枚を着ると定式となりしに似たり、次に打衣ウチエ、地チ綾アヤ、色イロは紅ベニ、又マタ着キぬ事あり、次に表着ウラキ、地チ綾アヤ物モノにて色イロ、次に唐衣カラキ、地チ綾アヤ、二重フタヘ綾アヤ物モノ、色イロ文モノは文モノ、重フタヘ綾アヤ、板引イタヒキ、次に次に装カサを着く、さて又からぎぬは、男子の袍ウラキにあたるが如く、装カサは袴ハカマの如し、然るにひれくたいは後にいたりて用ゐる事なし、全く廢スガれしにはあらで、この兩品、装カサに合併して、その装カサに附屬ツキたる掛帶カケカサ、即ち裾帶スジカサにして、引腰ヒキコサ、即ち領巾ネウカサなりしなり。

小袿コウキといふものあり、必竟略服にして、男子の直衣ナホシにあたるものにて、まづは正服の時トキのからぎぬに代用して、表着ウラキのうへにこれを着るなり、さて細長ホソナガといふものあり。

り、貴顯婦人つねにこれを服装す。また汗衫アサギといふものあり、男女ともに衣の下に着こみて、讀みて字の如く、あせとりなりしを、後には童女輩これを上に被るものとなり。檜扇に様々のいろどり、又かさね方などありて、常住坐臥婦女はかならず手をはなたざるものなり。蓋し扇は古く、これを使用す、小うちき、かさみ、細長などは漸くに着用するが如し、されば舊き圖書には、その體をみるものすくなし。

世かはりて、時平家おこり、源氏つひに一統せる事みな人知る所なり、男子の服には多少變動なきにあらず、婦女の服装大に異なる事なけれど、時勢やう／＼に殺氣を帯ぶるが故に、優美なりし趣味はあつからに遠ざかりて、取まとひし服装の品々など、最も簡便になりしが如く、多く晴ハレの儀式を除くの外、小袿をも被らず、もとより五衣など、たま／＼は上流社會に於てこれを裝ひたれど、中等以下はそのさまをことにせり、次の圖は上等に仕ふる少女のさまなり。

さて漸くに武家といふもの起りても、京都公家の服装に於て、大かた後世にいたり、徳川幕府ころまでもその正式は變する事なしといへども、これよりさき鳥羽帝、堀河帝の間にあたりて、左大臣有仁公といふ人、大に衣文を修飾して、後にいふ所の類



装束はこの時よりおこれるなり、こゝに至りて鎌倉幕府の男子は質素を旨とし、勤儉を専らに行ふ事毎に頼朝卿部下に制しければ、伺候の武人つねに直垂ナカサカ、または水干を着し、烏帽子を冠れり。然るに侍サマ、ひ郎等の類ひ、かのひたたれの如き袖の長さは動作に不便を感すれば、これを厭ひ省くもの少からず、上に圍する所の少女のさまも大かたこゝにもとづくを思ふべし。されば庶人は、多く烏帽子袴を着けたれども、直垂、水干などの如きは着る事なかりき。婦女の家居の時は、男子に准して服装も最も簡樸なり、蓋し外出するをりは、京都の婦人は笠をかぶり顔を覆ひ、つぼ装束とて、

表着のすそを上へをりあげ、小袿を引まといふさまのぼまれるからに、此名ありしがこの鎌倉においても其さまをまなびて、常に類面を露はさず、市女笠、或は檜笠などをかぶりてこれを掩ひぬ。又鎌倉に於て建長五年幕府新令を出して、法家、女房等の装束を制し、五衣に練貫以下の過差を禁じたる事あり。

また中等社會以下の間において、小袿を被りてそれをかつぎといふ。これも其もと、顔を露はさぬ所より行はれしが、何となく大にこのすがた盛りになりて、専ら他



出の装ひとなりぬ。此頃の風俗をうつし出せる繪卷に、多く見えたる所のありさま上圖の如し。蓋し市女がさ、檜笠などの類をかぶらて、たゞちに衣類をかぶりき。

この風俗は、鎌倉の頃より後の室町幕府ごろにも及びたり。近代までも京都の婦人輩、かつぎといふものを襲ふも、この餘波なるべし。

さて鎌倉時代を経て、室町幕府にいたるも、公家の女装は大かたに大變異は無かりき。されば室町の將軍家は、僭上にも朝廷をまなびければ、なかくに女房の服装などの如き鎌倉幕府の質朴にはやうかはりて、華奢にちかつく趣きあり。さはいへど戦亂うちつゞく時勢なれば、大かたの武將の家にては、袴或は装などの如き、長くまとひて簡便ならぬ服ははぶかれ、たゞ袿ツヅミを襲ふ事となれり。これしばらく禮式の時の服に用ゐて、うちかけといふ。正式の五衣、或は表着の如きものにあたり。その下に小袖を着し、帯を結ひて、この袿をうちかくるなり。此後は公武の間の服制、大に異りて、武家にては袴、また装の類をうがたず、小袖を着流し、帯も一幅の地質を六つ割にをりて、これを結びしを、八代將軍義政の時にいたりて、八つ割とすべきよし制を立られしが、行はれずして、漸くその幅廣くなりて、四つわりとなりしといふ。

62
395

もとより時候の寒暑に應じて、ひとへあり、あはせありしは、中古のさまなり、後には
綿をもいれて、さて其季節に應じて、着用順をも立られしなり。

有職故實 終

しんせき
しんせき
しんせき

